

◎議 事 日 程（第4号）

平成27年3月10日（火曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 市長招集挨拶並びに施政方針説明に対する質問
- 日程第2 議案第1号 愛西市交通安全条例の制定について
- 日程第3 議案第2号 愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第3号 愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第4号 愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第5号 愛西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第6号 愛西市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第7号 愛西市行政手続条例の一部改正について
- 日程第9 議案第8号 愛西市職員定数条例の一部改正について
- 日程第10 議案第9号 愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第11号 愛西市教育委員会の委員定数を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 愛西市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 愛西市手数料条例の一部改正について
- 日程第19 議案第18号 愛西市介護保険条例の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 愛西市排水施設整備条例の一部改正について
- 日程第21 議案第20号 愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第21号 新市建設計画の変更について
- 日程第23 議案第22号 海部地方教育事務協議会規約の変更について
- 日程第24 議案第23号 市道路線の廃止について
- 日程第25 議案第24号 市道路線の認定について

- 日程第26 議案第26号 平成26年度愛西市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第27 議案第27号 平成26年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第28 議案第28号 平成26年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第29 議案第29号 平成26年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第30 議案第30号 平成26年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第31 議案第31号 平成26年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第32 議案第32号 平成27年度愛西市一般会計予算について
- 日程第33 議案第33号 平成27年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第34 議案第34号 平成27年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第35 議案第35号 平成27年度愛西市介護保険特別会計予算について
- 日程第36 議案第36号 平成27年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について
- 日程第37 議案第37号 平成27年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第38 議案第38号 平成27年度愛西市水道事業会計予算について
- 日程第39 発議第1号 愛西市子ども医療費支給条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第40 委員会付託について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（20名）

|     |          |     |         |
|-----|----------|-----|---------|
| 1番  | 大野 則男 君  | 2番  | 山岡 幹雄 君 |
| 3番  | 石崎 たか子 君 | 4番  | 加藤 敏彦 君 |
| 5番  | 八木 一 君   | 6番  | 大宮 吉満 君 |
| 7番  | 近藤 武 君   | 8番  | 神田 康史 君 |
| 9番  | 杉村 義仁 君  | 10番 | 島田 浩 君  |
| 11番 | 河合 克平 君  | 12番 | 真野 和久 君 |
| 13番 | 吉川 三津子 君 | 14番 | 鬼頭 勝治 君 |
| 15番 | 大島 一郎 君  | 16番 | 鷺野 聰明 君 |
| 17番 | 堀田 清 君   | 18番 | 大島 功 君  |
| 19番 | 竹村 仁司 君  | 20番 | 高松 幸雄 君 |

◎欠 席 議 員（なし）

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

|                            |             |                      |           |
|----------------------------|-------------|----------------------|-----------|
| 市 長                        | 日 永 貴 章 君   | 副 市 長                | 鈴 木 睦 君   |
| 教 育 長                      | 加 藤 良 邦 君   | 会計管理者兼<br>会 計 室 長    | 水 谷 勇 君   |
| 総 務 部 長                    | 石 原 光 君     | 企 画 部 長              | 山 田 喜久男 君 |
| 教 育 部 長                    | 五 島 直 和 君   | 市 民 生 活 部 長          | 永 田 和 美 君 |
| 上 下 水 道 部 長                | 飯 谷 幸 良 君   | 福 祉 部 長              | 小 澤 直 樹 君 |
| 人 事 課 長                    | 大 鹿 剛 史 君   | 消 防 総 務 課 長          | 加 藤 幸 一 君 |
| 建 設 課 長                    | 鷺 野 継 久 君   | 都 市 計 画 課 長          | 恒 川 美 広 君 |
| 企 業 誘 致<br>対 策 課 長         | 横 井 啓 善 君   | 経 済 課 長              | 伊 藤 長 利 君 |
| 総 務 部 次 長 兼<br>安 全 対 策 課 長 | 石 黒 貞 明 君   | 財 政 課 長              | 村 津 友 章 君 |
| 保 險 年 金 課 長                | 井 戸 田 憲 二 君 | 企 業 誘 致<br>対 策 課 主 幹 | 青 山 和 充 君 |

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

|             |         |         |         |
|-------------|---------|---------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 服 部 秀 三 | 議 事 課 長 | 佐 藤 敏 彦 |
| 書 記         | 山 田 宗 一 | 書 記     | 服 部 陽 介 |

---

午前10時00分 開議

○議長（鬼頭勝治君）

本日は御苦勞さまでございます。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

ただいまから、市長招集挨拶並びに施政方針説明に対する質問及び議案質疑に入りますが、質疑におきましては、愛西市議会会議規則第54条第3項で、自己の意見を述べることができないとなっておりますので、議案に対しての説明を求めるようにしていただくようお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・市長招集挨拶並びに施政方針説明に対する質問

○議長（鬼頭勝治君）

日程第1・市長招集挨拶並びに施政方針説明に対する質問をお受けいたします。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、12番・真野和久議員、どうぞ。

○12番（真野和久君）

おはようございます。

それでは、通告に従って質問を質問させていただきます。

今回の市長の施政方針演説の中で気がついた点について、2点ほど質問をさせていただきます。

まず最初は、一般質問の中でも出ておりましたが、組織機構の見直しのことです。

確認の意味を含めて答弁をお願いしたいと思いますが、来年度から機構を改革するという事になったということでありました。この間、子供課の問題とか、それから危機管理室というような話とか、それから自治基本条例の関係でいうと、例えば市民協働課というようなことが考えられていくわけですが、こうした課題に対して、どういう形で今後対応しようと考えているのか。また、こうした機構改革に対して市民の声みたいなものをこれから聞いていくのか、その点について質問をいたしたいと思います。

それから、補助金と使用料見直しについても述べられておりました。この間の質疑の中で、私も質問した中でも、施設使用料については、今後改定をしていくということは前議会の中でも答弁をされておりましたけれども、例えば補助金の見直し等を含めて、具体的なことがあれば教えていただきたいと思います。

○市長（日永貴章君）

おはようございます。

まず初めに、先ほど議長から報告をさせていただきましたが、本日、経済建設部長、そして消防長、体調不良により欠席をすることを、改めておわびを申し上げたいというふうに思いま

す。現在、風邪やインフルエンザも大変はやっておりますので、議員各位におかれましても、十分注意をしていただきたいというふうに思います。

それでは、真野議員に対する答弁をさせていただきます。

まず最初に、組織機構の関係でございますけれども、御承知のとおり、平成28年4月からの運用を目標とし、現在作業を進めております。

課の設置につきましては、社会ニーズや市の状況を的確に判断しながら進めていきたいというふうに現在思っております。そして、できる限り市民の方々や関係される方々にわかりやすく、利便性のある組織を構築していきたいというふうに考えております。具体的なことについてはまだ現在検討中でございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

補助金の関係でございますが、補助金と施設使用料につきましては、職員によるワーキングチームを立ち上げ、現在検討を行っております。

体育施設の利用料についても、現在検討が行われている段階でございますが、今後ワーキングチームから具体的な検討結果を受け、今後進めていきたいというふうに思っております。当然、体育施設の利用料につきましても、この中で検討が行われておりますし、その他におきましても、現在無料で貸し出しを行われている施設など、全体的に現在、ワーキングチームで検討を行っているという状況でございます。以上でございます。

#### ○12番（真野和久君）

今、機構の見直しに関しては、現在検討中ということでした。来年の4月からということであると、どこかの段階で、こういう形に変えますよということを多分発表されると思うんですけども、大体どのあたりで発表していくのかということで、スケジュール的なことを教えていただければというふうに思います。

それから、補助金、施設使用料の見直しのことですけれども、施設使用料に関しては、今進めているという話がありました。これも来年度からやるのであれば、本年度中のどこかで公表していかんきゃならないと思いますので、そうした形での市民の声とかも聞かれるかもしれませんので、そのあたりのスケジュールと、それから補助金の問題について、先ほど答弁の中では具体的にはなかったのですが、補助金についてどういうふうにしていくのかお願いします。

#### ○市長（日永貴章君）

まず初めに、組織機構の関係のスケジュールでございますけれども、当然これは議会の議決の部分もございますので、そういった部分を含めて早い段階でお示しができればいいとは思っておりますけれども、やはり内部的な調整等も必要でございますので、わかり次第、議員各位向けに御報告は当然させていただこうということで、ちょっとスケジュールは今しばらくお待ちいただきたいというふうに思っております。

あと、補助金の関係でございますけれども、ワーキングチーム、現在作業を進めておりますが、今後につきましては、実際の補助金団体の方々の御意見を聞くことも必要ではないかというふうに考えております。その結果を踏まえて、いつ補助金の見直しを実行するのかということにつきましても、その補助金団体の方の意見を聞いたり、そういうことを今後どのように進

めるのか、今回の結果を見て今後のスケジュールを決めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、4番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○4番（加藤敏彦君）

市長の施政方針説明で、3ページで、愛西市版総合戦略について述べられております。

説明資料の地方総合戦略策定のポイントでは、地域特性の把握とはどんなことか。それから、明確な目標とKPI（重要業績評価指標）とはどんなことか。それから「産官学金労言」、女性、若者、高齢者などあると書いてありますが、愛西市に当てはめてみると対象はどんなところにあるのかについてお尋ねをいたします。

○市長（日永貴章君）

それでは、第1点目でございますが、愛西市といたしましては、地域の特性を生かした総合戦略を当然考えていかなければならないというふうに思っております。

例えば、名古屋駅から二十数キロの距離に位置する都市近郊型の農業生産地でございますので、その特性を生かして、大消費地である名古屋から多くの方々を呼び込める観光農業的な戦略も考えていかなければならないと、これはあくまでも一つの例でございます。

次に、KPIにつきましてですが、例えば行政活動そのものが実施する企業立地説明会の開催回数や、講演会の開催のためのパンフレットの結果に係る数値目標ではなくて、施策を行った結果として市民、市にもたらされる便益、得た利益に係る数値目標ということになっております。

あと、3点目でございますけれども、国は地方版総合戦略を策定するに当たっては、地域のできるだけ幅広い関係者の意見を聞きながらやっていただきたいというふうに言っておみえでございます。市といたしまして、現時点では市民、学識経験者、そして農・商・工業界、金融業界などの構成メンバーで総合戦略推進組織を立ち上げて、幅広い意見を聞きながら策定をしたいというふうに考えております。以上でございます。

○4番（加藤敏彦君）

地域特性の把握について、1つは観光農業的なものという具体例がありますけれども、そこからさらに膨らませられることだと思います。

それから、明確な目標ということですが、計画目標ではなくて実施結果での目標ということですが、まだこれ愛西市においては非常に抽象的なことだと思いますけれども、一応考え方としてはわかりますが、具体的な問題、事例とかは、具体的に言ったらどんなことがあるのかという点についてわかりましたらお尋ねをしたいと思います。

それから、「産官学金労言」ということですが、今現時点では、農・商・工・金というような形ですが、委員会の行政視察でも、まちおこしというところ辺で、そういう戦略のための組織をつくられておりますけれども、どのくらいの規模の組織という点で考えがありましたらお尋ねをいたします。

○市長（日永貴章君）

まず1点目のK P Iの具体例というお話でございますが、このK P Iにつきましても、国から示されたものでありますので、現在内部で、私個人的にもK P Iという言葉は今勉強している段階でございます、やはり今、国から言われているのは、最終的に結果としてどのような結果があらわれたのかということを示せということでございますので、これの具体的といえますと、なかなか今お答えできる状況ではございませんので、御理解いただきたいというふうに思います。

あと、3点目の総合戦略組織の関係でございますが、これにつきましても、現在、今後の補正に向け、また皆様方に御説明をさせていただきますが、それをお認めいただきましたら、先ほど答弁させていただきましたが、構成メンバーを選任して進めていきたいということでございますので、御理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、13番・吉川三津子議員、どうぞ。

○13番（吉川三津子君）

市長の施政方針について、数点お伺いをいたします。

質問があったものについては割愛をさせていただきますが、先ほどから組織機構の見直しについて質問がございました。市長の直属に部署を置くなり、大きなテーマについてはそのことも考えられると思うんですが、今現在、これだけは必要だなというようなものがあればお聞かせいただきたいと思います。

それから、自治基本条例についてお伺いをしたいと思います。私は、これが市に機能することがとても重要だと考えるわけですが、協働のまちづくりというのは言葉で言えばとても簡単です。市長がこの協働のまちづくりについてどんなイメージをお持ちなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○市長（日永貴章君）

最初に、組織機構の一番ネックになる、一番重要なところはどこかということでございますが、私個人といたしましては、今後は企画課が一番メインになってくるのではないかなと。やはり政策の立案等は、企画でしっかりとした政策をつくっていかねばならないというふうに考えております。

あと、協働によるまちづくりのイメージということでございますが、簡単に言いますと、未来ある愛西市はみんなで作るという考えのもと、市民、行政、議会、そして愛西市にかかわる全ての方々がともに力を合わせ、愛西市発展のためさまざまな行動をしていくということではないかなあというようなイメージでございます。以上でございます。

○13番（吉川三津子君）

私も、これからそういった企画課の動きというのは、いろんな計画づくりで重要になってくると思います。

それで1つ、支所の件で、いろいろ一般質問でもございましたが、こういった組織機構の見

直しが早まれば、今の支所にある部署が早目に本庁のほうに統合されるような可能性はあるのか。私は、維持管理費がここ1年で両方維持するということになる、とても大きくなるのではないかという不安を持っておりますので、その辺について1点お聞きをしたいと思います。

それから、自治基本条例の協働のまちづくりについて、大きなイメージについては理解できました。しかし、その第一歩として具体的に何をしたいか、その点についてお伺いをしたいと思います。

**○市長（日永貴章君）**

それでは、まず第1点の支所の今ある本課を、今度統合庁舎ができたときに早い段階でこちらに移行してはどうだという御意見でございますが、議会の皆様方の御意見もいただかなければならないと思っておりますけれども、やはり早く移行できるものについて、市民の皆様方や議会の皆様方の御理解が得られれば、そういったことも選択肢の一つではないかなあというふうに思っております。

あと、まず最初に協働のまちづくりによることを何をやるんだということでございますけれども、これにつきましては、まず行政職員が積極的に地域に出向いて、行政の活動や課題について住民などに伝え、課題や活動を共有していくことも必要だというふうに思っておりますので、まずは行政としては、職員向けの勉強会等を開催していきたいというふうに思っております。以上です。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、11番・河合克平議員、どうぞ。

**○11番（河合克平君）**

おはようございます。

所信表明について質問させていただきます。

私の方から2点お願いします。

1点目は、27年度の予算編成についてということで、将来展望において合併算定がえの終了ということで、大変厳しい状況になるということをご述べられてはいるんですけれども、どこの自治体も同じような状況を抱えていることもありますし、本当にそこまで減るのか、見通し、本当に減るんだろうかということについては疑問に思っているところがありまして、市長の見解をお伺いしたいということと、あともう1点が小・中学校の適正規模等についてということで、策定された愛西市の小・中学校適正規模と基本方針についての概要をお伺いできればと思います。お願いします。

**○市長（日永貴章君）**

最初に、合併算定がえについて、今後の見通しについてお答えをしたいというふうに思います。

合併算定がえにつきましては、御承知のとおり、市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる旧合併特例法第11条で、地方交付税の額の算定の特例として、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度について、旧町村の合併額、その後5年間程度で、激変緩和措置とし



て、総務省で定められた率を乗じて額を下回らないように算定した額というふうに法律で定められております。法律で定められておりますので、私どもといたしましては、そのようになっていくというふうに理解をいたしております。

続きまして、第2点目でございますけれども、基本方針につきましては、子供たちによりよい教育環境を提供するため、学校規模及び学校配置の基本的あり方について、愛西市立小中学校適正規模等検討委員会に意見を求め、いただいた提案を尊重しつつ、愛西市教育委員会が基本方針として策定をされました。

基本方針の内容といたしましては、愛西市の小・中学校の状況、学校規模及び学校配置の適正化の必要性、学校規模及び学校配置の適正化に係る具体的な方策、学校規模及び学校配置の適正化に向けた取り組みの留意事項でございます。以上でございます。

#### ○11番（河合克平君）

法律でということでおっしゃっていらっしゃるというのは十分わかるんですけども、今、合併算定がえ終了に伴う財政対策連絡協議会ということで、379市が全国でそういった協議会をつくり、愛西市も参加をされているということだと思っておりますけれども、総務省の緩和措置について、より緩和されるような措置が今後見通しがあるのかどうかということも、現状あるのであればお伺いをしたいということと、小学校の適正化規模等基本方針ですけれども、まだ詳細は明示されていないと思っておりますけれども、いつぐらいに明示されるのかということだけお伺いできればと思います。

#### ○市長（日永貴章君）

まず最初に、合併算定がえの見通しということでございますが、当然私どもといたしましては、少しでも現状を維持していただきたいという気持ちで、現在、さまざまな活動などをさせていただいておりますけれども、見通しとしては、まあどうなのでしょうかね。私どもとしても、できるだけ猶予をいただきたいという御意見しかありませんけれども、今、法律で決められておりますので、こういう事態になってもしっかりと財政運営、行政運営ができるように、現在、私どもといたしましてはしっかりとした対策を考えております。

あと、2点目の点につきましては、現在、詳細について詰めさせていただいておりますので、またでき次第、議員各位には御配付をしたいというふうに考えております。以上です。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

これにて、質問を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第2・議案第1号（質疑）

#### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第2・議案第1号：愛西市交通安全条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

11番・川合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

では、愛西市交通安全条例制定についてということで、お伺いたします。

2点お伺いたします。

まず第1点に、重点政策として4点上げています。その中で、高齢者ということだけは特別に上げてはいるんですが、児童、障害者等についても基本政策に入れるべきではないかということをお伺いたします。

また過去に、市の職員に対する通勤経路のあり方などを質問しました。この条例がもし制定された後には、そういったことについても、より積極的な検討がされるかどうかということについてもお伺いたします。お願いします。

○総務部長（石原 光君）

それでは、2点についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の、児童・生徒、障害者の方についても政策に入れるべきじゃないかという御質問でございますけれども、御案内のとおり、愛知県内におきましても、非常に高齢者の方の死亡事故が多いという状況は御承知のことというふうに思っております。そして、愛西市内、直近の5年の死亡事故を見てみましても、5年間で交通死亡事故者数、11名の方が亡くなっておみえになりますけれども、そのうち5名の方が高齢者と。約半数近くの方が高齢者ということでもありますので、市といたしましても、特に重点を置くべき事項であるということで、高齢者の条項を入れさせていただいたというのが経緯でございます。

児童・生徒や障害者の方につきましても、当然ながら交通安全教育を中心に行っていくつもりではありますし、この条例を契機に、より一層交通安全を推進していくという考え方に変わりはございません。

それから、2点目の市職員の通勤経路の関係で、以前にも御質問ございましたけれども、この条例にのっとって、率先して職員に対する交通安全意識の高揚を図ってはいきます。これは当然であります。しかしながら、通勤経路につきましても、合理的かつ最短距離の経路で選択されるものでありまして、この条例をもとに具体的な経路を反映させるものでないというふうに考えておりますので、その点は御理解いただきたいと思います。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて、質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第2号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第3・議案第2号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

11番・川合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

議案第2号、8号、9号、10号、11号、22号にかかわり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に当たっての条例変更についてということで、全てに関連をしておりますので、総括をしてお伺いをいたしたいと思っております。

まず1点、教育委員長と教育長というのを同じくするわけですが、その教育長の任命・罷免について、市長ができるということになります。これについては、教育に対する政治的な介入というのが行われやすくなるのではないかとということが心配され、教育の独立性というのが損なわれるのではないかとという心配をする意見があります。そういった意見について市の考え、また市長の考えをお伺いいたします。

**○教育部長（五島直和君）**

まず私のほうから、市の考えというところでお答えさせていただきます。

今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正におきまして、議員おっしゃられるように、新教育長の任命・罷免につきましては、地方公共団体の長に権限が付与されております。

ただ、また教育委員会の職務権限につきましては、改正法においても現行法と同じ規定になっておりますので、教育委員会の職務権限自体は変わりありません。したがって、法改正がすなわち教育の独立性を損なうかということ、そのようには考えておりません。以上です。

**○市長（日永貴章君）**

私から答弁させていただきます。

教育委員会は、現在でも合議制の執行機関であるため、その意思決定は教育長並びに委員による会議において、出席者の多数決によって決められております。法が改正された後も、委員一人一人の役割は引き続き重要なものであり、私市長が、議会の同意を得て教育長の任命・罷免をすることができるとしても、教育の独立性が損なわれるものではないというふうに考えております。以上です。

**○11番（河合克平君）**

端的に、例えば市長が、そういうことはないかもしれないですけども、市長が子供に対する教育については独自の方針を持っていて、それをどうしても進めたいというときには、その市長の思いどおりになる教育長を選んで進めるということがあり得るかどうかということについて、お伺いいたします。

**○教育部長（五島直和君）**

私のほうからお答えさせていただきます。

今回の改正の中で、総合教育会議というものも新たに設けられました。その総合教育会議の中では、確かに首長並びに教育委員会が必要に応じて協議等をする、であり、また教育委員会という会議自体は合議制でございます。やはり委員の意見を集約した中で決定されていくというふうで御理解いただきたいと思っております。

**○議長（鬼頭勝治君）**

これにて、質疑を終結いたします。

◎日程第4・議案第3号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第4・議案第3号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、19番・竹村仁司議員、どうぞ。

○19番（竹村仁司君）

議案第3号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について、質問をさせていただきます。

国の子ども・子育て新制度の施行に伴い、愛西市の利用者負担額等に関する基準を定める必要があるとのことですが、数点にわたり質問いたします。

1つ目には、保育料の設定について、国あるいは県の基準、指導などがあるのか、お伺いします。

2つ目は、保育料金に含まれているものは何か。送迎バス料金とか給食費は含まれるのかどうか、お伺いします。

また、保育料金で得た収入は、保育施設の運営においてどの事業、サービスの財源となるのか、お伺いします。

さらに、保育料を財源とした事業、サービスの収支状況をお伺いするとともに、収支がマイナスの場合、どの財源で補うのかをお伺いします。

そして、他の自治体と比較した場合、愛西市の保育料をどのように評価しているのか、お伺いします。

最後に、今後保育料金はどのように推移していくのか、他の自治体の動向も含めてお伺いします。

○福祉部長（小澤直樹君）

たくさんの点がありましたので、多少前後するかもしれませんがお答えをさせていただきます。

保育園、これは公立、私立とありますが、運営の財源といたしましては、公立保育園におきましては普通交付税と保育料が財源となっております。私立でありますれば、負担金がございます。国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担する負担金、これからは施設給付金となります。これと各種の補助金を財源として運営をしていただくこととなります。

したがって、保育料の収入につきましては、公立の場合は保育園の運営費に充当されます。私立の保育園にありましては、市がお支払いをさせていただきます保育所運営費の負担金、これの施設給付費、こちらのほうに充当をされるということでございます。

ただし、この中身につきましては、先ほど御指摘があった送迎バスの料金であるとか、給食における主食代ですとか、各園が独自にやっております自主事業については含まれておりませ

ん。

また、国におきましては、保育所の徴収金の基準額、こういったものを定めております。これはいわゆる保育料の国基準というものでございます。各市町村につきましては、この基準額、これを上限として、おのおのが独自の保育料を設定しているところでございます。

なお、国や県から支出されます負担金につきましては、この保育料の国の基準額と、施設の規模でいろいろ設定はあるわけでございますけれども、それによって決まっている保育単価、この差額として選定をされることになっております。国基準額と市が設定する保育料に差がある場合につきましては、その差額はそのまま市が負担して持ち出しをするということになっております。単純に、国の徴収金の基準額と市の保育料の差額を比較してみますと、平成25年度の市の徴収保育料につきましては、国基準保育料に対して3歳未満児の場合は約1億1,000万、3歳以上でありますと、約2億円ほど少ない額で徴収を実施しているところでございます。したがって、合わせて3億円ほど市が負担をしているといった状況でございます。

それから、この引き上げの実施をいたしましたとしても、事前に説明をさせていただきましたけれども、県下で見ますとまだまだ低い順位でございます。

来年度、平成27年度の他の自治体の動向については、把握は現在のところできておりませんが、市の財政力を考えますと、今後も段階的に引き上げていく必要があるといった考えを持っております。以上でございます。

#### ○19番（竹村仁司君）

愛西市はこの10年間、独自に民間保育施設に対して補助をしてきたと思いますが、保育料金の増額分が人材確保、処遇改善に適正に使われるとともに、同時に民間保育施設に対しては補助金頼みでなく経営努力を問わなくてはいけない。これは保育施設に限らず指定管理の施設も同じだと思いますが、そこで、民間保育施設の経営はどのようにして行われているのか、また収入の不足分は何で補われているのか、お伺いします。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

民間の保育所につきましては、先ほども申し上げましたように、市が負担金をお支払いさせていただいております。これについては先ほども言いましたように、国、県、市がそれぞれの持ち分をもってお支払いをさせていただいているものでございます。

この負担金、いわゆる施設給付費の中には、保育士の人件費を初めとして、運営に要する経費の全てを含んでおります。したがって、この負担金をもって、この収入をもって基本的には保育所の運営ができるということが言われております。

愛西市の場合にはこれに加えて、運営費補助を初めとします市独自の補助金であったり、県費を含んだ補助金等、民間の施設には交付しております。基本的には、こういったもので十分、施設運営がされていくといったことで考えております。以上でございます。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、11番・河合克平議員、どうぞ。

#### ○11番（河合克平君）

では、質問させていただきます。

まず第1点に、附則にある別表を3つ載せることによって、4年間の利用料という負担増を行うということをあらかじめ計画しているという条例の提案なんですけれども、今後の経済情勢だとか、市政の状況の変化というのを加味しないで負担増の計画をつくった、その理由はどのようなものでしたでしょうか。子供の医療費の無料化を進められているときに当たっても、保育料が安いのでということもありましたので、そういったことでは、なぜ値上げを提案することに至ったのかの理由をお伺いいたします。

また、1号給付の利用料は、非課税世帯については利用料はゼロということになっておりますが、1号というのはいわゆる幼稚園等ですね。認定子ども園の幼稚園型と言われる部分の利用する人が多いと思うんですけれども、その1号給付についてはゼロ。ただ、2号・3号給付については、市民税が非課税の世帯についてはゼロが、どんどん4年間の中でふえていくということについては、利用料ゼロというのも継続すべきではないかということについて、見解をお伺いいたします。

また、3番目に、付表の別表第1によると、今と変わらないですよということで説明をされている表になるんですけれども、階層区分が変更されることによって、第4階層から第7階層までの利用者が負担増になるという表になっております。

特に多子世帯、3人以上の世帯については、旧4階層から新しい4階層となる場合については負担が倍になる。また、旧5階層から新5階層については保険料が1.5倍になるという状況です。新4階層の方でも、市民税が6万8,400円より少ないときには、新5階層になっている市民税の方については旧でいうと4階層になっている保育料になりますので、多子世帯については新しい保育料の階層をつくることによって、保険料が倍になったり1.5倍になる人たちがその階層ではいるというところがあります。

稲沢市などでは階層を細分化されているということもありますが、そういった負担の緩和策についてはとられないのか、お伺いいたします。

最後に、27年から30年度まで、保育料の負担がふえるという状況にはなるんですが、住民の方の負担がふえることによって市の負担がどのくらい減少されるのか。先ほど3歳児以上の方で1億円、3歳未満の方で2億円ということで、約3億円の負担があるということの説明いただきましたが、減少するのはどのくらいの金額が減少するのかということについて、推計になるとは思いますがお聞きします。お願いします。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

まず1点目でございます。

今回、増額の設定をした理由ということでございます。議案の提案説明でもさせていただきましたが、もともと愛西市の料金設定というのは非常に極めて低い設定がされているという現状がまず1点ございます。

この保育料の目標額を現行の保育料から、おおよそでございますが、大体15%引き上げるといことになるわけでございますけれども、これを緩和するために3年間で段階的に引き上げ

ていくということをごさいますして、各年度ほぼ均等になるように料金の設定をさせていただいております。現状でも市の財政状況等、それから補助の負担等を考慮した設定をさせていただいているつもりでございます。

それから2点目の、いわゆる1号給付と2号・3号認定の利用料の違いでございますが、1号給付は幼稚園でございますけれども、こちらと保育園では料金設定の仕組みがもともと違っております。1号給付の場合、今回につきましては、愛西市の私立の3つの幼稚園の平均の月額授業料をベースにしております、そこから就園奨励費を控除した額といったものを基本の考え方としております。

したがって、第2階層につきましては、就園奨励費の額が平均の授業料を上回っているといった現状がありましたので、利用料ゼロ等を設定させていただいたものでございます。

なお、保育料につきましては、これとは違った国の設定の保育料がベースになっております。こちらにつきましても、国は1号の認定に比べまして非常に高い料金設定が既にされております。我々としても、在宅で保育する場合においても食料費、生活費一般には負担が生じますので、保育料徴収もやむを得ないといった考えでございます。

それから、3点目の階層区分につきましては、基本的な部分については変わらないという説明をしてきております。今回、所得税から市町村民税に変わりました理由といいますのは、所得税がいろんな政策の道具として、税制改正の影響が非常に大きいといったところの中で、比較の変動が少ない市町村民税に基準を変更するといった流れで来ております。

これにつきましては、ある程度モデル的なものを想定して、できるだけ変動はないように移行を考えるものでございます。議員言われるように、線引きの線に見える御家庭につきましては、段階が変動するといったことも、ある程度やむを得ないものと考えております。

それから4点目でございます。今回の料金改定をさせていただいた影響でございますが、ざっと申し上げて、各年度1,000万円ほどの増収になるのではないのかなあと。3年間合わせますと3,000万ほどの増収になるということで、試算をしております。

ただ、この平成26年度もそうですが、保育単価の改定が、非常に大きい改定がなされておりますし、平成27年度以降も、いわゆる処遇改善の部分を保育単価の改正に盛り込むといった国の方針も出ておりますので、恐らく市の負担する額の増加のペースのほうはるかに大きいのではないかといた予測はしております。以上でございます。

#### ○11番（河合克平君）

もともと27年度については変わらないということで、区分が変わるだけだと、所得税から市民税の認定の方法が変わるだけだということだったんですけれども、例えば新4階層のところでは、6万8,400円よりも少ない市民税の人は倍になります。新5階層では、11万6,400円よりも少ない市民税の人は1.5倍になります。そういったことでは、負担の軽減ということはある程度のことは考えられるべきではないかということは思いますので、もう一度その辺について、お伺いをいたします。

また、4年間の利用料の負担を計画的にするということなんですが、引き上げるときにもう

一度条例を制定するという、提案をするというのが本質ではないかなというふうに思うわけですが、そういったことについてはお考えがないのかどうか、もう一度お伺いいたします。

また、27年度から30年度までの間の市の減収は3,000万円ということなんですが、単価を見直すともっと負担がふえるんじゃないかということをおっしゃっているんですけども、具体的にどのくらいふえるのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○福祉部長（小澤直樹君）

まず、所得税から市町村民税への移行の場合で、議員が計算されております多子の場合、たくさんお子さんがみえる場合につきましては、これはまた軽減措置もございますので、今、議員が言われるような数字になるのかどうか、ちょっと場合場合にもよると思いますので、また細かい内容につきましてはお示しをさせていただきたいと思います。

それから、3年間で保育料を順次引き上げるとことの是非でございます。毎年毎年これだけ上げますという条例を出すべきではないのかということをおっしゃっておみえになりますが、基本的に今までも申し述べておりますように、おおむね3年ごとに保育料については見直すんだということを言ってきております。そういった中で、毎年毎年見直し作業をする事務作業が必要なのかどうかといった論点もございますので、ある程度の期間は頂戴したいなということは我々としては考えております。

それから、保育単価の上昇分でございますが、実は国のほうは、この平成27年度予算を作成する場合の試算用のプログラムというのを各市町村に配付しております。実は、我々もそれを使っていろいろ計算をしてみたところでございますが、全くもって、この金額で予算計上するのかというようなすごい数字になっております。前提としましては、消費税の増税分がその当時は見込まれておりましたので、すごい数字になっているなあということは思うわけでございますけれども、現状としては、まだ我々に具体的にどれくらいといった内容については、まだ聞こえてきておりません。

ただ、先ほど言いましたように、処遇改善の部分については上乘せをするんだということは言っておりますので、従来と比べまして大きな増額になるのではないかとといったことは考えております。以上でございます。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて、質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第4号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第5・議案第4号：愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、13番・吉川三津子議員、どうぞ。

○13番（吉川三津子君）



議案第4号について質問をさせていただきます。

まず第6条の関係で、指導員の規定について書かれているわけですが、発達障害の問題を今まで取り上げてきておりますが、こういった発達障害の子供がいる場合の指導員についてどのようになっているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

それから第4条で、日曜・祝日については、実施できない日とすることができるというふううたわれております。日曜・祝日の要望もあるわけですが、実際にどのように運用がされていくのか、その点についてお伺いをしたいと思っております。

それから、先ほどからも質問がございますが、愛西市においてはフルタイムで働くよりもパートが多いということで、大変保育料が高くなったりとか、こういった児童クラブの費用が高くなると、子供のしわ寄せにいたりとか、働くのをやめたりということになるケースもあるかと思っておりますが、今、愛西市において、パートやアルバイト的なお仕事をされている方、そして正規でフルタイムで働いている人の割合はどうなっているのか、愛西市の特徴についてお伺いをしたいと思っております。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

まず第1点目の発達障害を持ったお子さんが御利用になる場合の職員の配置でございます。

今回の条例におきましては、放課後の児童支援員については2名以上配置をするといった規定をさせていただいております。受け入れをする場合につきましては、適切に支援することができるような配置としていきたいということを考えております。

本条例におきましては特別な規定をしておりませんが、現状として、国や県の放課後子供環境整備事業費、この中に放課後児童クラブ障害児受け入れ促進事業といった補助金がございますので、これを活用することなどして、できる限り職員の配置に努めたいと考えております。

それから、2点目の日曜・祝日についてでございます。

今、愛西市の公設の児童クラブにつきましては、児童館と子育て支援センターを利用して事業を実施させていただいております。休館日等を考慮いたしまして、日曜・祝日には事業を実施していないという現実に合わせてものでございます。

児童クラブの利用に対するニーズにつきましては、さまざまものが考えられますので、全部全てに対応することは、なかなか困難であるとは考えてはおりますが、周囲の状況、家庭の状況、こういったものを考慮して事業を進めていきたいと思っております。

3点目の御利用になっている御家族の就職の状況でございます。27年度の登録をしていただいております状況でございますが、正規職員として働いてみえる方が約28%、パート、アルバイト等が約62%、自営や農業の方が約4%、その他介護等で保育ができないという方が6%ということになっておまして、正規職員とパート、アルバイト等では1対2ぐらいの比率といった現状でございます。以上です。

#### ○13番（吉川三津子君）

それでは、日曜・祝日に関するニーズなんですけれども、子ども・子育て会議などでも何度

も出てきていると思うんですが、隠れたニーズがあるということは市も了解していらっしゃると思うんですね。こういったものがあるから就職の範囲が広がり、フルタイムでの就職も広がっていくという効果もあると思うんですが、これが隠れたニーズだと思います。そういった面で、日曜・祝日の児童クラブの開設についてはどういった方向性をお持ちなのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、もう1点、先ほどから正規、パート等のお話がありましたが、傾向的に、私は愛西市のほうは、パートが多いと思っておりませんが、市のほうはどのような認識をお持ちなのか、他の自治体と比べてどのような就労状況にあるという認識をお持ちなのか、お伺いをしたいと思います。

**○福祉部長（小澤直樹君）**

日曜・祝日の利用でございますが、まず現状としまして、そもそも土曜日の利用につきましては、平日と比較するとかなり少ない状況にあるといった現状もございます。あと、子ども・子育て支援事業計画の中で行いましたニーズ調査の中では、やはり土・日・祝日のニーズ量についてはかなり少ないといった現状もございます。ただ、これも要望がふえてきますれば、それに対応していく必要はあるといったことは考えております。

また、愛西市での就労の状況でございますが、他の市町村と特に比較をしたことがございませんので、はっきり申し上げるわけにはいきませんが、先ほど言いましたように、やはりパート、アルバイトの方の比率というのはかなり大きいといった認識は持っております。以上でございます。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、11番・河合克平議員、どうぞ。

**○11番（河合克平君）**

愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例についてお伺いたします。

1点目、今、吉川議員からも話があって、発達障害などの指導員をふやす云々といった話があったので、できるかと思いますが、発達障害などの心身障害のある児童もこの事業の対象とするということでもいいのか、またそれを断るようなことはあるのかどうか、お伺いたします。

2点目に、別表2の利用料についてですが、春休み期間が合計6,000円ということで、冬休みと比べても高くなっている状況がありますので、バランスが悪いのではないかということについて、多少見直す方向は考えていないのかお伺いたします。

3点目に、これは規則のことなんですが、規則では定員がいろいろとクラブごとに決められてはいるんですけれども、実際はその規則の中の第1条第2項で、40人以上になる場合は別にするよということにもなっているんですが、実際そういった運営をしたことがあるのか。夏休み等ではされているところもあると思うんですけれども、したことがあるのか。また、現在行っているのか。また、どのクラブでそういったことが行えるのかということについて、お伺いたします。

**○福祉部長（小澤直樹君）**

まず1点目、発達障害のあるお子さんの受け入れについてでございますが、これにつきましては受け入れをするかどうか、できるかどうかといった判断につきましては、画一的なものは設定してございません。学校も含め関係機関と相談をしながら、その子供の状況を十分考慮して決めていきたいということで考えております。

2点目の春休みの料金設定でございます。当然、長期休暇中につきましては、児童クラブの利用の時間が長くなりますので、別途利用料金を設定させていただいております。夏休みが40日ほど、冬休みは年末年始の休みもあり、実質利用として7日ほど。春休みにつきましては、年度初めの春休みの6日間、学年末の春休みの7日間といったところがございますので、冬休みと年度初め及び学年末の春休みを同額として設定をさせていただいたものでございます。

3点目の運営の単位でございます。厚労省令に運営に関する基準がございます。これに沿ったものとするための規定でございます。平成27年度から対応するため準備を今進めているところでございます。

施設、設備面からいまして、八輪と開治の2つの子育て支援センターを除いて対応が可能であると考えております。現在のところ、複数の支援の単位で運営しているクラブはございませんけれども、現在の登録状況から複数の単位で運営が必要になる場合が出てくるのではないかと考えられるのが、平常月の利用の場合に佐屋の第1、永和、草平児童館、この3つのクラブが平常月でも2つに割る必要が出てくるのではないかと。それから長期休暇については、割る必要が出てくる心配があるのが佐屋の第1と第2、市江、永和、立田南部、草平の3つのクラブについてはそういう心配がございます。以上でございます。

○11番（河合克平君）

発達障害などのということについて、画一的なルールは決めていないということなんですけれども、基本的には前提として受け入れるというのが前提の上で画一的なルールを決めていないのか、ちょっとそのことだけもう一度お願いいたします。あとはいいです。

○福祉部長（小澤直樹君）

先ほどの吉川議員の御質問にもお答えさせていただきましたように、補助事業等も活用しながら受け入れていく方向で考えております。以上でございます。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて質疑を終結いたします。

ここで休憩をとります。再開は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き、再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第5号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第6・議案第5号：愛西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

12番・真野和久議員、どうぞ。

○12番（真野和久君）

それでは質問いたします。

議案第5号及び第6号に関して一緒に質問したいと思います。今回の5号、6号に関しては、介護予防支援あるいは包括支援センターに関して、国の法律に基づいて条例を制定するということになっていますが、基本的には国の法律に沿うものはそのまま愛西市の基準として条例化されているということなのか。これまでとどう変わるのか、変わらないのかということについて、まず1つ質問したいと思います。

○福祉部長（小澤直樹君）

これにつきましては、提案説明のところでも説明をさせていただきました。基本的には地方分権一括法によりまして、従来厚生労働省令で定められていた基準をそのまま市の条例で置きかえたものでございますので、変わるところはございません。以上でございます。

○12番（真野和久君）

それで、介護保険に関しては来年度から新しい制度に移行していくということで、愛西市としても大変な状況になってくるということは、この間の一般質問や議案質疑の中でもいろんな課題が出てきていますけれども、そうした点でこうした体制、特に包括支援センター含めた体制、愛西市としてどうしていくのか、今後についてお尋ねします。

○福祉部長（小澤直樹君）

地域包括支援センターにつきましては、今回来年度の予算にも計上させていただいておりますが、1カ所増設をさせていただきたいということで、委託料を計上させていただいております。愛西市の現状を見ますと、これで今3カ所の包括支援センターを設置することになりますが、まだまだ高齢者の方は増加する傾向にございますので、その傾向に合わせて基準どおり設置を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第6号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第7・議案第6号：愛西市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

12番・真野和久議員、どうぞ。

○12番（真野和久君）

同じで、先ほど今やりましたので。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第7号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第8・議案第7号：愛西市行政手続条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、19番・竹村仁司議員、どうぞ。

○19番（竹村仁司君）

議案第7号：愛西市行政手続条例の一部改正について質問いたします。

行政手続法の一部改正に伴うものと理解します上に、2点ほど質問させていただきます。

1点目には、新旧対照表の2ページ、改正後の第33条の2における行政指導に携わる者とは誰を指すのか、また行政指導の許認可などをする市の機関というのはどこに当たるのか、お伺いをします。

○総務部長（石原 光君）

まず、行政指導の許認可等をする市の機関でございますけれども、これは行政手続条例第2条、定義、第6号に規定しております市長、そして教育委員会、それから選挙管理委員会、農業委員会の行政機関でございます。

そして、その行政指導に携わる者でございますけれども、これはそれぞれのその機関の職員または委員ということになります。以上です。

○19番（竹村仁司君）

それで、新旧対照表の3ページ、第34条では、行政指導を受ける相手方は当該行政指導をした市の機関に、中止その他必要な措置をとることを求めることができるとあります。議案の提案理由の中には、行政運営における透明性の向上及び公正の確保を図るため、改正する必要があるとあります。公正の確保という点から、これは市の公平委員会というものを私は思い浮かべたのですが、今回の条例改正に関して公平委員会の関与があるのかどうかお伺いをします。

○総務部長（石原 光君）

今回の条例改正で、公平委員会の関与の関係でございますけれども、まず公平委員会の役割について、ここで触れさせていただきたいと思えます。

公平委員会につきましては、これは職員の給与、それから勤務時間や勤務条件に関する措置要求、それから不利益処分不服申し立てなど、こういった職員からの要求に関する職務を委員会の中で審査をするという役割でございますので、したがって今回の条例改正につきましては、法令に違反する事実の是正のための手続とか、それから行政運営における、先ほどもお話しございました公正の確保と透明性の向上を図るということを目的とした条例改正でございます。

ので、直接公平委員会としての関与はありません。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、13番・吉川三津子議員、どうぞ。

○13番（吉川三津子君）

議案第7号：愛西市行政手続条例の一部改正についてお伺いをしたいと思います。

行政が法にのっとって仕事をするのは当然なことで、今回の改正というのは法的根拠がないと指導ができない。法的根拠があれば市民は指導を求めることができる。そして法的に整っていれば指導しなければならないという、大まかに以上のことを明文化されたのかなというふうに思っているわけですが、そう解釈してよいのかお伺いをしたいのが1点と、それから今回の改正で、さらに法にのっとって仕事をする、条例にのっとって仕事をするということが条例で明確にされたわけですが、行政運営にどのような影響が出てくるのか、そして仕組みとしてどのようなことを改めねばならないと考えているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○総務部長（石原 光君）

まず3点ほどお話がございまして、大まかな改正と申しますか、そういう解釈でいいのかというお話がございまして、まず今回行政指導という部分でございまして、この行政指導につきましては、行政手続条例の第2条に定義がございまして、そして第30条に一般的な原則が規定されております。

そして、一般的な行政指導というものについて、ここでちょっと触れさせていただきますけれども、行政指導というのは、市の任務それから事務分掌の範囲内でいわゆる行政目的を実現するための行為です。そして、公権力の行使には当たらないというような解釈もできるわけです。そして、条例等がなければできないというものでもありません。そして、行政指導の内容につきましては、これはあくまでも相手方のいわゆる任意の協力によって、行政指導そのものが実現をされるという仕組みであります。したがって、条例等に基づくいわゆる公権力の行使、処分とはちょっと異なるという形で理解をしていただきたいなというふうに思っています。

そして今回の、先ほど議員のほうから3つの改正内容の話がございましたけれども、大まかな改正内容を改めてここで申し上げますと、1つ目として、行政指導の際、許認可それから許認可に基づく処分の権限を行使し得る旨を示す、行使をするときには、そういった根拠となるものを示ささいよというのがまず1つです。

それから2つ目につきましては、法令の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合に、中止等を求めることができるという仕組みを今回規定したものであります。

そして3つ目が、法令違反の事実を発見した場合、発見すればその是正のための処分等を求めることができるという仕組みを今回規定をしたと、大きなものがこの3つです。

ですから、議員がおっしゃったような大まかな解釈でいいのかということと、そう隔たりはないと思いますけれども、改めてこの3つの内容について説明を申し上げたということで御理

解をいただけたかなというように思っています。

それから、今後行政運営にどんな影響があるのかということでございますけれども、今回の改正によりまして、中止等の求めや処分等の求めについては、申し出を受けなければ必要な調査の実施と、その調査結果に基づいて必要な措置を適切に講じなさいと、講じなければならぬというのが今回の改正の趣旨でありまして、この改正によりまして、今まで以上に行政運営に公正の確保、それと透明性の向上と、それから市民の権利・利益の保護につながるといいますか、充実を図ることができるんじゃないかなあと、そんなような考え方というか捉え方をしております。以上です。

**○13番（吉川三津子君）**

私がこういったことにとっても心配するのは、やはり産廃問題にかかわってきて、県のほうにも要綱があるわけです。要綱違反をしてもそれは罰することができなくて、要綱にのっとって指導がきつくなると、業者が県なり何なりを訴えるということになっていくわけです。そういったことを私は危惧して、今の要綱を見直して条例化する必要があるものがあるのではないかと危惧しているわけです。その点について、見直しについてどう考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

**○総務部長（石原 光君）**

今回の要綱から条例改正という形で、これは国のほうの改正というのも確かにあった経緯がございます。そして、今回行政手続に関する基本条例を改正するというところでお願いしたわけでございますけれども、現在ある要綱の条例化、これから新たに条例の制定というのは今後必要になってくると思います。近々では、平成27年度に行政不服審査法の改正等もございますので、そういった対応とあわせて、やはり条例制定が必要なものについては、きちっと位置づけた形での改正にしる制定というのは必要ではないかなというように思っておりますので、先ほど申し上げました行政不服審査法の改正も今後出てきますので、それを起点として検討していきたいというふうに思っております。以上です。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、11番・河合克平議員、どうぞ。

**○11番（河合克平君）**

愛西市行政手続条例の一部改正についてということでお伺いいたします。

今説明があった内容について、もし具体的にこういうことがあるとこういう行政指導を行いますよ、今まではこう行ってきたけれどもこれからはこうなるんですよということがあれば、教えていただきたいと思います。

また、処分を求めるということについては、具体的にこれ違反してるんじゃないかと思った人が市に言えばいいということだと思うんですけども、具体的に身近なことでこんな事例が当たるんじゃないかということがあれば、教えていただきたいと思います。

また、今度の行政指導について適用除外となる内容、あくまでも文書で出さなさいよということは書かれているんですが、文書で出さなくてもいいよという適用除外がありますが、それ

について具体的な例を教えてくださいたいと思います。

○総務部長（石原 光君）

3点ほど御質問いただきました。

まず1点目の事例の関係ですよね、具体的な事例はあるのかということでありますけれども、今思う一つの実例をちょっとお話しさせていただきますけれども、例えば農業委員会が行う農地の違反転用に関して、違反者に対する是正指導、こういったものが一つ事例に当たるんじゃないかなあと。それから、身近では消防署が行う土地の所有者に対する枯れ草等の草刈りですね。こういったものも一つの行政指導に当たるんじゃないかなあと。ただ、吉川議員もおっしゃいましたけれども、やっぱり法で位置づけたものもありますので、産廃法とか、そういったものもありますので、個々具体的にそういった事例というのはやっぱりきちっと整備しておく必要があるのかなというふうには思っています。

そして、指導方針については今後変更があるというものではありません。そして、今回の改正につきまして、現行の指導方式の規定に市の機関が許認可等をする権限、または許認可等に基づく処分をする権限を行使し、先ほどもちょっと吉川議員に申し上げましたけれども、それを行う場合、行使し得る旨を示すということがやっぱり必要になってきますので、その場合には行政指導の根拠と権限等の提示をしなければならないというのが今回新たに加えられたというふうに理解をしております。

それから、処分の求めとはどんな事例のことかということでありますけれども、1つは市民の方でなくても、誰でも市の条例に違反している事実を発見した場合には、その是正のための処分等を市の機関に求めることができるということで、今回の大きな改正の内容の一つでもあります。

じゃあこれ具体的な事例はどうかというと、ここでこういう事例がありますよということとはちょっと今は申し上げることはできませんけれども、考え方としてはそういうような一つの捉え方をして、改正にそういう捉え方ができるんじゃないかなあとというふうに思っています。

それから適用除外の関係でありますけれども、条例に定める手続を適用することになじまないと考えられる例ですよね、適用除外。ちょっと申し上げますと、これは議会の議決による処分とか議決を得た上で行う処分、それから学校で児童・生徒に対して教育的目的で行うもの、それから市職員の身分に関して行われる懲戒処分等が該当すると。これは総務省で編さんされた逐条解説というのがありますので、その中からちょっとお調べをして事例という形で申し上げます。以上です。

○11番（河合克平君）

ちょっと具体的に処分の求めというのは出てこなかったんですが、例えば法律、法令に違反した人というのは市民ではなくても、例えば警察官も含めてですけど、ほかの他市の人も含めて、誰でもそういったことが求めることができるということでもいいかどうか。

あと、そのときに求められた人の守秘義務みたいなのを守られることはされる配慮があるのかどうかということが1点と、あと今までは口頭で言ってたんですけれども、これからは書面



で出さないといけないよという認識でいいのかどうかだけ、お伺いします。

○総務部長（石原 光君）

警察官云々という話がありましたけれども、先ほどの2点目の質問でもあったときに私申し上げましたけど、市民の方でなくても誰でも、そういった処分の求めに対しては、いわゆる条例に違反している事実を発見した場合、これはおかしいぞと発見した場合については、その是正のための処分等を市の機関に求めることができるということでもありますので、市民以外の方でもそれは可能であります。

それと、当然守秘義務的なものは守られる。当然、当たり前のことでありまして、今の行政指導の関係でも、例えば内容にあった個人の守秘義務というのは守られるべきということをおっしゃるので、その取り扱いについては変更はないというふうに理解をしております。

それから、3点目、もう一回済みません。

○11番（河合克平君）

口頭で行っていたものが書面になると、そういう認識でいいかと。

○総務部長（石原 光君）

そうですね。先ほど申し上げていますように提示をしなければなりませんので、許認可権限を持っている者については、やはり今回の条例改正の規制にも上げてありますように、提示をするということは、そういう書いたものを具体的に示すということになると思います。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第8号から日程第12・議案第11号まで（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第9・議案第8号：愛西市職員定数条例の一部改正についてから日程第12・議案第11号：愛西市教育委員会の委員定数を定める条例の一部改正についての質疑を一括議題といたします。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第12号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第13・議案第12号：愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

4番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○4番（加藤敏彦君）

議案第12号ですけれども、任期つき職員とはどんな職員かを具体的に説明いただきたいのと、愛西市で該当する職員はいるかどうかをお尋ねいたします。

○総務部長（石原 光君）

任期つき職員の関係でございますけれども、これは専門的な知識・経験を一定の期間活用して業務を遂行するため、任期を定めて競争または選考により採用する職員といった定義があります。

そして愛西市では、原則3年の任期で今現在13名の任期つき保育士を採用しているというのが現状でございます。以上です。

○4番（加藤敏彦君）

愛西市の場合は保育士ということでありましたけれども、現在保育士ですけれども、過去を含めて保育士以外の方も見えたかどうかお尋ねをしたいと思います。

○人事課長（大鹿剛史君）

愛西市におきましては、任期つき職員は26年度までは保育士のみです。今回、27年度に保健師を1名任期つきで採用する予定です。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第13号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第14・議案第13号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

13番・吉川三津子議員、どうぞ。

○13番（吉川三津子君）

議案第13号について、確認のため質問させていただきます。

私自身、この期末手当についてですけれども、条例の中で議員の期末手当の額は、議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じ得た額の合計額にということで、市長がやはり議員の期末手当に関与していることにずうっと違和感を持っております。この二元代表制の中で、こうした仕組みがあっているのかなということを思うわけですが、今回の改正の中でその部分について議論がされたのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○総務部長（石原 光君）

今回につきましては、人事院勧告において一般職の役職加算に対する改正はありませんでした。議員の期末手当の改正につきましては一般職の例により行いますので、役職加算についての協議の対象にはなっておりませんでした。以上です。

○13番（吉川三津子君）

市長にお伺いをしたいんですけども、この二元代表制の中で市長がこういった議員の期末手当に関与することについて違和感をお持ちなのか、過大だと感じていらっしゃるのか、その点について確認だけさせていただきたいと思います。

○市長（日永貴章君）

私が議員の皆様方の報酬や費用弁償並びに期末手当に関する条例について関与するのはいかなものかという御発言でございますけれども、それぞれ立場がございますので、私としては条例に沿って考えていくことだというふうに思っております。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第14号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第15・議案第14号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第15号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第16・議案第15号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、2番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○2番（山岡幹雄君）

議案第15号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正についてお尋ねいたします。

今回の一部改正でどの程度人件費の額が影響するのか、また給料改正後の1人当たりの年間給料の影響額はどれぐらいか、お尋ねいたします。

○総務部長（石原 光君）

影響額の関係でございますけれども、今回議案資料という形で資料も一応おつけをさせていただいております。

単純に改正後の給料表に置きかえた場合ですと、3,062万1,000円の減額となります。そして、地域手当の支給率の今回の改正につきましましては4%にするということで、2,987万3,000円の増額となります。そして、減額に対する激変緩和措置としての現給保障ですね、今回も設けておりますけれども、これは1,349万7,000円となります。そして、職員の増減や昇給、昇格の影響を考えずに単純に計算をし、人件費の影響額として現給保障分の約1,300万円が増となります。

そして、また職員1人当たりの関係で年間給料の影響額ということでございますけれども、これはそれぞれの給料の号級がございまして、号級によってその影響額が異なります。具体的な数字はちょっとお答えできませんが、ただ今回の改正が50歳代後半層における官民格差を考慮して最大4%程度を引き下げ、そして平均では約2%ほど給料表水準を引き下げております。

3年間の現給保障が終了した後は、役職、年齢が高いほど、減額の影響があらわれてるんじゃないかなあと、現時点ではこんな考えとします。以上です。

## ○2番（山岡幹雄君）

減額されるという、引き下げということでございますが、今月の広報にも、ラスパイレス指数が愛知県の名古屋市を除く平均が99.2であります、愛西市においては89.6であります。新庁舎もできて、行政サービスの低下につながるのではないかと僕は危惧するわけですが、その対策があるかどうかお尋ねいたします。

## ○総務部長（石原 光君）

ラスパイレス指数の数値につきましては、先ほど議員が御指摘をされたとおりでございます。

そして、ラスパイレス指数が低いということで、議員がおっしゃったように行政サービスが低下するということは、ちょっとどうかなというふうには思います。失礼な言い方をして申しわけありませんけれども。

少なくとも旧合併4町村当時から合併後、ラスパイレスの問題についてはいろいろ御質疑をいただきましたけれども、この10年間を見ても職員は一生懸命業務に取り組んでいるというふうに思っておりますし、士気高くしているんな事務事業に対応しているというふうに私は思っておりますので、やはり現行法での昇給短縮ということはちょっと認められておりませんので、昇給・昇格の基準を見直す、こういった見直しも今後手をつけていくことを考えておりますので、そういった中で全体の底上げを図っていききたいなあとということを思っておりますので、その点を御理解がいただきたいと思っております。以上です。

## ○議長（鬼頭勝治君）

次に、12番・真野和久議員、どうぞ。

## ○12番（真野和久君）

今回、勧告に伴って給与表の改定が行われるわけです。先ほどの説明、答弁の中にもありましたが、給与表の改定による影響額とそれから地域手当の改定、増額による影響額のところで大体とんとんぐらいかなあというようなところの議論がされているところはあると思うんですが、単純に言ってしまうと、基本給を下げて地域手当で引き上げますよと。手当でその分当てしますよというような部分になってしまっているような状況になっているようですけども、そうした状況の中で給与月額を引き下げというのは、現状でいくと、先ほども言われましたけれども、この地域手当が引き上げられる状況の中では現状と余り変わらないだろうと。それ以降は、50代後半というか高齢になるほど影響がありますよという話をされましたが、それは当然今後の職員にも言えるわけであって、そういう中で特に月額給与が引き下げられると、例えば退職金とかその他の手当に影響が出てくると思うんですが、そうした影響の状況について教

えていただきたいと思います。

○総務部長（石原 光君）

退職金につきましては、退職手当負担金の算定が改正後の給料表でされますので、支払われる退職金につきましてもその改正後の給料表を基準にして算定されます。それがその基準ということになります。そして、手当につきましては今回の改正で給料月額が下がるものに対しては、現給保障の3年間は改正前の給料表をもとに算出し支払われるということになります。以上です。

○12番（真野和久君）

それは大体そういうことでわかりますが、問題は、当然負担金が引き下げられるということは退職金そのものの額が下がるということになると思うんですが、今回の改定によってモデルケースといっては失礼ですけども、大体どのぐらい、これから低減をされている方々、ことしはともかくとして、今後5年ぐらいのところ、これからどのぐらい下がっていくのかというのは考えられているのでしょうか。

○人事課長（大鹿剛史君）

退職金で、例えば来年度部長級の方で退職される場合、ざっとの試算でマイナス40万ぐらいの影響があると思っています。これは当然役職給与の最後の給与額によって違いますので、全員は試算はしておりません。大体そんな影響があると思っています。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第16号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第17・議案第16号：愛西市職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

4番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○4番（加藤敏彦君）

議案第16号について質問いたします。

1つは、日当制度の廃止というのは職員の労働条件にかかわる事項だと考えますが、そのとおりでしょうか。

それから、労働条件にかかわる事項になりますと雇用者と労働者との話し合いが必要と考えますが、どうでしょうか。

それから3つ目に、職員との話し合いは行われたのか、また職員はどんな意見であるのか、わかりましたらお答えいただきたいと思います。

○総務部長（石原 光君）

日当の今回の廃止につきましては、さきの議案説明でも申し上げたとおり、日当とはという

その定義の内容についてもお話を申し上げましたが、やはりその日当の支給について定義が曖昧という捉え方の中で、給料との二重支給との誤解を招く可能性があることを踏まえて、今回日当制度を廃止することが望ましいという結論に至ったということをお話ししましたが、それで今回の改正につきましては、議員のほうから労働条件というお話もございました。今回の改正につきましては、その職員の労働条件にかかわる事項という視点での改正ではなくて、あくまでも公費で支払う金銭の内容について、これは市民の皆さんに対する説明責任を果たすという視点の中で、今回議員さんも特別職もそうでありますけれども、そういった観点で廃止の改正をお願いしたものでありますので、その点御理解を賜りたいと思います。

○4番（加藤敏彦君）

今、総務部長の説明では、これは労働条件の問題ではないという立場で進められたということですが、あと参考にわかりましたら、近隣の自治体ではこういう日当の問題はどうなっておるか、わかるでしょうか。

○人事課長（大鹿剛史君）

県は日当の廃止をしております。市町村では、私の知る限りでは現状愛西市のみだと思っております。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第17号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第18・議案第17号：愛西市手数料条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

13番・吉川三津子議員、どうぞ。

○13番（吉川三津子君）

議案第17号について質問させていただきます。

議案説明の中で、火薬類取締法に関する施設が2件あるというお話でございました。それで、県からの許可権限というか、それを一応受けるということですが、そういった権限を持つということは、その施設に対しての立ち入りとか取り締まりとか、そういったものも発生すると思いますが、それで正しいのか。

そして、日ごろの立入検査やそれに伴う知識も必要になってくると思いますが、今の体制で知識や資格等の準備ができていますのか、お伺いをしたいと思います。

○消防総務課長（加藤幸一君）

市内では2件の概要でございますが、現在、立田地区水郷盆おどり大会が立田中学校で、また八開地区納涼まつりが八開中学校で、それぞれ毎年8月に開催されて煙火の消費許可が出されております。

次に許可権限者でございますが、知識や資格については、今回の権限移譲は火薬取締法の全部ではなく、あくまでも煙火を消費する部分だけの許可業務に限られたもので、法第25条に基づきまして開催場所での煙火の消費について、消費量に応じた安全な距離等の基準を満たしているかどうかの書類上の審査を行いまして、消費場所の立入検査を行うものであります。

また、知識といたしましては、今回権限移譲に当たり愛知県の担当から申請書類の確認方法等の説明を受けております。

また、立入調査は煙火事故を防止するため、煙火消費に係る遵守事項が守られているかを指導、監督するもので、特に資格等はございません。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第18号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第19・議案第18号：愛西市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、19番・竹村仁司議員、どうぞ。

○19番（竹村仁司君）

議案第18号：愛西市介護保険条例の一部改正について、4点ほど質問させていただきます。

1点目に、今回の第6期介護保険料の設定については、他の自治体と比較してどのような評価をしているのか、お伺いします。

2点目に、第6期以降（平成29年度以降）の介護保険料の変遷はどのように予測しているのか、お伺いをします。

3点目に、市単独の介護保険料の軽減についての考えはあるのかお伺いします。

4点目には、低所得者の方と高所得者の方との負担割合について、どのようなお考えをお持ちなのか。公共料金全般にわたって、そういった所得層ごとの負担割合を考えるべきか等、お伺いをいたします。

○福祉部長（小澤直樹君）

まず第1点目でございます。第6期の介護保険料の設定の評価でございます。

まず現状の第5期におきましては、愛知県内の自治体の平均より多少安いといった設定内容になっております。また、この新しい6期につきましては、まだあくまで各市町村は確定はしておりませんので予測ということになりますけれども、この第5期と余り変わらない立ち位置、平均よりちょっと下ぐらいといったところになる予定でございます。増加率を見てみますと、県内の大きいところでは40%近い伸びを見ている自治体もあるようでございます。私どもについては10%ちょっとといった増加率で、これも平均的なところであると考えております。

2点目、6期以降、29年度以降の予測をどうしているのかという御質問でございます。

人口の状況から言いますと、1号被保険者につきましては、横ばいないし微増にもかかわらず、75歳以上の高齢者の方はまだまだ増加をしております。そういった状況の中で介護認定者数は当然増加をいたしておりますので、介護給付金の準備基金、これも今回取り崩しをしておりますので、保険料についてはまだ上がっていくといった予測を持っております。

3点目の市単独の軽減についてでございます。これにつきましては、まず保険料の減免につきましては、国のほうが3原則を打ち出しておりますので、これに基づいて考えていく。3原則につきましては、一律に減免措置をしない、それから全額免除についてもしない、それから減免に対する一般財源の繰り入れは行わない、この3点が原則としてございますので、減免についてはこの3原則を今後とも守っていきたいと思っております。なお、軽減といったものにつきましては、これも国の基準がございませぬけれども、過去の負担割合とか各階層の人数等から、現状でも考慮はさせていただいております。

4番目の、低所得者と高所得者の負担割合でございます。今回、提案説明のところでもさせていただきましたけれども、低所得者の方につきましては、特に2、3、4の階層につきましては5期のままの料率に据え置いております。高所得者の方につきましては、負担をお願いをしております、国の基準以上の負担をさせていただいております。中で一部、今回の所得区分の変更で急激に変わる部分につきましては、激変の緩和措置はとらせていただいております。公共料金全般という部分については、済みません、私どもの介護保険だけの回答にさせていただきたいと思っております。以上でございます。

#### ○19番（竹村仁司君）

ちょっと確認になるかもしれませんが、少し触れていただいたと思っておりますけれども、介護保険料を抑えるために基金を繰り入れていると思われまますが、もう一度その基金の繰り入れに関して、今後の見通しについてちょっと確認させてください。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

今回は提案説明のところでも説明をさせていただきましたが、本来5,000を超えるような試算の保険料になっておりますが、4億ほどございました基金を半分ほど取り崩すことによりまして、保険料の上昇を抑えていきたいといった考えでございます。以上でございます。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、4番・加藤敏彦議員、どうぞ。

#### ○4番（加藤敏彦君）

議案第18号について質問いたします。

介護保険料の改定について、前回、3年前の改定では9段階から11段階にし、第3段階の細分化、第11段階を新設し低所得の負担軽減や高所得の負担増を図りました。

今回の改定では、国による低所得の軽減はありますが市独自の軽減は行われておりません。また、高所得者の負担増も図られておりません。

介護保険というのは、表を見ていただくとわかるんですけども、その基準額非課税のところから下は収入に対して金額が決められていると、それから基準額から上に対しては所得に対



して決められているということで、全然その基準が違うわけです。それで、非課税についてはやはりできる限り軽減努力を図っていくというのが大事でありますし、その分先ほどの3原則に従うならば、負担能力のあるところをお願いするということにならざるを得ないと思いますが、今回はそういう点ではそういう前回は努力はされておられません。

それで、隣の弥富市では12段階で、基準に対しての0.3が設けられている。また、上のほうでは基準の2.1倍というのが設けられて、下には軽く上には重くなっておりますけど、これは弥富市独自の努力だと思いますが、愛西市については今回こういう努力をしていただきたいと考えておりますが、されなかった理由などありますでしょうか。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

まず単独の軽減についてでございますが、これは愛西市はやっております。高所得者の方に対しまして、既に国基準より高い負担割合の単独賦課ということを実施させていただいております。

私どもにつきましては、基金の取り崩しによります保険料の上昇を抑制しておりますので、第6期の保険料の負担割合、これに関しましては基本的に従来の5期と同じ負担割合といった考えを持っております。当然、被保険者の方全体で負担をお願いをするといった基本的な考え方をしております。

今回、第1段階におきましては、これは国の制度もございます。それもありまして、公費負担で軽減がされております。第5期よりも保険料は下がっております。基準より下の2、3、4段階におきましては、市単独の軽減を継続的に実施をしておるところでございます。所得の高い10段階、11段階については、国の設定した料率よりも高い料率をお願いしているといったことで、単独でやっておるところでございます。以上でございます。

#### ○4番（加藤敏彦君）

質問の趣旨ですけれども、前回の改正においては単独の軽減と単独の負担増をやられましたけれども、今回は基本的に国のはありますけれども、前回の枠の中での市独自の軽減で、さらに前回のような下に、さらに弥富市がやったようにやるように、さらに基準に対しての0.3、県内では0.1というところもありますのでそういう努力とか、また上に対しても今は1.85倍ですけど、2倍とかそういう数字の検討をされなかったかという点の質問です。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

この所得に応じた負担につきましては、各市町村によりましてそれぞれの階層による人数等の構造も違います。

この介護保険といったものにつきましては、医療費のような大きな変動が少ないといった状況を鑑みまして、給付の負担の均衡といった観点からも、高所得者の方への著しい負担については適当ではないと、こういった考えを持っております。また、高所得者の方につきましては今回の制度改正におきまして、給付に係る自己負担、これが2割に引き上げられているといったことにも考慮する必要があると考えております。以上でございます。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

これにて質疑を終結いたします。

ここでお昼の休憩をとります。再開は1時30分といたします。

午後0時02分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

お昼の休憩を解き、再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第19号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第20・議案第19号：愛西市排水施設整備条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

4番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○4番（加藤敏彦君）

議案第19号について質問いたします。

なぜ地元負担金の変更が行われたのかということと、愛西市で該当する排水設備はあるのか、あればどこかという点についてお尋ねをいたします。

○建設課長（鷺野継久君）

愛西市内の排水設備は、土地改良区域内は土地改良区が、区域外は市が事業主体となり整備を行っている状況です。現在、土地改良区内も区域外も、事業費の3%の負担金を受益者代表から徴収しているのが状況ですが、土地改良区は農家の方から経常賦課金を別に徴収しております。今回、土地改良区と差をつけるべきと考え、4%に変更するものです。

該当する排水設備はということで、平成27年度におきまして土地改良区域外の排水路整備で、県営事業の経営体育成基盤整備事業開輪地区というのを行います。こちらの中で一部、八開土地改良区域外のところがありますが、そこが該当になるということでございます。

そのほか、来年度、単独県費補助事業等を申請されている地区が、採択になれば、このものが適用されるということになりますので、よろしく申し上げます。

○4番（加藤敏彦君）

もう一度お尋ねいたしますけど、今、課長の説明では、土地改良区域内と土地改良区域外との差を埋めるためという形で3%から4%でということでありましたが、土地改良区域内の地元負担の割合をもう一度説明いただきたいなと思っております。

○建設課長（鷺野継久君）

土地改良区域内の地元負担金は3%でございます。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第20号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第21・議案第20号：愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、13番・吉川三津子議員、どうぞ。

○13番（吉川三津子君）

議案20号に対しまして質問をさせていただきます。

南河田の工業団地につきましては、新城市の事例をもちまして、堆肥の産業廃棄物を扱った堆肥工場の例を何度も議会の中で取り上げてまいりました。今回、この条例の中に廃棄物に関するものの建てることのできないような条文が入っているわけですが、私はこれは大変不備ではないかというふうに思っております。廃棄物処理法の中では、分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理に関するものがうたわれているわけですが、この条例の中には収集と運搬、処分のみしか明記されておりません。ですから、新城のような産廃を扱った堆肥化工場については、建ってしまうのではないかなというふうに思っております。条文の中では、きちんと廃棄物を扱う業種については認めないとか、そういう明記の仕方をしなければ、保管施設とか、そういったものもこれでできてしまうのではないかと考えておりますが、その辺についてどんな手法が施されているのか、説明いただきたいと思っております。

○都市計画課長（恒川美広君）

今の関係でございますが、条文の中に建築してはならない建築物の中に、その欄にアの法別表第2とありますけれども、その中にそういう産業廃棄物的な処理に規制を、物を製造してはならないことを中にうたっておりますので、その例としましては、魚粉とかフェザーミール、肉骨粉とか、そういう飼料的な製造も当然規制が入っておりますので、よろしく願いをいたします。

○13番（吉川三津子君）

ちょっと最初の質問と食い違っているので、お聞きしたいのは、表の中に、もう少し詳しく申し上げますと、ウのところは産業廃棄物処理法の廃棄物の収集運搬・処分にかかわるものというふうの明記がされておりますけれども、ここの中では分別とか、保管とか、再生等の処理が含まれなくなってしまう可能性が高いのではないかとこのことを質問させていただいたんです。そこをもう一度、1回目の質問とちょっと答弁が食い違いますので、もう一度答弁いただけませんかでしょうか。

○都市計画課長（恒川美広君）

産業廃棄物については、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定義されている収集、運搬、処理のための施設も兼ねて建築を禁止しております。産業廃棄物を原料として用いる工場も除外されます。以上のことから、産業廃棄物関係の施設が建築されることはないものと考えております。

○13番（吉川三津子君）

ここの条文の中には、それを原料とするものを除くということは、どのように判断されるのか。先ほど魚粉とかどうのこうの言われましたが、今の肥料取締法の中では、産業廃棄物も原料となって堆肥とされるわけです。ですから、私が思いますには、廃棄物を扱う業種については認めないというような明記をしない限り、産業廃棄物にかかわる保管施設、それから分別施設、そういったものができる可能性が今の条文ではあるのではないですか、これでは不備ではありませんかということをお願いしているんですね。課長は、できないと思いますとおっしゃいますが、どこを根拠にそう思われるのか、ちょっとそこら辺、もう一度説明をいただきたいと思います。

○企業誘致対策課主幹（青山和充君）

まず、議員がお話になりました分別と保管についてなんですけれども、私が調べた限りでは、収集、運搬、処分が業の許可が必要なものだと思っております。許可が必要となる廃棄物処理業ですね、それについては、このウのところで建設ができないということになります。

あと、堆肥の話なんですけれども、廃棄物処理法以外の規制もあわせてかけてありますので、建築基準法に基づいて、ぬ項にあります、ぬ項1号の17項目の肥料の製造というのが、これが該当すると思います。あと重ねて、先ほど都市計画課長からお話がありました魚粉、フェザーミール、肉骨粉、これらを原料する飼料の製造、これもあわせて建築基準法の規制をかけておりますので、建築できません。ということで、以上でございます。

○13番（吉川三津子君）

議長、もう少しお願いします。

○議長（鬼頭勝治君）

もう次に行きます。

○13番（吉川三津子君）

大変重要なことなので、許可をお願いしたいと思います。

○議長（鬼頭勝治君）

次に行きます。

次に、11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

若干、今の内容にもかわりがあるんですが、建築してはならない工場等について、具体的にこういったものというのが、概略でいいんですけれども、わかれば教えていただきたい。

○都市計画課長（恒川美広君）

建築制限の具体的な例でございますが、飼料の製造、コンクリート・アスファルト・金属などの粉碎で原動機を使用するもの、火薬類の製造、危険物の製造、産業廃棄物の収集・運搬または処分の用に供する施設などでございます。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて質疑を終結いたします。

◎日程第22・議案第21号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第22・議案第21号：新市建設計画の変更についてを議題とし、質疑を行います。  
通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、12番・真野和久議員、どうぞ。

○12番（真野和久君）

議案第21号に関して質問します。

今回これは新市建設計画の変更ということで、特に地方債の起債の期間特例が定められたことよっての、いわゆる愛西市の今後の予測に関しての延長が主だというふうに理解しますが、その中で、具体的には今後延長によって特例債の利用をどのぐらい、どのようにやっていくのかということの説明と、もう1つは、今回のそれ以外の説明の中で、愛西市の人口、市長の施政方針の中にもありましたが、人口の話は、この人口推計の問題について、前は将来人口7万人の設定のもとという形の愛西市の規模というものを設定して考えられていましたが、今回それが外されていますので、そういう形でいくと、愛西市の今後のまちというものに関して、人口規模が中心ですけれども、どういう形になっていくのかが非常に不明確になってきますが、その点、削除した理由などについてお尋ねをします。

○企画部長（山田喜久男君）

新市建設計画の変更について、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の今後具体的な合併特例債の事業というふうに解釈させていただきましたけれども、今回、財政計画を立てる中で加味させていただいたのは、現在計画が立てられております支所整備、それから学校教育に関する非構造部材の耐震補強工事、この分を、いわゆる財政計画の数値の中に入れさせていただいて、見通しを立てさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

それと、7万人の関係でございますけれども、議員、冒頭で申し上げられましたけれども、今回の新市建設計画の変更については、合併特例債の借入期間を延長するのが目的でございます。そこで、現在の建設計画の内容そのものは変更するものではないというまず前提で御説明をさせていただきます。

それで、現在の建設計画にあります財政計画につきましては、議員、御質問の中で述べられましたように、7万人に増加するものとして財政計画が、10年間のシミュレーションとして計画がされております。今回につきましては、わかっている年度については決算額、そして26、27については予算額、そして今後の見通しという3段階をもって計画を記載させていただきました。それで、より現実的なシミュレーションとするために、実際の人口推計、公表されております人口推計に基づいて財政計画を作成したため、財政計画における7万人は削除をさせていただきました。しかしながら、新市建設計画の、先ほど言いました内容は見直さないという中で、本文の中にございます将来像というのがございますけれども、そこに記載してあります

人口7万人都市を目指すという文言はそのままとさせていただいておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、今後の人口等との考え方につきましては、今回、地方創生の中で、地方版の総合戦略を立てる中で人口ビジョンというのもございます。そういったものとの兼ね合いも考えながら進めていかなければならないというふうに考えております。以上です。

#### ○12番（真野和久君）

まず、特例債の関係ですけれども、支所、それから学校の非構造部材の関係を含めて改定をしたといいますか、具体的に借入規模として、それぞれの程度になるかということをお教えいただきたいと思います。何年度にどのくらい借りる予定なのか。

それから、先ほど7万人について、人口推計の中で、人口シミュレーション、推計を忠実に使ったという話は、それはそれとして、より具体的にするためには必要だと思いますが、将来的な7万人人口ということに関して、いわゆるまちづくりの観点からの人口をふやしていくということについては放棄はしないということによろしい……。

まちづくりとして7万人を超えるような愛西市をつくっていくということに関しては捨てたものではないということで先ほども言われましたけれども、そうするとそうしたことの中、これからの愛西市の、これからいろいろと総合戦略等をやるという話もありますけれども、そういった中では7万人というのは重要な指標として含めていくということで確認してよろしいでしょうか。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

まず、1点目の借入れの規模ということでございますけれども、先ほど御答弁させていただきました支所整備につきましては5億9,840万円を、年度を合わせますとこれだけの合計で加味がしてあります。それから、非構造部材につきましては、2億2,500万円でございます。年度ごとに申し上げたほうがよろしいでしょうか。

ちょっと後から、今、計算しておりますので。

#### ○12番（真野和久君）

資料をまたください。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

わかりました。じゃあ、後ほど資料をお渡しします。

それから、人口規模の関係でございます。合併の折には7万人という具体的な人口目標、人口規模の目標ということ掲げられて新市建設計画が作成されております。ただ、先ほど申しましたように、今後じゃあ7万人が妥当なのかどうかということについては、先ほども若干述べましたけれども、地方創生の中の人口ビジョンというものを国が策定しなさいという通達も来ておるわけですけれども、その中には現状維持、もしくはそれ以上というような解釈もできます。したがって、7万人という数値目標について、そちらのほうと整合性を図っていく必要があるのではないかな、このように考えております。以上です。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、13番・吉川三津子議員、どうぞ。

○13番（吉川三津子君）

先ほどと同等の質問ですので結構です。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第22号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第23・議案第22号：海部地方教育事務協議会規約の変更についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・議案第23号及び日程第25・議案第24号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第24・議案第23号：市道路線の廃止についてと日程第25・議案第24号：市道路線の認定についてを一括議題といたします。

通告に従い、発言を許可いたします。

12番・真野和久議員、どうぞ。

○12番（真野和久君）

それでは、議案第24号について質問いたします。

今回の市道路線の廃止・認定に関しては、主に1つは南河田の工場誘致にかかわる変更があると思いますが、と同時に25号のところで、議案の提案の説明のときにも、特にうちの地元のほうでもそうですが、佐織地区などで、これまでの認定漏れがあったという話がありました。私も確認してみると、市道だったのではなくというところの部分がかなりあると思うんですが、具体的に件数とか、その理由というものについて説明をお願いします。

○建設課長（鷲野継久君）

まず、認定漏れの理由でございますが、建築確認申請等で接道の確認に見えます。そのときに認定漏れが発見されました。申請者に不利益が生じてはいけないので、今回認定させていただいております。

また、認定漏れにつきましては、こちらのほうに議案としてつけてございますが、12件でございます。以上でございます。

○12番（真野和久君）

12件、接道の確認のときに発覚ということで、これまで気がつかなかったということで、じゃあ、これでとりあえず改めてもう一遍洗い直してみたということなんでしょうか。

それと、現状でいうと、今まで市の市道、基本的に道路というのは、例えば共有部分などの場合は、市に寄附された場合に市道認定するというような今の方針になっていると思うんですけども、そういう点で、既に市の所有になっていたにもかかわらず認定がされてなかったということでもよろしいですか。

○建設課長（鷺野継久君）

今後、もちろんこのようなことがあれば、申請者に不利益が生ずるといけませんので、見つけ次第、認定をしますし、今、見直しの作業も少ししております。よろしくお願ひします。

○12番（真野和久君）

追加です。さっきの答弁漏れですけど、市道とは認定はしていなかったけれども、市の所有している道路ということではあったんですか。

○建設課長（鷺野継久君）

市のものもありますし、国交省の河川のほうの占用を受けておるものもあります。そのようなものが私どもの認定漏れの一部に入っております。ですから、市の所有、市名義のみではございません。以上でございます。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて質疑を終結いたします。

次に、これから補正予算及び当初予算の質疑に入りますが、予算質疑においては、予算書または概要書のページ数及び款項目を示してから説明を求めるようにしてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・議案第26号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第26・議案第26号：平成26年度愛西市一般会計補正予算（第8号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、15番・大島一郎議員、どうぞ。

○15番（大島一郎君）

それでは、一般会計の補正予算について質問させていただきます。

予算書の39ページ、40ページでございますが諸支出金でございます。そこで、愛西市水道事業会計繰出金194万4,000円でございます。公営企業会計の繰り出しは、石綿管更新事業、それから児童手当の費用に充てる繰出金と思っておりますが、これは何に充てる事業に補填する繰出金でしょうか。

それと、一般会計と特別会計の補正予算でいけば、繰出金を出せば特別会計のほうが補正予算を組むというのが通例でございますけど、公営企業会計はそれをしなくていいのかということをお答えください。

○上下水道部長（飯谷幸良君）

一般会計の繰り出し基準におきまして、愛西市水道事業の石綿管更新工事におきましては、



その工事費の25%を負担するという取り決めがされておりまして、今回の補正で繰出金の増額をさせていただいたものでございます。

また、水道事業会計の補正が必要ではないかという御質問でございますが、地方公営企業の予算につきましては、一般会計の予算に比べまして極めて弾力性に富んだ総括的なものでございます。一般会計のように歳入歳出予算に主眼が置かれるものではなく、むしろ経営活動の目標設定の意味で予算を定め、水道事業の効率的運営に主眼が置かれております。また、資本的収入につきましては補填財源があり、予算に弾力性が付与されていることから、今回、一般会計からの繰出金に伴う補正予算については計上をいたしておりません。以上でございます。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、13番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○13番（吉川三津子君）**

議案26号、一般会計補正予算について、32ページのごみ処理費、ごみ袋代についてお伺いをしたいと思います。

今回の補正につきましては、ごみ袋の販売総量が予想したよりも少なかったということでの理解でよろしいのか、お伺いを1点したいと思います。

それから、あとごみ袋の販売で、販売総額、そして製造費の総額がどうなっているのか。そして、その差額である利益に当たる部分ですけれども、市の利益、そして商工会への残りが委託金になっていると思いますが、それぞれ幾らになっているのか教えていただきたいと思いません。

また、商工会に払った委託金のうち、商工会本体のほうに入っている金額、そして小売店のほうが得た利益は幾らなのか、お伺いをしたいと思います。

それから、これはごみ袋の委託販売を商工会にお願いしている件かと思えますけれども、市として、は商工会に対しては会員しか販売できないんだというような契約内容になっているのか、その点、確認させていただきたいと思えます。以上です。

**○市民生活部長（永田和美君）**

それでは、まず1点目のごみ袋の関係でございますが、これは執行残という理由で減額をさせていただきます。

続きまして2点目なんですが、平成25年度のごみ袋の販売金額につきましては6,761万7,900円、粗大ごみシール788万3,200円、合計で7,550万1,100円。ごみ袋の製作額でございますが2,601万7,110円、粗大ごみシール製作費は8万8,200円、合計で2,610万5,310円。収益につきましては、4,939万5,790円でございます。

なお、商工会への手数料の支払い額につきましては、ごみ袋で1,390万4,000円、粗大ごみシール115万5,300円、合計で1,505万9,300円でございます。商工会の平成25年度通常総代会のごみ袋の販売特別会計の収支決算書によりますと、ごみ袋と粗大ごみシールの小売店への支払い金額につきましては990万1,450円、一般会計への繰出金440万円となっております。

3点目の関係でございますが、商工会の会員のみ限定しているということの契約について

の質問でございますが、商工会との販売契約につきましては、業務の内容としまして、商工会の名において販売を行い、販売代金の回収を行うということで記載がされております。以上でございます。

**○13番（吉川三津子君）**

間違っていたら1点教えていただければいいんですけど、小売店には990万ぐらいの利益が分配されて、商工会の本体には440万円が利益としてプールされたという理解でよろしいのか1点確認したいのと、私自身、一般質問のときにも申し上げましたけれども、いろんな小売店が閉店されて、ゴミ袋が買にくい地域が出てきているというお話をちょっと聞いたもんですから、この問題を調べ始めたんですが、介護施設で販売するとか、商工会の会員以外の方にも扱っていただけるような仕組みづくりというのは、今度、次年度予算の中で考えていないのか、その辺につき、商工会との話し合いもしているのか、お伺いをしたいと思います。

**○市民生活部長（永田和美君）**

まず、1点目の小売店と、それから会の関係でございますが、先ほどの解釈でよろしいので、そのような理解をお願いしたいと思っておりますし、もう1点の商工会以外の方の販売につきましての検討でございますが、現段階におきましては、現在の商工会の会員によります販売につきましては、市民の日常生活の消費の拠点上に成り立っておるといふふうに今考えておまして、現行のままでいく考えでございます。

なお、商工会との協議につきましては、まだこれからという形に考えておるところでございます。以上です。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、11番・河合克平議員、どうぞ。

**○11番（河合克平君）**

10ページのがんばる地域交付金について、収入が820万1,000円ということで交付金が上がっております。その交付金だと思ふ金額が、40ページの体育施設運営費のところでは改修工事ということで上がっております。どのような改修工事がされる場所に使われたのかということをお聞きします。

**○教育部長（五島直和君）**

改修の工事名なんですが、こちらは佐屋のスポーツセンターのほうを改修させていただきまず改修工事でございます。補正の内容としまして、事業費の確定により221万4,000円を減額させていただきました。それと同時に、このがんばる地域交付金820万1,000円の財源の内訳の変更を行いました。以上です。

**○11番（河合克平君）**

そうしますと、予算上で行ったものについて、交付金が出たので財源を差しかえたということになるんですが、がんばる地域交付金ということで、せつかく頑張るといふことで出ているわけなんで、繰越明許にするとかで、また体育施設を改修するということであればグラウンド等の改修をするとか、そういった形で地域の新たな事業としてやるべきではないのかなあとい

うふうに思うんですが、その辺の見解をお願いします。

○企画部長（山田喜久男君）

まず、がんばる地域交付金の使い道、使途という観点からお答えをさせていただきます。

がんばる地域交付金につきましては、国の平成25年度補正予算において創設された事業でございます。交付金の対象となる事業につきましては、建設地方債の対象となる地方単独事業等の建設事業ということになっております。この交付金のために新たに負担がふえる事業をするのではなくて、現在行われている事業の中で充当先を考えた結果、先ほど教育部長が述べました社会体育施設に充当するように財源を変更したものでございますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・議案第27号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第27・議案第27号：平成26年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・議案第28号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第28・議案第28号：平成26年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第29・議案第29号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第29・議案第29号：平成26年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・議案第30号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第30・議案第30号：平成26年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第31・議案第31号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第31・議案第31号：平成26年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第32・議案第32号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第32・議案第32号：平成27年度愛西市一般会計予算についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、2番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○2番（山岡幹雄君）

議案第32号 平成27年度愛西市一般会計予算について、2点ほどお尋ねします。

概要書のP42、52、84、87のそれぞれの団体、社会福祉協議会、シルバー、土地改良、商工会の関係で人件費補助を行ってみえると思いますが、その人件費補助の中で60歳以上を雇用する場合、市の考えをお尋ねさせていただきます。

次に、概要書のP15の関係で、地区行事交付金の中で文化祭等のバザーについての事業を行っておりますが、事業の計画の見直しがあるかどうか。また、このバザー等の関係で、同日行っているイベントがどういうイベントがあるか、お尋ねいたします。

○企画部長（山田喜久男君）

山岡議員の御質問にお答えいたします。

まず私から初め、1点目の団体補助の人件費補助に関する考え方ということでお答えをさせていただきます。

議員御質問の中にございました商工会を初めとする補助団体の人件費補助につきましては、現在、事務事業見直しの中で、実際、検証中でございます。それで60歳以上の人件費の考え方

につきましては、補助団体である以上、市の再任用基準や嘱託基準を限度額として定めるべきではないかというような検討を今進めておりますし、現在、調査もしております。人件費補助については、今までも説明をるるしてきた経緯がありますけれども、市の職員に準ずるという答弁をしておりますが、その準ずるという内容について、今、検証をしていると。給料を分解し、検討している最中でございます。以上でございます。

**○総務部長（石原 光君）**

地区行事交付金の関係でありますけれども、まず事業計画の見直しと、それから同日のイベントがあるかという御質問をいただきましたので、お答えします。

まず、事業計画の見直しの関係でありますけれども、各地区の納涼まつり、それから佐屋地区の文化祭バザーの平成27年度事業計画、これに伴う予算につきましては、例年、当該年度に入ってからそれぞれ実行委員会の中で詳しく決められるのが実情であります。それで、平成27年度につきましても年度当初の実行委員会で、この中身については決められると思っておりますけれども、その計画の内容については、交付金の変動もありませんので、例年並みの事業と思われましても、地区実行委員会が計画される予定で今進めておりますので、ちょっとそれ以上言及することはできませんので、それは御理解がいただきたいというふうに思っていますし、それからバザーと同日のイベントですけれども、特に佐屋地区の文化祭バザー、同日イベントとしましては健康まつり、それから図書館まつりが同日開催という形の中でイベントが実施されておるのが現状です。よろしく申し上げます。

**○2番（山岡幹雄君）**

それぞれ御答弁、ありがとうございました。

1点だけ、先ほどの補助団体の関係で、実際、愛西市の市の職員の再雇用の制限がされております。その点も踏まえて、来年度以降、市のほうの何か対策があるかどうか、再度お尋ねいたします。

**○企画部長（山田喜久男君）**

来年度以降の対策ということでございますけれども、まさに今、28年度予算に向けて、先ほど少し触れさせてもらいましたけれども、いわゆる給料を分解するという言い方をしましたけれども、手当ですね、いろんな手当がじゃあ市と同じなのかというような観点から、今、見直しをかけている最中でありまして。これは28年度予算に反映したいんですけれども、それぞれの団体で、例えば認めないとした場合に、自主財源がある団体については対応できるかと思っておりますが、そうでない団体については少し時間がかかるのかなど。そういったことも踏まえて、現在、全体的に検討をしているという状況でございます。以上でございます。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、9番・杉村義仁議員、どうぞ。

**○9番（杉村義仁君）**

平成27年度愛西市一般会計予算について質問させていただきます。よろしく申し上げます。概要書48ページの生活保護費についてお伺いしたいと思います。

生活扶助費の対象者への支給方法をお尋ねします。

また、面接指導など、どのように行ってみえるのか、お伺いしたいと思います。

それから医療扶助費、それから介護扶助費の積算根拠についてお伺いしたいと思います。

それともう1つ、概要書84ページの土地改良区補助金のうちの運営費は、職員に対する補助金であると思われませんが、職員の資質向上のようなことを行われていると思いますが、市の職員の役割と土地改良区職員の役割の理解はされているのか、お伺いしたいと思います。

土地改良区の指導の状況と土地改良区の受けとめ方はどんな状況になっているか、お伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

生活保護の関係でお答えをします。

まず、1点目の生活扶助費の支給の方法でございます。これにつきましては、面接を行った上で現金を支給する方法と振り込みといった2つの方法で支給をさせていただいております。

それから、面接指導でございますけれども、一応、生活といいますかケースの分類基準というのを設けておまして、毎月面接をして支給をさせていただく方から、年に1回だけの面接といった頻度でもって支給をさせていただいている方、5つのランクに分けさせていただいております。その中で、毎月面接を行うのが7世帯、それから隔月で面接を行うのが21世帯、それから3カ月に1回というのが124世帯、半年に1回程度というのが7世帯、年に1回が27世帯といった頻度でさせていただいております。

次に、医療扶助や介護扶助の積算の根拠でございます。これにつきましては、医療扶助については入院や通院、手術などの医療保険適用分の実費分、それから介護扶助については介護保険適用分、ともに扶助をさせていただく人数によって影響が大きいものであります。したがって、それぞれでございますが22年度からの実績を踏まえまして、またこの平成26年の実績見込みに平均的な伸び率を乗じて積算をしております。介護扶助につきましては、特出事情を加味いたしまして伸び率を掛けまして積算させていただいているところでございます。以上でございます。

#### ○建設課長（鷺野継久君）

職員に対する補助金であると思われるとの御質問でございますが、内訳といたしまして、こちらに書いてありますように、運営費は人件費で3,034万2,000円、そのほかで利子補給といたしまして68万8,043円の補助金として予算計上をしております。

職員の資質向上のため、どのようなことが行われているかにつきましては、改良区において、愛知県土地改良事業団体連合会や海部農林水産事務所の研修に参加をされていると確認しております。

市の職員の役割としましては、改良区に対する指導・助言をしております。また、土地改良区の受けとめ方の状況につきましては、事務事業の情報の共有や土地改良区職員の技術向上を目的に、市職員による技術指導を目的に改善を図ることを提案しておりますが、提案していることがなかなか理解されていないのが実情でございます。以上でございます。

**○ 9 番（杉村義仁君）**

それぞれのところに回答をいただきまして、ありがとうございました。

まず、生活保護のほうから再質問させていただきたいと思います。

生活保護の振り込み関係ですが、生活保護費は対象者と面接をして支給されているのが最善ではあると思いますが、どうなっているかをお伺いしたいと思います。

それと土地改良のほうに関してですけど、土地改良区のほうが理解を示されてないということですけど、それに対してどのような指導をこれからはしていられるのか、お伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

**○福祉部長（小澤直樹君）**

生活保護の面談の関係でございます。面談におきましては、先ほども申し上げましたように、必要に応じて面談をさせていただいております。

それと、もう1つの面といたしまして、ケースワーカーが多額の現金を取り扱うことがないようといった県や国の指導もございます。不正防止といった意味も兼ねて、職員の現金の取り扱いはできるだけ少ない方向でいきたいと思っております。振り込みを行っている現状でございます。

なお現在、現金支給をしている世帯につきましては、新規世帯が4世帯、金銭管理の指導を要する世帯が3世帯、連絡がとりにくく行動を把握する必要のある世帯が3世帯、その他が11世帯といった現状でございます。以上です。

**○建設課長（鷺野継久君）**

理解されてない実情ということで、4月以降は、より一層強く、土地改良事業の推進にしっかりした基礎をつくるよう事務局に指導・助言を強く行っていき、指導強化に努めたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、20番・高松幸雄議員、どうぞ。

**○ 20 番（高松幸雄君）**

議案第32号、平成27年度予算案の概要書52ページの老人クラブ関係事業について質問をいたします。

各地区単位の老人クラブ活動費は1人当たり800円で積算されていますが、最近の活動状況と活動内容をお尋ねします。

また、市として活動内容や案内などは適切に指導されているか、お尋ねします。

**○福祉部長（小澤直樹君）**

老人クラブの補助の関係でございますが、現在、単位老人クラブ118クラブございまして、会員の方が7,239名という状況でございます。活動の内容といたしましては、社会奉仕活動といたしまして寝たきりの高齢者訪問であるとか公園の草刈りなどの活動、それからスポーツサークルの活動としましてグラウンドゴルフであったり体操クラブの活動、それから交通安全啓発活動等の多彩な活動が行われているところでございます。

この会につきまして、会員の方全てがこの活動に参加をされているかどうかについては把握はしておりませんが、活動の申請、それから実績報告、こういった場を捉えて趣旨等を周知させていただいているところでございます。以上です。

**○20番（高松幸雄君）**

ありがとうございます。

それと、予算勉強会で合併当初から単位の地区クラブ活動費が一律で800円で積算されているとの回答でありましたけれども、合併から10年間、クラブ活動費が同じですけれども、活動費については議論はされているのでしょうか、また見直し等についてはどうお考えでしょうか、お尋ねします。

**○福祉部長（小澤直樹君）**

補助金の額につきましては、再三出ておりますが、今、市全体の中で事業の見直しをしている最中でございます。よりきめ細かい配分ができればということは理想ではございますが、どちらにしても予算の範囲内という制約もございます。そういった中で見直しを全体的にしている最中でございます。以上です。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、15番・大島一郎議員、どうぞ。

**○15番（大島一郎君）**

それでは、一般会計の当初予算の概要書25ページですが、三菱東京UFJ銀行のATMの設置費700万円についてお伺いをしたいと思います。

このATMは、増築棟をやる前に設置されていたわけですが、それは、私の記憶でいきますと職員の給料の振り込み制度を始めたときに設置され、あの当時、東海銀行が設置したと記憶をいたしております。増築棟建設に伴い取り壊されたものと思いますが、このATMの設置台数は幾つなのか。

それから、700万円の負担が必要だということですが、その理由は、設置当時は、ただでなかったかなあということを思います。

それと、増築棟をやるときに東海銀行と話をされていると思いますが、その内容はいかがであったか。

それから、他行の銀行ですね、他行でももし設置をするということになれば、こういう負担金が要るものなのかをお伺いしたいと思います。以上です。

**○総務部長（石原 光君）**

それでは、3点について順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目の増築棟内へのATM設置の関係でございますけれども、増築棟内にはATMは設置いたしません。既存棟内、27年度に改修に入るわけでございますけれども、既存棟内には、1階の市民ラウンジの一角のスペースに三菱東京UFJ銀行とJAあいち海部農協ですか、この機器を2台設置する予定で今進めております。

そして、2点目の費用負担の関係でございますけれども、この費用負担につきましては、三



菱東京UFJ銀行との協議の中で確認をしておるわけでございます。内容につきましては、庁舎の建てかえ等で移転・撤収する場合、原因者である自治体で負担をお願いすると、こんなような協定の中で基本方針がございまして、それにのっとって今回、負担金を計上という形をお願いをしているわけでございます。

そして、3点目の他行のATMを設置する場合、負担金が必要じゃないかというような趣旨の御質問でございますけれども、先ほど申し上げました他行、いわゆるJAあいち海部農協さんにつきましては、これは要望によるものでございますので新規設置となります。したがって、JAあいち海部において費用負担、当然、ATMブース内の機器設置等は海部農協さんにおいて負担をしていただくという予定で今後進めてまいりたいというふうに考えております。

**○15番（大島一郎君）**

それで、既存のあったものを、こちらの都合で増築棟の工事のためにいざけた。そういうことでUFJについては、向こうにしてみれば原因者は市の原因だよということでないかなと思います。そういう中でいろいろと交渉がされたと思いますが、700万円が適正かどうかということも十分検討されることを望みますし、それから使用料ですね、ATMを設置した場所の使用料は、UFJと農協には使用料を徴収する考えはありますか。

**○総務部長（石原 光君）**

当然、行政財産の目的外使用ということでの一つの手続になると思いますけれども、これは昨年ですかね、条例化もしておりますので、基本的には設置に対しての使用料はいただくという前提での考え方で進めてまいりたいというふうに思っております。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、16番・鷺野聡明議員、どうぞ。

**○16番（鷺野聡明君）**

それでは、議案第32号 平成27年度愛西市一般会計予算についてお尋ねいたします。

総務費、3款1項16目、予算書で63ページです。駐輪場の借地料を308万7,000円、また民生費、3款2項1目、予算書で103ページちびっ子広場等借地料1,371万4,000円、教育費、10款2項1目14節、予算書で165ページ、学校用地740万1,000円、衛生費、4款2項1目、予算書で127ページ、不燃物置き場等借地料110万円、そのほかいろいろございます。借地料についてお尋ねします。

各部、各課にまたがっているわけでございますが、借地料が米価も下がっている状況の中で高いというふうに感ずるわけですが、値下げに向けて検討をすべきと思うが、お尋ねをしたい。

それから2点目ですが、財政全体として平成27年度規模の予算が続いた場合、基金、市債などの将来見込みはどのような見通しになっているのか。また、他会計への繰り出しの現況と今後の見通しについてお尋ねをいたします。以上です。

**○総務部長（石原 光君）**

借地料の関係でございますけれども、値下げに向けて検討すべきではないかという御質問をいただきました。

この借地料につきましては、これも合併前、それから合併直後もそうでありましたけれども、それぞれ町村でそれぞれ借地の単価を決めておりました。例えば、佐屋地区、佐織地区については平米500円、ちびっ子広場等については平米750円というところもありました。そして、立田・八開については平米180円、このような数字で借地、借り主との契約を結んできて、合併後も引き継いできたというのは実情であります。そんな中で、財産審議会というのがありますので、その中で借地料の関係についてもいろいろ検討を進めてきたのも事実であります。そんな状況の中で、平成25年4月1日からではございますけれども、当該土地の前年度固定資産税評価額の4.5%相当額を借地料として支払い、あわせて固定資産税もいただきますよと。それまでは固定資産税的なものはいただいております。この件については、以前、全員協議会で借地料の見直し方針的なものもお示しをし、こういった形で今後進めますよというお話もした経緯がございます。そして、借地料の見直しに当たっては、各課等において見直し後の固定資産税の徴収や借地料の増減、それは相手方にきちっと説明をしなくちゃなりませんので、貸し主との面談等を実施し、借地に関しての契約更新を準じ進めてきて今日に至っておるといふ現状でございます。

そして、面談の中では、以前の借地料と新しい借地料を比較して、逆に借地料が下がるケースも中にはありました。契約の更新に向けて交渉が困難なケースということも実際あったわけです。しかしながら、現行の借地料に関しましては土地の評価額を算定基礎としておりますので、先ほど申し上げました、そういったものを算定基礎としておりますので、市場価格と比較しても著しく高い、もしくは低い借地料であるということは、今、そういった例を出されてお話がございましたけれども、考えてはおりません。

そして、借地料の値下げに関しまして、今後の借地に支障があるとも考えられますので、今ここで借地料を下げますよと、値下げしますということについては考えは持っておりません。現状のまま継続して当面は進めたいという考え方でおります。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

私のほうからは、2点ほど御質問をいただきました。

まず、1点目の27年度予算の規模が続いた場合の基金、市債の見込みということでございます。

今回の27年度予算の規模が続いた場合の基金、市債などの見込みということでございますけれども、このままの予算規模で、大きな歳入であります地方交付税が今後減額されていくということであれば、基金につきましては近い将来枯渇するというふうに考えております。市債残高につきましては、大きな額の償還が始まりますので、時限立法であります臨時財政対策債を現状のままとして予測させていただきます。

初めに、まず基金の関係ですけれども、財政調整基金から取り崩していくということになりますと、平成30年度末には財政調整基金が底をつくというか、なくなる状況になります。そして、31年度末には、公共事業整備基金がございますけれども、これがなくなる予定でございます。そして、32年度末には、本来、一般会計では取り崩しが認められていないその他の基金を

取り崩しても対応ができなくなるというふうに見込んでおります。

また、市債残高の関係でございますけれども、平成27年度予算の規模を維持していくために、先ほども申し上げましたけれども、臨時財政対策債を現状のまま借り入れすると予測しますと、平成32年度末で175億8,616万2,000円となる見込みという試算をもっております。よろしくお願いをいたします。

そして、他会計への繰り出しの関係でございます。まず、現況と今後ということ、現況のほうから御説明申し上げます。

この平成27年度予算について御説明申し上げますと、まず国民健康保険特別会計へ5億5,718万6,000円、後期高齢者医療特別会計へ1億4,517万円、介護保険特別会計へ6億8,703万1,000円、農業集落排水事業等特別会計へ4億8,027万1,000円、公共下水道事業特別会計へ2億7,801万8,000円、水道事業会計へ599万6,000円ということで、合計21億5,367万2,000円が繰出金として予算計上させていただいております。

今後の見通しということでありまして、繰出金につきましても、先ほど申し上げましたように、予算規模がこのまま続けば基金がなくなってくる状況の中で、農業集落排水事業、それから公共下水道への繰り出しについては、総務省から通知のある公営企業繰り出し基準に適合するよう、しっかりした基準を設けて対応していく必要があるというふうに考えております。

そして、国民健康保険と後期高齢者、介護保険の各特別会計につきましては、法定繰り出し分もございます。この分については削減することはできないというふうに理解しておりますけれども、市が単独で負担している分もありますので、この分については事務事業の見直しの中には含まれるという理解をしておりますので、しっかりとした基準を持って一般会計から繰り出す予算としていく必要があるというふうに考えております。以上でございます。

#### ○16番（鷺野聡明君）

総務部長からもいろいろお答えいただきまして、ありがとうございます。

平成30年度末には、かなり財政調整基金や基金等も底をつくというふうな非常に厳しい見通しをお聞きしたわけです。そんな中で、例えば先ほど言いました不燃物置き場借地料等も、あちらこちらに市有地もあるような気がしますんで、やりくりして愛西市の土地を有効に、お金が逃げないような方法も考えられないかなあということ、これは福祉部のほうになるんですか。そういうことも、値下げだけでなく、借地を返還できるところは返還できるような工夫もお願いしたいというふうにお願いをします。答弁は求めません。ただお願いでございます。終わります。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、17番・堀田清議員、どうぞ。

#### ○17番（堀田 清君）

平成27年度愛西市一般会計予算について、概要書の125ページ、文化財修繕事業。

3点お尋ねをいたします。

1点目は、市ではどれほどの文化財が整備され、全てを把握しているのか。

2点目は、全ての修繕にどれほどの費用と時間がかかるのか。

3点目は、文化財の管理などは適切に行われているのか、3点をお伺いいたします。

#### ○教育部長（五島直和君）

私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、文化財の件数でございますが、現在、愛西市におきましては、国の指定文化財が2件、それから国選択文化財が1件、国登録文化財が1件、県指定文化財が4件、市の指定文化財が27件、以上が指定登録をされております。いずれも適正に保存がされ、書類等により整理はされております。ただ、しかしながら郷土資料室におきましては、地域の皆様より御提供いただいた古文書、民具等がまだまだ整理できてないものも多数ありますので、こちらにつきましては引き続き作業を進めていきたいというふうで思っております。

2点目の修繕の関係で、全ての修繕というような御質問でございましたが、今回の費用というのは緊急の場合の費用でありまして、文化財が今後何らかの被害に遭った場合、その被害状況によっては、それはそれでいろいろと差がありますので一様ではございません。

また、文化財の管理についてでございますが、現在の登録されている文化財におきましては、例えば記念碑等については、周辺の除草であるとか枝木の伐採作業を市のほうで行っております。また、公共施設において保管しているものもありますし、地域並びに個人によって適切に保管されているというものもございます。以上です。

#### ○17番（堀田 清君）

今、35件あるということで、まだほかにもあつて整備をされていないということでもありますので、早急に整備をして台帳なんか載せてしていただくということ。

それと2点目ですが、今現在は修理するものはないということよろしいですか。

それと3点目は、要望ですけど、今、文化財の立田の赤蓮、市の花にもなっておりますが、今、立田庁舎の南のところの保存田で栽培されております。ほかの種類、三十何種類の手と一緒のところ栽培されておりますが、交配をしたら、それこそまざってしまったら文化財も天然記念物もという話は消えてしまいますので、純粋なものを後世に伝えていかないけませんので、早い時期にほかのところへ移していただきまして、その赤蓮だけを栽培していただくよう、これは要望ですけれども、お願いいたします。

#### ○教育部長（五島直和君）

御要望の点はお聞きしますが、御質問のところだけお答えさせていただきます。

現在の今の段階では、修繕をするというような文化財は聞いておりませんが、今後例えば市江車の保存会のほうで、また計画性を持って出てくる可能性もありますし、また他の文化財のほうからも出る可能性はあるかもしれません。現時点は、今のところ掌握はしておりません。以上です。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

堀田議員に申し上げますが、冒頭に言いましたように、自己の意見を述べるができない、

要望もそうですけれど、議案に対しての質問としていただきますよう、よろしく願いをいたします。

次に、8番・神田康史議員、どうぞ。

#### ○8番（神田康史君）

議案第32号 平成27年度愛西市一般会計予算について、概要書56ページをごらんください。

民間教育・保育施設運営補助事業についてであります。

まず、補助交付の目的を詳しく説明していただきたい。

また、他自治体と比較し、市の単独財源、一般財源で交付している補助金は妥当であるか否か。

それから、交付を受ける民間保育施設は補助金の目的を十分に理解しているかどうか。例えば、保育士の処遇改善を目的に交付されているとすれば、各保育園の保育士に、民間保育園が市からの単独補助金の内容を説明し、保育士に対し適切に配分されているのかどうか。一部で、愛西市は民間保育園に勤務する保育士の処遇に対し、他自治体と比較して配慮が低いという意見があるようにも聞いております。これに対していかがか。お願いいたします。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

民間教育・保育施設の運営費補助につきましては、3つの大きな柱がございます。1つにつきましては運営費の補助、もう1つは施設整備についての補助、3つ目は障害児保育対策への補助といった内容がございます。

運営費の補助につきましては、勤務する職員の皆さんの処遇向上及び保育内容に充実を図るといった目的のために必要な経費を補助するといったものでございまして、常勤職員数に補助基準額を乗じて得た額を支出するものでございます。

2つ目の施設整備に関係するものにつきましては、施設の基準を確保するため、または質的な向上に資するため必要な経費を補助するものでございまして、事業費の2分の1を補助するといった内容になっております。

3点目の障害児保育の対策費でございます。これについては、障害児の保育のための職員を加配した場合、一定の基準額を経費として支出するといったものでございます。

市の単独補助の状況、昨年7月に県内の状況を調べさせていただきましたところ、私立保育園がある35の市町村のうち27の市町村で何らかの補助がされておりますけれども、運営費補助のような人件費補助を実施している自治体については18、約半数となっております。この人件費補助につきましても、愛西市のように基準額を一律に補助するという方法をとっているのは県内でもまれではございます。この内容について妥当であるかどうかにつきましては、先般来、補助金の見直し作業中といったところでございますので、その中で見直しの作業がされているところでございます。

この民間施設への補助につきましては、合併以降10年間継続して、単独補助を継続してきているものでございますので、内容については理解をされて申請がされているといったことで判断をしております。

もう1点、保育士の処遇改善につきまして、一部で他の自治体と比べて配慮が低いのではないかとこの点でございますが、この補助金も含めましてですけれども、各保育園では理解がされており申請がされているといったように考えておりますけれども、その内容がそのまま勤務されている職員の方、保育士さんも含め全てが正確に伝わっているかどうかについては、市のほうでは把握ができてはおりません。

基本的に、この民間の保育所の運営につきましては、竹村議員の御質問でもお答えをさせていただいておりますが、国・県・市から支給されております施設給付費で賄われるというのが原則でございます。その収入で基本的には運営ができるといった考えがございますので、先ほど申し上げましたように、人件費補助が県内の民間保育所を抱える自治体のうちの半分、約18の自治体で行われているだけであるといったところが、こういった考え方によるものではないのかなあと考えております。

ただ、私ども愛西市におきましては、施設給付費で人件費が全て賄えるはずであるとはしながらも、各園での保育の質の向上のために、保育士さんの処遇改善費を含めた市の単独の助成をしているといったところでございます。

あと、愛西市につきましては、県内のほかの自治体と比べまして私立保育園の数が非常に多うございます。10以上の私立保育園を抱えている自治体というのは、県下で9市だけでありませぬ。そのうち2つの自治体においては、人件費補助もされておられません。こういったことを考えますと、私どものほうは予算規模等を含めまして頑張っているほうではないのかなあとといったことを考えております。以上でございます。

#### ○8番（神田康史君）

施設給付費で、本来、人件費等は賄われているはずであると、かつ10年間、単独事業として継続しているという部分を十分理解できましたので、市単独で補助金、貸与ですので、受ける側が今まで以上に理解を深めていただいてどのように対応するというのは経営側の問題でありますけれども、例えば市として監督とかの強化によって、本来の趣旨に合った補助金を使ってほしいなり、そういったようなお願いをしていただくようなことが今後重要になるかと思っておりますので、再度、市としてどのような指導をされるか、お伺いしたいと思います。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

民間保育所におきます補助金につきましては、これまでも交付申請、実績報告、いろいろなところで書類のやりとりがあるわけでございますけれども、こういったところでチェックもさせていただきながら、この補助金を交付している理由を細かく説明させていただいているところでございます。子ども・子育て支援の新制度が平成27年度からスタートをいたします。本年度、平成26年度におきましては、私立の幼稚園・保育園を対象に、制度の概要であったり国・県からの情報について説明会を開いたり、いろんな情報交換をしているところでございます。補助の内容についても話題に上っておるところでございます。

今後におきましても、私立の幼稚園・保育園を対象に、説明会であったり情報交換の場を設けまして市の補助金については説明をしていきたいと考えておりますし、各保育園に勤務をし

ておみえになります保育士さんに対しても、適切で正確な情報を伝えていただけるようお願いをしていきたいと思っております。以上でございます。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、10番・島田浩議員、どうぞ。

**○10番（島田 浩君）**

概要書118ページ、諸行事参加賞・記念品から伺います。

行事報償金が、体育祭、文化祭、校内競技会などに参加した生徒に参加賞や記念品などを贈呈するとなっておりますが、この補助金支給は適切とお考えか、お伺いいたします。

また、参加賞や記念品などの贈呈をしないと参加していただけないわけではないと思いますが、いかがでしょうか。

**○教育部長（五島直和君）**

体育祭や文化祭の諸行事の折に参加賞とか記念品を配布するわけですが、そういう行事の開催時におきましては、学校教育活動が活発化し、盛り上がるということに関しては意義のあることだというふうで考えております。

また、諸行事に記念品を配布しないと参加してもらえないかというような御質問でございますが、基本的には学校行事でございますので、参加賞や記念品がなくても、諸行事の進行、運営には問題ないというふうで考えております。

**○10番（島田 浩君）**

来年度は今年度より約半分ほどの予算組みになっておりますが、記念品を廃止する方向にこれからはしていくのか。廃止した場合、諸行事の盛り上がりには欠けるとお考えでしょうか、お伺いします。

**○教育部長（五島直和君）**

予算の編成の折に担当課のほうでいろいろ協議し、精査し、また学校とも相談した中で、近隣市の状況も参考にし、今回このような決定で予算を計上させていただきました。記念品の有無にかかわらず、学校は行事を活発化するというようなことに努めていくというふうで考えております。以上です。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、7番・近藤武議員、どうぞ。

**○7番（近藤 武君）**

平成27年度一般会計予算について、概要書134ページ、図書館運営管理事業についてです。

ここに記載されていますコピーサービスとは何か、どのようなサービスを1点だけお伺いします。

**○教育部長（五島直和君）**

図書館におけますコピーサービスというのは、利用者の方のサービスとしまして、図書館に複写のコピー機を備えまして、図書館にあります文献の複写ができるという環境を整えるサービスを提供するというものでございます。複写の必要な場合は、資料が貸出禁止の場合である

とか、自分で写し切れないような資料、統計、図表、そういうものなどに必要とするときで、有料で利用されております。

ただ、図書館のサービスというのは著作権法の範囲内での複製に限られておりますので、さまざまな制約があり、図書館内の資料のコピーということに限られております。以上です。

○7番（近藤 武君）

ありがとうございます。

このサービスなんですが、他の周辺自治体とサービスの差などがあれば教えてください。

○教育部長（五島直和君）

図書館法の中で、図書館のサービスということに努めるというような条項がございます。そういう中におきまして、各図書館、それぞれサービスしておるわけでございますが、このコピーサービスというのは多くの図書館でやられておるサービスというふうで理解しております。

○議長（鬼頭勝治君）

ここで休憩をとります。再開は3時15分といたします。

午後3時00分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き、再開をいたします。

次に、12番・真野和久議員、どうぞ。

○12番（真野和久君）

それでは、6点ほど質問をさせていただきます。

まず最初に、概要書12ページの10周年記念式典事業についてですけれども、今回の記念式典としては、式典をやって来賓などを招待してやっていくという形になっています。そうした活動の中でこれだけの予算を使っていくということになっていますが、本来、10周年記念としては、できれば広く市民の皆さんが参加していただけるような形にしていくことが大事ではないかというふうに思うので、その点の考え方の説明をお願いします。

それから、概要書の13ページのコミュニティFM運営事業費についてですが、この間もコミュニティFMの課題について、さまざまな提案をさせていただいてきました。特に1つは、今年度から愛西市の佐織地区においても戸別の受信機が廃止をされるということになりますが、そういう点でいくと、FMがしっかりと家庭の中で入ることが重要になってきます。その点で、この間の電波の問題について改善はどうなっていくのかについて、現状の説明をお願いします。

それからもう1つ、これも以前にも質問しましたが、FMの災害時の放送の中身についての話し合い、それから運用について、このFM局の範囲の市町での話し合いをしていると、防災担当で話し合いをしているという話も聞いておりますが、どの程度進んでいるかについて、お尋ねをいたします。

3点目は、概要書14ページの巡回バスの運行管理委託についてです。これについては毎年、



業務委託をして業者を選定しておりますけれども、安全な運行のために現在のダイヤの改定が必要だというふうに考えます。この前もちょっと運転手さんにお尋ねをしたところでは、例えば佐屋の西コースでも、1周で10分どうしてもおくれるんだということがありました。10分おくれると、その分を休憩時間等を減らすという形で運用していかねばなりません。それは、そういうことになってきますと、例えば時間を何とか調整するために、ついつい事故が起こったりとかということも聞いております。安全に運行していくということですので、こうしたダイヤというのは見直していく必要があるのではないかと思いますので、その考え方についてお尋ねをいたします。

それから、概要書の20ページの駐輪場の整理・清掃事業について、撤去の時期等とか回数について予算勉強会のときに一定説明を受けていますが、それだけの回数が各駅で本当に行われているかということを確認したいと思います。

それから、あと駐輪場の整理をされている方にお尋ねしたところ、4月のちょうど年度末でかわる時期というのは、例えば学生が新しく新たに駐輪場を利用したりとか、あるいは使わなくなったりとかという形で放置自転車がふえる時期というふうになっていまして、そういう点でもできれば4月のところで回収等が行えないのかというようなことも聞いておりますので、その点についてお尋ねをします。

それから、概要書22ページの防災マップの整備事業について、具体的な中身とか、掲載内容とか、それからまた作成手順とかということについてお尋ねをします。

それから、40ページの生活困窮者の自立支援について、生活困窮者の自立支援、勉強会のときも質問がありましたけど、対象者をどう掘り起こすのかということとか、具体的にどういう形で運用していくのかというのが課題になりますが、そこの考えをお願いします。

#### ○総務部長（石原 光君）

6点ほど今御質問をいただきましたけれども、その中で巡回バスの時刻の見直しという御質問がございましたけれども、済みません、通告のほうをいただいておりますけれども、ちょっとその辺、確認をお願いしたいと思います。

それでは、順次お答えをさせていただきます。

まず、10周年記念事業の関係でございますけれども、この関係につきまして、内容につきまして、去る勉強会もそうでありましたけれども、提案説明のときにも申しあげましたように、細かい内容につきましては、まだ決定をしていないのが現時点でございます。

それで、今ここでお話ができるのは、表彰条例による表彰、それから感謝状の贈呈、それからビデオ上映などは予定をしております。それにかかる経費ということで、今回、予算計上をさせていただいたところでございます。

それと式典とは別に、27年度1年を通じて、各課において、これも申し上げておりますけれども、実施する事業に冠をつけると。これは、議員がおっしゃったように、広く10周年をPRするという一つの観点の中で、各事業に多くの市民の方が参加できるような事業、工夫というものを考えていきたい、このように考えております。

それから、コミュニティFMの関係でございますけれども、まず1点目の放送運営事業の電波の問題の話がございましたけれども、コミュニティFM放送というのは、議員もよく御存じだと思いますけれども、一般の民放局が行うFM放送に比べ、電波送信出力というんですか、その出力が20ワットと非常に小さいものをどうも採用されているというものであります。そして、なるべく広範囲に良好に受信していただけるように、場所が中部電力蟹江電力所から送信をしておるといふ現状でございます。そして、言われたように、周囲に高い建物や送電線のあつる地域、あるいはコンクリートの建物などで受信環境が余りよくない、そういったケースが発生するところもあると伺っております。そんな状況の中で、じゃあどうするんだということで、ななみに確認をしましたところ、現在、中継アンテナの設置などの設備を補強していく改善予定はないというふうな回答もいただいておりますので、しばらくはこういったような放送体系になるのではないかなあというふうには思っております。

それと、防災の面でのFMななみ、あるいは担当者会議での話し合いの状況でございますけれども、これは平成25年でございまして、4月19日に海部地域7市町村と災害発生時における緊急放送に関する協定というものを締結しております。そして、その締結後にFMななみ担当者と防災担当者の打ち合わせについて、6回ほど担当者会議で連絡体制の確認や情報交換を行つておるといふ現状でございます。昨年も26年6月に6回目をやっておるわけでございまして、この連絡体制といいますか打ち合わせについては27年度も引き続いて、いろんな情報交換とか、そういったものの打ち合わせというのは継続されていくものだというふうな理解をしております。

それから、駐輪場の関係でございますけれども、各駐輪場から、日置町地内に自転車一時保管場所というのがございます。そこへ運搬しているのが年3回、各駅それぞれまとめて行つております。そして、日置町の自転車一時保管場所から処分をする回数でございますけれども、これは年2回ほど処分をしております。いずれの関係につきましても、時期の関係もございまして、駐輪場での放置自転車の状況等によりますので、その分については柔軟に対応しているというのが現状でございます。

そして、4月の回収云々という御質問がございましたけれども、この4月の回収につきましては、3月中に撤去・処分を予定しておりますので、現在のところ4月に実施をするという予定はございません。3月中にそういったものについては実施をしたいというふうな考えております。

それから、防災マップ整備事業の関係で、具体的な中身の関係でございますけれども、これは昨年5月に愛知県が公表した南海トラフ地震の被害予測結果をもとにしまして、12の小学校校区に区分しまして、その地区内の人口、建物、それから土地利用状況、被害施設などの防災関連情報をまず整理します。そして、地区別の防災評価や課題なども抽出をし、それを地図化して、これは防災カルテというものについても作成をするということを申し上げておりますけれども、そういったものを防災カルテとしてまずはまとめます。そして、そのような防災カルテにまとめた情報から抜き出して、市民の皆さんになるべくわかりやすく表示をするように防災

マップとして、これを各家庭に配布するというので、今回、予算計上をさせていただいておるものでございます。よろしくお願いをします。

私のほうからは、以上です。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

それでは、生活困窮者自立支援事業について御説明をさせていただきます。

この事業につきましては、平成27年4月から始める新たな事業でございます。生活困窮者の方が生活保護になる前に困窮状態から早期に脱却するといったことを支援する、これを目的とする制度でございます。事業主体は愛西市でございます。社会福祉課に生活相談支援窓口といったものを設置させていただいて、職員を1名配置するものでございます。

具体的な業務内容でございますけれども、自立相談支援業務と、それからもう1つ、住居の確保給付金支給事業、この2つの事業を行います。1点目の自立相談支援業務でございますが、相談を受けまして、問題解決に向けて内部・外部を問わず必要な機関と連携をしまして、自立に向けた支援計画を作成いたします。もう1つの住居確保給付金の支給事業でございます。離職によって住宅を失った、また住宅を失いそうになっている者に対しまして、おおむね3カ月をめぐりに家賃を支給するといった事業でございます。

相談の内容につきましては、非常に多岐にわたることが予想されます。福祉部の横の連携だけではなくて、教育委員会であったり、または職業安定所、法テラス、こういった外部団体とも協力をしまして、問題解決に向けて取り組んでいきたいと思っております。特に、現在もう既に設置をさせていただいておりますが、生活保護の就労支援員との連携については必要なものと考えております。

また、この問題解決に向けまして、生活困窮者自立支援調整会といった連絡会を立ち上げまして、中立的・総合的な支援計画の作成ができるようにしてまいりたいと思っております。以上でございます。

#### ○12番（真野和久君）

先ほどの3点目のことに関しては、多分、発言通告をメールで送って、ファイルの中に隠れていると思いますので、また委員会で質問します。

それでは行きます。

記念事業に関してですけれども、この前も、ある商工会の方と話したんですが、なかなか今、愛西市の中で、予算がないからということで、いろいろと削ってきているということで、非常に暗い感じがして、愛西市としても、お金はかけなくてもいいから、新たな企画みたいなことで何かやれないだろうか、そういうことであればもっとみんなもお金も出さずというような話をされたことがありました。愛西市全体で、市民の皆さんも参加できるような形の、いろんな文化祭とか体育大会とかに官行事としてやること、それはそれでとてもいいことだと思うんですが、それ以外にも、例えば市民からの寄附を募ったりしながら、そういった形の何らかの行事とかイベントとかやれないだろうかというのが、その辺がやっていただけるといいのになんというものが、そういう声でありました。聞いたところでは、よく最近になって、例えば

花火大会でも、花火に寄附をしてもらって、1発から買っていただいて、それにメッセージを読み上げて打ち上げるなんていうようなことをやっているところも幾つかありますし、いろんな工夫をしながら、例えば愛西市が財政を、当然一定は出さなきゃなりません、そういったことやなんかでお金などを集めながら、何か10周年としてやっていけるような、記念となるような形というのをぜひとも検討していただきたいというふうに思いますので、その点、そういうところで来賓の記念品やなんかも要らんとするんで、そういったところに回していただければなというふうに思うので、その点、確認のために、そういった検討はどうかということを質問したいと。

それから、2つ目の電波改善の問題なんですが、当然、周囲の建物状況の中で入らないというのはあると思います。例えば私のうちの周りは、そんな高い建物はないんですけども、一戸建てで、それでも室内では入りづらいというのがあります、そういうふうに電波が入らないとなると、コミュニティFMは、当然、日常的な民間のコミュニティFMという役割もありますけど、先ほどの災害協定もあるように、災害時には情報の大きな提供源となるわけで、それが場所によって入らないとか聞きづらいというのでは大変困る。入らないので道路に出てカーステレオで聞かなきゃならないとか、一々聞かなきゃならないような状況では問題なわけで、そこは当分このままということではなくて、根本的に対応を、愛西市だけでやってはだめだと思しますので、関連市町できちっと話し合いながら、協議しながら、そうした入りづらい電波の入りづらいところをなくしていくということを計画していただきたいと思しますので、ぜひともそこら辺は愛西市としてどんどん推し進めていただきたいと思しますので、その点、お尋ねします。

それから、今、25年に協定を結んで、毎年、会議を開いていますよという話ではありますけれども、そういう中で例えば災害時に具体的にどんな放送をするのかということについて話し合われているかどうかについて1つ確認をしたいというふうに思いますので、その点、答弁をお願いします。

それから、駐輪場の件ですが、先ほど3月中にやっているという話でありました。3月中というのは、3月の早い時期なのか3月の後半なのかで大きく変わってきますので、その点、どうなのかなというのと、状況によって少なければ今回はやめというようなことがあるような感じもしますので、その点も含めて。

駐輪場の方に聞きますと、放置自転車が少しでもあると、そこらにいたずらをされたりとかして大変整理に困るという話もされていますので、その点は小まめに、量にかかわらず、年3回なら年3回ちゃんとやる、また時期的なことも考えてほしいと思しますので、3月の時期について、具体的にいつごろなのかということについて、それからその点、しっかりと回収をする場合はしてほしいと思しますので、その考え方をお願いします。

それから、防災マップ事業に関してですけれども、問題は各地区ごとのカルテをどういう形でつくっていくのかということはあるとは思いますが、その点は市の職員だけでつくるのか、あるいはどこかの業者等を含めて何かをやるのか、あるいは例えば市民の方を含めて町歩

きなんかをやって、そうした課題を抽出するのか、その点の具体的な中身についてお尋ねをしたいと思います。

また、避難場所と避難所などのマークなどの区別なども、ちょっと課題かなというのもあるので、そういったこととかも含めて、細かい点で、どんな課題で、その辺をどう解決するのかをお聞きしたいと思います。

それから、生活困窮者の自立支援に関してですが、非常に事業としては大切だし、重要な事業だと思うんですが、問題は、生活保護はまだいろいろと一般的にも知られていますが、今回の新しい事業について、例えば住宅の問題にしる、生活困窮の問題にしる、そういう段階に陥りかけたときに、いかにその人たちを把握して救っていくかというところが、よりこれまで以上に重要になってくるわけで、そこのピックアップというのをやっていくことに関して、PRなども本当に大事ですけども、どう連携するのかというところが非常に重要になってくると思いますので、その点の課題、それから対策についてどのように考えているのかをお尋ねします。以上です。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは私から、一番最初の10周年について答弁をさせていただきます。

今回、市制10周年記念式典は行わせていただくと。あと、さまざまな現在行っている各種事業について、10周年という冠をつけていただいて市内外に愛西市をさらに確認していただき、また盛り上げていただきたいというふうな考えをしております。新たな10周年を記念して何かやる、市が主導して何かを新たに企画するということは、なかなか難しいのではないかとこのように思っております。今回のほかの方の議員からも質問等ございましたけれども、新しく愛西市としてさまざまな行事等を一緒にするのはいかがだろうかという御提案等もございましたけれども、市民の皆様方が主導してやっていただくことに対しては、私どもといたしましてはしっかりと後押しをしていきたいというふうに思っておりますので、市がこういう企画をやるので皆さん御協力くださいということではなくて、先ほどお話が出ました商工会さんなり、観光協会さんなり、そういうところが10周年として何か新たな1年やりたいということであれば、それに対しては市が協力していくという考えですし、観光協会も今回、1月31日に愛西フェスティバル等も開催をしていただきました。ああいった形をしていただくのが一番ベストではないかなというふうに思っております。寄附の関係もそうですが、市が寄附を集めて何かやるというのはなかなか難しいと思いますし、体育大会のところでも地区によっては、そういった地域の方に御協力いただくようなことをやっているところもございますので、そういうことで考えていきたいというふうに思っております。以上です。

#### ○総務部長（石原 光君）

再質問のFM放送の関係については、私のほうからまず前段でお答えさせていただきます。

基本的な考え方は、議員と私どもも一緒です。そんな入りにくいような電波放送ではだめだというふうに思っています。ただ、改善はしないという、ななみの方針もあるわけでありまして、けれども、改善をするということになりますと、また新たな負担金というものが発生してくる

可能性もあると思います。そこは、きょうこういったような御質問があつてということについては、先ほど申しあげましたように、今後、担当者会もありますので、そういったところには強く要望といたしますか、最終的には、ななみさんが企業努力で全額持っていて改善してもらうのが一番いいことです。そんなわけにもいかんだろうなあというふうになりますと、新たな負担金も発生するのではないかと。そんな課題もありますので、ただ要望としては、当然皆さん思うことは一緒でありますので、担当者会等々を通じて積極的に要望してまいりたいという考え方に変わりありませんので、お願いをしたいと思います。

あとの3点ほどについては、担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

#### ○総務部次長兼安全対策課長（石黒貞明君）

災害時の放送についての中身の話でよろしかったですかね。

部長が冒頭、答弁の中で協定書ということを申しあげたわけでありまして、愛西市に災害が発生し、または発生するおそれがあるときについては、私どものほうから放送要請書というものをファクスまたは電子メールで行っております。それにつきましては、ケーブルテレビとコミュニティ放送の2つを利用するということとなっております。それと、ケーブルテレビにつきましては、L字放送を御存じだと思いますけれども、テロップがありますけれども、それについては役所のほうで必要な情報等を入力して、市のほうで対応するということになっておりますので、昨年10月の台風のときにも、そういったようなことで対応させていただいております。

会議を6回、担当者会議をやっておるということも申しあげたわけですが、そのときには、以前ですと情報等についてはこちらから提供するような形があつたわけですが、連絡会議等で要請をしまして、放送局みずからが情報収集できるものは収集してくださいというような状況で今対応させていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

あと、2点目の駐輪場の放置自転車関係でございますけれども、具体的にいつになるかということでございますけれども、放置自転車に自転車の警告カードを張らせていただいて、ある一定の期間、周知期間を設けますので、それ以後に撤去ということになりますので、3月の下旬を目安に考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、防災マップの関係でございます。中身の話だと思いますけれども、基本的には業者と中身のほうは詰めさせていただくことになるわけでございますけれども、市民の方とのワークショップ等については現在のところ考えておりません。先進地等のマップ等も参考にさせていただいて、よりよいマップをつくりたいなと思っております。

それと避難所等のマークの改善というお話がありましたけれども、これもわかりやすい表示でやらせていただく方向で考えさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

困窮者自立支援につきましては、まずPRでございますが、これについては一般的なPRといたしまして、市のホームページであったり、広報であったり、チラシの作成、こういったも

のを予定しております。

また、対象者につきましては、御自分のほうから積極的になかなか相談に来ていただくということは難しいのかなといったところもございますので、現在でも福祉部が持っておりますネットワークの中で、どこかでひっかかる。例えば、お子さんの問題の中で児童福祉課から生活困窮の状況がわかるといったこともございます。警察から情報もたらされることもございます。また、民生委員さんを通じて包括がかかわることもございます。こういったネットワークを通じて、できるだけ早い段階で相談事業に結びつけていきたいということは考えております。以上でございます。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、4番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○4番（加藤敏彦君）

10問以上ありますが、区切ってもよろしいですか。

○議長（鬼頭勝治君）

一括でやってください。

○4番（加藤敏彦君）

じゃあ、一括ですので、よろしくお願いします。

じゃあ行きます。

議案第32号ですが、概要書16ページに統合庁舎管理業務の予算がありますが、この庁舎の維持管理を一括委託できるような業者はあるのか。また、入札に公募ができる業者が幾つあるのか、お尋ねをいたします。

それから、概要書17ページ、備品購入費ですが、勉強会でもありましたが、電気自動車が280万ということで、軽自動車としては高いものですが、国や県の補助金は出ないのか。また、耐用年数は何年を見込んでいるのか。

それから、概要書19ページですけれども、防犯灯設置事業で、これまでLEDの防犯灯設置については、余り積極的ではなかったという記憶であります。なぜ今回、90基の予算が計上されたのか。理由があれば、お尋ねをしたいと思います。

概要書22ページですが、国民保護計画修正事業ですが、中身の見直しということですが、具体的に何を見直されるのか、お尋ねをいたします。

それから、概要書22ページですけれども、防災情報通信ネットワーク整備事業で、デジタル行政無線の運用についてどのように考えているのか。地区とか地域での行事案内、緊急連絡、迷子のお知らせなどができるのか。佐織地区の防災無線設備、戸別受信機の撤去はどのように進めるのか、お尋ねをいたします。

次に、概要書の23ページであります。自主防災育成事業で、自主防災会の設立が完了したのか。また、自主防災会の連絡会の取り組みはどうかについて、お尋ねをいたします。

それから、概要書24ページですが、庁舎建設改修事業で、統合庁舎相談報奨金の内容ですが、これは先ほど大島一郎議員が質問されましたので割愛いたします。

次、概要書25ページですが、支所整備事業で、佐織支所の設計をしていくということであり  
ますが、住民の要望、意見は聞いていくのか。それから、懸案であります確定申告の会場、集  
会室についてはどのように考えられるのか、お尋ねをいたします。

それから、概要書26ページですが、自治基本条例推進事業で職員の勉強会を進めていく、こ  
ういう説明がありますが、市民への講演会や勉強会はどのように行うのか。また、これまで行  
われてきた中学校への出前講座ですが、それは引き続き行われるのか。また、市民への出前講  
座は考えておられるのか、お尋ねをいたします。

それから、概要書32ページですけれども、賦課事業ですけれども、これまで住基カードにつ  
いては利用が少なく、費用対効果が悪いという状況であります、マイナンバー制度の導入と  
いうことで、こういう費用対効果についてはどのように考えているか、お尋ねをいたします。

それから、あと概要書78ページですけれども、農地集積協力金交付事業ですけれども、これ  
は県の農地中間管理機構の問題であります、今、農業の問題では、国連では2014年を国際家  
族農業年として定めて、家族農業が飢餓や貧困の緩和、食料安全保障、栄養の提供、人々の生  
活改善、自然資源の管理、環境保護、そして主に農村地域での持続可能な開発を達成すること  
における重要な役割を果たしていることを強調しておりますが、この農地の集約は地域を支え  
る農家をなくして地域を衰退させる危険があるというふうに思いますが、そのことについて市  
としてはどのように考えられるのか。

それから、概要書138ページですけれども、体育施設指定管理委託事業との関連で、体育施  
設でグラウンドゴルフの利用者が今ふえていると聞きますが、練習場所が足りないという声を  
聞きますが、グラウンドゴルフのできる場所、また充足についての考えはいかがか、お尋ねを  
いたします。

以上です。よろしく申し上げます。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目の統合庁舎の管理業務の関係でございますけれども、一括委託できる業者はあ  
るか、入札に公募する業者云々という御質問でございますけれども、まず庁舎の維持管理を一  
括委託している自治体、これは県内の状況も調べてみました。それで、県内も既に幾つかござ  
いまして、直近では、先月になりますけれども、みよし市が総合維持管理業務を、これは指名  
競争入札で委託者を決定しております。15者指名のうち、12者が応札しているという状況を情  
報として収集しております。そして、当然こういった状況でありますので、愛西市もこういっ  
た手法で進めていくのも一つの選択肢ではなかろうかなというふうに考えております。

それから、入札に公募する業者数の関係でございますけど、きょうこの時点で、現時点では  
わかりません、正直申し上げて。しかしながら、統合庁舎の維持管理業務に関する営業に来庁  
される業者さんも多くありますので、私どもで予定しております統合庁舎の統合維持管理業務  
についても、入札方法というものに取り組んだ中で、適正に手続が行えるのではないかなあと  
いうふうに考えております。



それから、2点目の電気自動車の関係でございますけれども、まず1点目の補助金の関係でございますが、情動的なものを確認という形で聞いておりますけれども、27年度はまだ確定してないということを聞いております。ただ、平成26年度ではどうだったかということでお聞きしましたところ、経済産業省が実施をしておりますクリーンエネルギー自動車等補助金の対象になっておりまして、購入を予定しております車種とか装備においては、上限がございまして、その上限額として53万円が交付されていると。こんなような実績もあるように私どもとしてはつかんでおります。

それから、耐用年数の関係でございますけれども、これはメーカーさんに聞いた中での回答になります。使用環境、それから使用条件、それから保管状況によりましてバッテリーの寿命が変わるので、耐用年数が何年という具体的な年数ですね、そういうことで整理してお答えするというのはちょっと難しいと。メーカーさんに言わせると、耐用年数は何年という考え方は持てないというような回答をいただいておりますので、その関係をストレートにきょうはお伝えさせていただくということで御理解がいただきたいと思っております。

それから、防犯灯の関係でございますけれども、これまでに設置を行ってきた防犯灯というのは、蛍光灯の32ワットタイプの防犯灯でございました。これが、新年度予算編成に向けて業者に確認をしたところ、生産停止と、この機種については。それで、明るさなどの性能や電気代等の維持管理費ですね、初期投資はかかりますけれども、長い目で見れば、それだけの費用対効果はあるという結果を踏まえて、LEDの防犯灯の設置をするということで、今回、予算計上をお願いするというところでございます。

それで、90基という形で今回予算計上をさせていただいておりますけれども、LEDの防犯灯の実績は、先ほど申し上げましたように、ありません。ですから、これまでの蛍光灯タイプの新設の実績と今年度の設置状況を踏まえた上で、一応90基というものをガイドラインとして予算計上させていただいたという経緯でございます。

それから、国民保護計画の修正事業の中身の関係でございますけれども、この国民保護計画というのは、提案説明の折に申し上げましたように、平成19年3月に愛西市国民保護計画を策定しております。その後、市の組織の見直しや、Jアラート（全国瞬時警報システム）も設置をしました。そういった関係。それから、緊急情報を消防庁が定めた方法によりまして、防災行政無線等を活用して瞬時に住民へ警報を伝達するための同報無線の自動起動装置をつけなさいと、こういった消防庁の規定もありまして、緊急時に迅速に住民の皆さんへ警報を伝達する手段について、今、いろいろ申し上げましたけれども、そういったことを踏まえての中身の修正ということになりますので、基本的には、先ほど申し上げた項目について修正を加えていくという形になるのではないかなあというふうに思っております。

それから、今回整備します防災行政無線の関係での運用の関係でございますが、4月からの運用につきましては、原則、防災行政用の趣旨にのっとりまして、防災・災害情報に係るものとしたしまして、かつ市民の生命・安全に係る情報は優先的に放送していこうということで、今、中身について最終的な精査を進めております。そして、緊急度の高いものは除きまして、

今、チャイムですか、朝・昼・晩と流している地区もありますけれども、基本的にそういったものを含めて夜間、それから早朝は放送しないこと、それから必要な区域の範囲内とすると、これを基本的な考え方として、今、最終的な調整を行っているというのが現状でございます。そして、このガイドラインにつきましては最終日の全協に、それまでに当然、川向かい等の職員にも周知した中で、皆さん方のほうにお示しをしたいなあというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、佐織地区の防災無線の戸別受信機の撤去の関係でありますけれども、佐織地区、当初から立っております既存の8本の屋外拡声子局につきましては、26年度の発注工事においてデジタル用に機器そのものを交換しております。そして、27年度におきましては、佐織庁舎の空中線、それから3階の親局の操作卓の撤去、処分を行います。

それとあわせまして、戸別受信機約6,200ほどあるというふうに聞いておりますけれども、この撤去につきましては、佐織地区内に数カ所、あるいは数十カ所ほどの集積場所を設けまして、なおかつ一定期間を設けて、各自で持参をしていただくように周知を図っていききたいなあ。これは4月の総代会でもお願ひをしていかないかなだろうなあということは思っています。そのうち屋外アンテナの設置が、これもまた900ほど設置をされている地区があります。例えば、湊高、西川端、鷹場、東町、左折、こういう地区には屋外アンテナが設置されておりますので、申し込みによりまして日程調整をしまして撤去作業をしていききたいなあ。この件につきましては、年度内いっぱいをかけて順次撤去していききたいなあ。現時点では、こんなうよな考え方で今後進めていききたいなあというふうに思っております。

それから、自主防災会の設立の関係で連絡会の関係でありますけれども、今現在、全域において179の自主防災組織が設置されておるわけでありましてけれども、最前から申し上げておりました連絡協議会的なものについては、まだ現在、設置ができておりません。当然、必要性という認識は持っておりますけれども、現時点ではまだ設置はされておりません。それで、これも一つの取っかかりになるのではないかなあというふうに思っておりますけれども、27年度引き続いて、立田地区においても自主防災会を中心とした合同訓練も前年度に引き続いてやっていきたいということで予算計上のほうもお願ひしております。中身につきましては、訓練の企画等については、運営委員会というものを一つ立ち上げたいなあ。そこで、学校、PTA、消防団、こういった方も取り込んで、まず運営委員会の中で計画的なものを一遍検討してもらおうと、立案してもらおうと、そんなような運びで27年度は考えていききたいなあ。それを基点に連絡協議会的な組織というものを少しずつ固めていききたいなあというふうに思っております。これは最前申し上げますように、設立はされたんですけれども、これは失礼な言い方ですけど温度差というのはちょっとありますので、なかなか一気にはいかないのかなあ。徐々に徐々にそういった視点の中で進めていけたらなあという考え方であります。

それから、統合庁舎の関係については割愛ですね。

それから、佐織支所の設計について、住民の皆さんの要望を聞くのかとか、また確定申告の集会所はどうだということでありまして、この諸整備につきましては、最前から申し上げ

げておりますように、整備計画、方針ということで計画を立案しまして、パブリックコメント、皆さんの意見も聞いて昨年7月に策定をしたという経緯があります。そして、今後進めていきます設計業務につきましては、この支所整備基本計画の各施設の改修計画というものをこの計画の中に位置づけをしておりますけれども、それに基づきまして業者に委託をして進めていきたいと。それに係る関係経費を今回、27年度当初予算に計上させていただいておりますので、そんな考え方で進めていきたいなというふうに考えております。

それから、確定申告の関係でありますけれども、特に佐織庁舎の支所につきましては、これも最前から申し上げておりますように、活用する建物につきましては耐震補強する必要がない現在の建物を使い支所として維持をしていくと、これが基本的な考え方であります。それで、1階の床面積が支所の算定基準面積、これも基本計画にうたっておりますけれども、若干小さいということもありますので、効率的な行政サービスの提供のためにも、必要最小限の増築が必要という考え方で今後進めていきたいということに変わりありません。

それで、支所として活用しない3階部分がございますけれども、これについては現状のままとして、工事費について手をかけるということはありませんけれども、そんな中で確定申告の場所につきましては、2階の有効活用検討部分の空きスペースを改修するというような一つの考え方もできるかとは思いますが、ここも改修するということについては、ちょっと計画としては持っておりません。最終的に、これは佐織地区だけの確定申告云々ということでの御質問でございますけれども、それは立田支所でも将来的には同じことが言えるような形の中の整理、確定申告そのものを今後どうしていくかというような整理も必要となってきますので、現時点で言えることは、従来どおり確定申告を行っていただく場合には、周辺の公共施設を活用していくと、既存施設を活用していくと、そんなような検討も今後していかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

それから、番号制度の関係で費用対効果云々という話もありましたけど、これからほぼ具体的にこの事業が展開されていく中で、数字的に費用対効果でこういう数字になりますよということについては、きょうこの場で申し上げることはできません。それは新たな実績を積んだ中での、数字的に比較ができた段階でしか数字上の費用対効果というのは出ないというふうに思っていますので。そんな中で一般論として、例えば今まで紙媒体でいろいろ手続をやっていたものが、当然、そういった番号制を導入することによって、あるいは手続の簡素化とか行政サービスの効率化、これは一般論として、そういった効率化につながるんじゃないかなあと。例えばいろんな情報の照合とか、入力とか、今まで時間がかかっていたものが、そういうものを導入することによって時間的な短縮もある程度効果としてはあらわれるんじゃないかなあと。これは一般論としての話です。現時点ではそういうような形でしかお答えができませんので、その辺はお願いをしたいと思います。

私のほうからは、以上です。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

それでは私のほうから、自治基本条例の関係についてお答えをさせていただきます。

まず、市民の方への講演会をどのようにしていくんだというような御質問でございます。

私ども、施政方針の質問で市長がお答えになられたように、まず職員が勉強しなければならない、それが第1歩だと思っております。そういった中で、そういった勉強会、研修会の中へ市民の方、議員の方もそうですけれども、参加できるような形がまず1つ考えられるのかなあというふうに考えております。イメージ的には、自治基本条例の策定委員の募集のときに勉強会を行いましたけれども、そのときに議員の方、市民の方も参加して行いました。一つの手法としてああいったイメージ。逆に、今度は市民の方を主体とした講演会という場所へ、今度は職員が出かけて聞く、そういったことも考えていきたいというふうに思っております。

それから、出前講座の関係ですけれども、御承知のように現在、中学校へ行っておりますけれども、本年度までは条例の策定委員の方が実施をしておみえになっておりましたけれども、この委員の方につきましては策定委員ですので、策定までということでしたので、今年度末で一度区切りはつけさせていただきたいというのも委員の方の希望であり、そうしていきたいというふうに思っております。ただ、出前講座という観点からは、今後、市として準備でき次第、市の行う出前講座、こういったところへメニュー立てをしてPRしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○経済課長（伊藤長利君）

それでは私から、農地集積協力金事業、また農地中間管理機構の御質問にお答えいたします。

農地中間管理事業とは、地域内の分散し複雑に入り組んだ農地の利用を整理するために、愛知県から指定を受けました農地中間管理機構が農地を借り受け、まとまりのある形で農地を利用できるように配慮し、担い手に貸し付ける事業でございます。この事業によりまして、経営転換やリタイヤする農業者の方、また農地の相続人で農業経営を行わない方には、経営転換協力が交付をされます。ただし、全ての農家の方に集積をお願いしているわけではありませんので、今後も農業を続けていかれる方につきましては、引き続き御自分で耕作していただけますし、また市の考え方といたしましても、この事業によりまして、すぐさま地域の衰退につながるわけではないと考えておまして、経営力の強い担い手によりまして、農地の保全や適正な作付を行っていただくものと認識をしております。以上です。

#### ○教育部長（五島直和君）

私のほうから、グラウンドゴルフの関係で1点お答えさせていただきます。

市民の皆様、利用者の御要望につきましては、以前から議会のほうで御答弁させていただいているように、指定管理のほうが窓口となり対応させていただいております。今回、確認いたしましたところ、場所が足りないという声はお伺いしておりませんというようなことでした。ただ現在、担当課で把握しておりますグラウンドゴルフの体育施設利用の団体登録数というのは13チームで405人ございます。グラウンドゴルフのできる体育施設といたしましては、親水公園の多目的広場を初め、佐屋スポーツセンター、佐屋、立田、佐織の各それぞれの総合運動場、そして学校開放の各小・中学校の運動場でできることがあります。土曜・日曜につきましては、各種大会があったりとか、また少年野球、少年サッカーにより利用がグラウンドはいっ

ばいという状況であります。ただし、平日につきましてはまだ十分あいている施設がありますので、そちらのほうを御利用していただきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○4番（加藤敏彦君）

それでは、最質問をお願いいたします。

概要書16ページ、統合庁舎管理業務につきましては、部長の答弁で、県下でもみよし市などが入札を行っているという形で、入札が行えるのではないかという見通しであります。県下の状況を御報告いただきましたけれども、みよし市以外でもそういう一括委託というところがあるということだと思えるんですけども、ほかはどこがやっているのかお尋ねしたいと思います。

次に、概要書17ページ、公用車の購入ですけれども、部長の説明では、今年度は経済産業省の補助金事業として上限53万円の事業があると。新年度もその可能性があるということで確認させていただいていいかどうかですね。

それから、概要書19ページですけれども、防犯灯設置事業。これについては、愛西市においてはLEDの防犯灯は高額ということで、これまで見送ってきた経過があったということですが、なぜ今、これまで普及してきた32ワットタイプの蛍光灯が生産中止になったのか、わかればお教えいただきたいと思えます。

それから概要書22ページ、国民保護計画修正事業ですけれども、今回の修正の中身というのは、平成19年に策定した事業が、この6年間で、いろんな経過の中で新しい部分も加わってきたので、それを含めた見直しというふうに受けとめていいのかどうか、確認をしたいと思えます。

それから、概要書22ページ、防災情報通信ネットワーク整備事業、デジタル行政無線ですけれども、質問いたしました、これまで例えば佐織地区で行事案内をしたり、それから緊急連絡をしたり、迷子のお知らせなどをしてきた、そういう部分についてはちょっと答弁がなかったように思いますので、再度質問をしたいと思えます。

それから、次に概要書23ページ、自主防災育成事業で、この自主防災会の設立は、全ての町内、自治会での設立が完了したかどうか、再度確認をさせていただきます。

それから、連絡会については、今、立田の合同防災訓練で紹介されましたが、地区ごとに運営委員会を設立して、そこを核として連絡会を立ち上げていきたいという考えであるということを確認したいと思います。

それから、概要書25ページ、支所整備事業の設計についてですけれども、今、部長の答弁の中で、これまでの佐織庁舎でいくと確定申告の会場は大会議室で行っていましたが、これは支所では行わないという考えが表明されたということでもいいのかどうか、確認をしたいと思えます。

それから、概要書26ページ、自治基本条例推進事業で、質問の中で、今は自治基本条例制定委員の中で中学校の出前講座をやって、好評だというふうに聞いておりますけれども、こういう次の次代を担う方々が愛西市の基本的な条例について学ぶ機会を引き続き行っていくのかど

うか。出前講座については、市の職員でこれからはやっていきたいということではありますが、中学生に対してのそういう学習の機会はどうされるのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、農地の点は飛ばしまして、概要書138ページ、体育施設指定管理委託事業で、グラウンドゴルフについてお尋ねをいたしました。それで、グラウンドゴルフをやられる方が年々ふえてきておると。特に、部長の答弁の中でも、全体的には場所が足りないということはないけれども、土・日は集中して場所がないと。私の聞いた声では、例えば稲沢の祖父江緑地などへ行って大会をやっているとかいう話もありまして、要望として土・日の会場確保についての要望が出ておりますので、そういう点での対応はできないのかについてお尋ねをしたいと思います。

#### ○総務部長（石原 光君）

他市の状況でありますけれども、今、この時点でわかる範囲内でお答えをさせていただきます。

先ほど、みよしということを申し上げましたが、みよしのほかに、例えば犬山市とか一宮市、それから半田市が、こういう指名競争入札で実施をされているということは聞いております。

それから、なぜ生産中止になったかというのは、これも業者のほうに確認をした結果でありますので、いろいろ部品等々、そういった製造上の問題ではなからうかなあというふうに思っております。

それから、国民保護計画の関係につきましては、議員がおっしゃったとおり、策定から6年間、いろんな経緯がある中で、それを踏まえた中で契約の修正という形で、おおむね御理解をいただければよろしいかなあというふうに思っています。

それから、無線の関係ですけれども、基本的には行政情報は、例えば広報紙とかチラシ、あるいは回覧、それから各戸配布、ホームページ等により、いろんな手段で行政情報というものを周知させていただいておるわけでありましてけれども、基本的には、4月以降については、こういったものについてはとりあえず放送はまずしないというような考え方で進みたいかなあというふうに考えております。

それから、例えば迷子はどうするんだというお話もありましたけど、これが当然、生命とかにかかわるものという判断になれば、これはそういった形で、よく内容を検証した中で、放送をせざるを得ないのではないかなあというふうには思っています。あくまでも生命にかかわることという前提ですね、これは。そういう形で一応整理をしていく必要があるかなあというふうに思っています。

それから、地区連絡協議会の関係ですけれども、立田地区に限らず、4地区何とかそういった連絡協議会を設けて、最終的には愛西市一本の連絡協議会が確立されて、そこでいろんな情報交換、情報提供というものができれば、それは一番ベストではなからうかなあというふうに思っていますが、先ほど申し上げましたように、温度差もあるということもありますので、もう一つ、自主防災会の会長さんというのは毎年かわられるという傾向もありますので、なかなかその辺の次へのつなぎといいいますか、そういったことも事情を聞いてみると難しい問題も

ありますので、できるところから手がけていくという考え方で今後進めてまいりたいと思っています。

それから、支所整備の関係でありますけれども、基本的には、今の既存の支所の今回改修するスペースの中でやれば一番いいんです。ですけれども、日々申告に見える来庁者も違いますでしょうし、そういった実態を見た中で、どうしてもそこでできない場合というのも出てきますから、それは先ほど申し上げましたように、既存の施設を活用するというのも、ある程度、申告そのものをなくすということではできませんので、そういうことも踏まえて、既存施設を活用していくということも必要ではないかなあという考えでお答えをしたつもりでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

それでは、私から自治基本条例の関連について再度お答えをさせていただきます。

まず、私、答弁の中で、現策定委員については一区切りをつけさせていただくという答弁をさせていただきましたけれども、これで終わりじゃありません。第1歩を踏み出したものだというふうに考えておりますので、今後、そういった活動団体、活動委員といひますか、そういった方が募集できる段階になれば、私どもとしては一番いいのかなあというふうに考えておりますし、また好評である中学生への出前講座をどうするんだという話でございますけれども、現在の策定委員さんが実は手づくりで資料をつくられて演劇風に行われている。これも委員みずからもなかなか力が入って、中学生の方からも好評を受けているというふうに私ども承っておりますけれども、じゃあそれを継続する今後の団体というものはどうしていくんだという課題は残ると思うんです。ただ、公募をするにしても、何をするにしても、まず自治基本条例とは何かを知っていただく、市民の方にも知っていただく必要があるんじゃないかなと。先ほど申し上げた研修会、講習会等をまず行って、その後、そういった検討に入っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○教育部長（五島直和君）

グラウンドゴルフの土曜・日曜の件でございますが、先ほど私も答弁させていただきました。各種大会とかそういうときには、できるだけお互い譲り合うというようなふうで利用をさせていただくというのがいいんですが、先ほど言われたそれ以外の、例えば少年野球とかサッカーの練習等、グラウンドゴルフ、同じようなふうで道具が使いたいという場合は、当然、抽せんの際に両方が集まっていた中で、例えば時間帯で譲り合うことができるなら、そういう方法もありますし、どうしてもだめな場合は抽せんと。そんなようなふうで対応するしかないというふうで理解しております。

#### ○4番（加藤敏彦君）

1点、自主防災会の設立が完了したかという答弁がなかったので、再度お願ひします。

#### ○総務部長（石原 光君）

今、179ですか、基本的には全地区ほぼ整備ができたというふうに理解をしております。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、13番・吉川三津子議員、どうぞ。

### ○13番（吉川三津子君）

議案第32号、一般会計予算について質問いたします。

全体的なことでは数点お聞きして、あと個別についてお聞きしたいと思います。

地方債残高の推移、基金の残高の推移についてですけれども、合併特例債を使った積み立てなどがあり、基金残高はふえてきた経緯がございますが、今後はそうはいかないであろうというふうに思っております。この地方債、基金残高の推移について、今後の展望について説明をいただきたいと思います。

それから予算の説明の中で、全体で6.3%削減、一般会計では14.2%減ということでしたが、主な要因、恒久的な行革による減なのかどうなのか、それについてお聞きをしたいとともに、特別会計のほうが今後大変厳しい状況になってくるとは思いますが、その辺の見通しについてお伺いをしたいと思います。

それから、先ほど繰出金につきましては、鷺野議員のほうからも質問がございました。多分これが大きな市長のマニフェストである190億円規模にするというところで、大きな位置づけになってくるのではないかなというふうに思っております。先ほどの説明では、農業集落排水、下水道については基本となるようなものが必要ではないかということで、何らかの目安みたいなものをつくっていくようなお話がございました。じゃあほかの部分についてはどんな考え方をお持ちなのか、それについてお伺いをしたいと思います。

国保につきましては、弱者が弱者を支えるということで、これ以上、高所得者が弱者を支えるということについては限界に来ているのではないかなという考えを持っておりますが、その辺について御意見、考えをお伺いしたいと思います。

それから、140ページの公債費についてお伺いをしたいと思います。庁舎の建設費用の借入れの返済、据置期間が終わっての返済が始まると思いますが、このときに公債費もふえることが予想されると思います。どの程度に膨らむのか、その点について展望をお聞かせいただきたいと思います。

16ページの公有財産について、松永邸について今後どうしていくのか。当初は寄附者の意思を尊重すべきということで、ある程度ステップを踏んできたわけでけれども、今後の展望についてお伺いをいたします。

それから、14ページの巡回バスについてお伺いをしたいと思います。こちらについては、高齢化が進み、かなり巡回バスに頼る高齢者というのがふえてきたなということを感じているわけです。介護用の押し車とか、つえを持った方の乗降が、ちょっと支障が出てきているという声を御本人たちから聞いているわけなんです。これは福祉目的のバスであります。そういった方たちの御利用に対してどんな便宜が図られているのか、お伺いをしたいと思います。

それから1点、34ページの戸籍住民基本台帳で背番号制の話が先ほど出てまいりましたが、職員の方たちが個人情報に触れる機会というのはかなりふえてきており、これからさらにいろんなデータをリンクすることにより、いろんなデータを見る機会がふえてきております。いろ



んな個別のこういった問題を私自身も聞くときがありますけれども、職員の個人情報保護の意識がさらに重要になってくると思いますが、この職員の意識について大丈夫なのかという、私はちょっと不安になるときがございますけれども、その辺の意識づけについてはどうなっているのか、お伺いをしたいと思います。

それから、情報公開審査会に関して、情報公開についてお伺いをしたいと思います。行政の情報を公にするという意味では、大変な重要な仕組みであります。公開請求者の個人のプライバシーを守るという面で、私はずっとこの公開の仕方に実は以前から問題に思っていました。実は公開のときに、各課のカウンターで情報公開がされるということがずっとされてきているんです。私も県とかいろんなところで情報公開を受けるわけですが、きちんとした個室で、請求者のプライバシーが守られるような状況で公開がされているわけですが、今後、庁舎もできる中で、そういった問題をいかに解決していくのか、お伺いをしたいと思います。

それからあと、56ページの民間保育施設運営補助について、先ほど神田議員からも質問がありました。1点ちょっと私、知識が不足している部分がございますので確認をさせていただきたいんですけれども、保育士待遇改善助成というものがあると思うんですけれども、私は国とか県の補助かなということを考えていたんですね。先ほど午前中でしたっけ、部長のほうからも、処遇改善については、今後、国から補助が来る可能性云々というお話もあったわけですが、ほかの市町では条例や要綱をつくりながら、今、保育士が大変不足してきていて、若い大卒の人たちも、保育園は大変だからということで保育士にならない、児童館の職員とか、そういったものにはなるんですけれども、保育士にならないということで、どこの市町村も保育士の人材確保で大変困っております。そうした中で、私立保育所に通う保育士の処遇改善への取り組みに対して、いろんな補助金制度をいろんな自治体で設けているわけですが、愛西市は今までこういったものが、先ほどから言っている運営補助金に含まれていたのか、それとも別途、あるにもかかわらずやってこなかったのか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

それからあと、今まで一般質問とかなんかでも、3歳未満の保育環境については、人数がふえてきて問題があるんじゃないか、人的な部分についても、それから3歳未満が過ごす施設環境についても問題があるのではないかとことをずっと議会でも申し上げてまいりました。その点についてどのような改善が次年度されるのか、お伺いをしたいと思います。

それから、70ページの公害防止に関してお伺いをいたします。こちらのほうは、雀ヶ森の元の、今もかな、廃止がされておりませんので、現在も雀ヶ森処分場だと思いますが、こちらの関係は調査がされて、今後どうしていくのか、その点について確認をさせていただきたいと思っております。

それから、87ページの商工会について、何度も何度も質問して申しわけございませんが、お聞きしたいと思います。こちらは一般質問の中でも申し上げましたが、予算規模1億7,950万円の中で、県と市からの補助が1億500万円ぐらいある。それで18名の職員で運営されているということの総会資料があるわけですが、このうち人件費の支出は幾らになっているのか、お

伺いをいたします。

それから、同じく商工会ではさくらまつりが自主事業として実施されております。こちらのほうには、平成25年には200万円の補助金が愛西市から支払われております。平成25年度のさくらまつりの報告書によりますと、食事や飲み物で約8万5,000円、関係者お礼と反省会で約22万円、それから接待用菓子や来賓土産に9万円、そしてボランティアの方に3万円、計43万2,000円というものが、補助金を支給している、大きく補助金で運営されている組織としては、ちょっといかなものであろうかなというふうに思っております。全事業費が232万6,000円のうち43万2,000円となりますと、補助金の中からこうした費用が出ているということになりますので、その辺、こういった考えをお持ちなのか。また、次年度の予算においてはどのような改善をされたのか。そして、こういった団体においての支出していいものといけないものとの指導についてはどう考えていらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

それから、83ページから84ページの、勉強会のときにもお伺いしました県の事業の土地改良区等のいろんな事業があるわけですが、勉強会の中で私は、ある程度上限を設けておかないと、市の支出がどんどん膨らむんではありませんかということでお尋ねをさせていただいたわけですが、地元の要望や耐用年数を見ながら事業を決めていくということでしたが、全体の年間総額のラインを決めているのかどうなのか、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

それから、94ページの親水公園の整備についてお伺いをしたいと思います。この親水公園の整備は、議会の中で、もうこれ以上開発はしないんだという説明がずっとされてきたというふうに思っております。なぜ整備することになったのか。

そして、スポーツに関するものをつくるということですが、なぜ教育部局ではなく都市計画課なのか。市民のどんなニーズに応えるものなのか。どんな計画なのか。今後の建設費の見込みはどれぐらいあるのか。

それから、市民は今までさまざまなアンケートから、木陰のある公園を希望していることが推測できるわけですが、広場や森だと維持管理費がかかるということで、それはやらないということですが、どれぐらいの違いが出てくるのか、お伺いをしたいと思います。

それから、95ページの企業誘致についてお伺いをしたいと思います。最後です。具体的な企業からの引き合いがあるのか。

そしてもう1点、先ほど3回目の質問が許されませんでしたので、この企業誘致に大変関係ありますので1点お聞きをいたしますが、私はずっとこの場所に廃棄物関係の施設ができれば全てがおじゃんになるというふうに思っておりますので、何とかしてこれを阻止したいという思いがございます。その中で、先ほど廃棄物処理の関係で説明があったときに、廃棄物処理施設の許可を受けた施設に関してはというような説明がございました。廃棄物に関する施設については、業の許可だけでできてしまう施設もあります。業の許可と施設の許可が必要なものもあります。業の許可しか必要のないものも、きちんと阻止することができるのか。

そしてもう1つは、この廃棄物処理の施設において、許可の不要なものとしては自社処分のものでございます。そういったものもきちんと阻止することができるのか。それをきちんとお

伺いしておきたいと思っておりますので、答弁のほうを求めます。以上です。

○企画部長（山田喜久男君）

まず私から、一般会計予算の全体のことにかかわりましてお答えをさせていただきます。

まず、地方債残高の推移、基金残高の推移で、今後の展望はという御質問でございます。

現在、27年度の予算規模が続いた場合の見通しについては、先ほど鷺野議員にお答えをしたとおりでございます。大変危機的な状況になるということでございます。ただ、それではいけませんので、今回、新市建設計画の変更の最後のページに、今後の28年度以降の見通しと申しますか、こうしなければならないという考えの中でシミュレーションをしております。そういった中で、まずは普通建設事業費を、かなり他市町に比べ多いという観点から削減しなければならないというのがまず1点。そして、先ほど来から出ている繰出金についても削減をしていなければならないというようなことを踏まえて見通しを立てております。その時点での32年度末の基金残高というのは56億4,994万3,000円を、この計画どおりいけば予定をしております。ただ、市債残高につきましては、150億8,247万1,000円になるという見通しを立てております。

次に、全体で6.3%、それから一般会計では14.2%の減ということの主な原因ということでございます。

まず、一般会計におきましては、統合庁舎増築棟が完成したことによる減額が一番大きな影響であります。ただ、経常経費の中でも削減をしていかななければならないという観点の中から、今回、予算査定の中で需用費、いわゆる消耗品等において10%の削減を目途に各課にお願いし、削減をしたところであります。こういったものが恒久的な減額になっていくというふう考えております。投資的経費につきましては、今後の公共施設等管理運営計画が策定されていきますので、建設事業の計画も明らかになっていくものと考えております。

それから、特別会計の今後の伸びということによろしいですかね。

初めに私のほうから全体的なものについて御説明いたします。

まず、農業集落排水事業等の特別会計におきましては、施設の老朽化が徐々に進んできております。したがって、施設の更新や修繕費用が必要になってくるだろうというふうに思っております。

また、公共下水道事業特別会計におきましては、整備率等を考え、今後も事業を継続していく上で、建設事業費確保のため、国庫補助金などの財源確保や歳出の削減により、現状を維持していきたいというふうに考えております。

国民健康保険特別会計につきましては、平成27年度の大幅な伸びにつきましては保険財政共同安定化事業の制度変更に伴うもので、制度変更がなければ大きな伸びはないものと思われま

す。

後期高齢者医療特別会計につきましては、被保険者が増加し、1人当たりの医療給付費も増加していくため、今後も増加していくものと考えられます。

それから、介護保険の関係ですけれども、今後の伸びにつきましては、御承知のとおり、3年ごとの事業計画により給付等の見込みを立てますけれども、現状の推計では増加していくの

ではないかなというふうに見込んでおります。

そこで、繰り出しの関係です。一般会計からの繰り出しにつきましては、まず農業集落排水事業、公共下水道事業につきましては、歳入では国庫補助金などの財源確保、歳出では経常経費の削減努力をしていただき、総務省から通知のある公営企業繰り出し基準に適合するよう、しっかりとした基準を設けて対応していく必要があるというふうと考えております。

また、国民健康保険、後期高齢者、介護保険等の特別会計におきましては、予算は増加傾向にありますけれども、繰り出しについては、法定繰り出し分として定められている部分につきましては削減することは難しいと思っておりますけれども、市が単独で負担している分については見直しの中には含まれるものと考えますので、しっかりとした基準を持って一般会計からの繰り出し予算としていく必要があると考えております。

それから、公債費の関係でございますけれども、今後の臨時財政対策債の動向ですとか公共施設整備等での借り入れの影響、こういったものは考えられるところでございますけれども、平成27年度借り入れ後の元利償還金で御説明申し上げますと、平成29年度で最大22億6,000万ほどになるというふうに見込んでおります。議員、参考に、当初予算案の概要書の7ページのところに地方債の状況がございます。ごらんいただければわかると思っておりますけれども、合併特例債と臨時財政対策債がかなりのウエートを占めておまして、元利償還金のうち交付税措置される分が多くあるというふうには考えているところでございます。以上でございます。

#### ○総務部長（石原 光君）

松永邸の今後の予定はということで御質問をいただきました。

この松永邸の活用については、26年度5月ですか、民間活力を活用するという事でプロポーザルで取り組んだところではありますけれども、一件も応募がなかったという状況という経緯がございます。そんな中で、現状を見ていただくとわかりますように、防犯・防災上の観点から、まず老朽化している建物を取り壊したいと、そして更地にしたいというのが基本的な考え方でありまして、そんな関係で、今回、予算計上もさせていただいておりますし、今後、具体的な活用方法に関しましては、その後、詰めていきたいというふうには考えておりますので、まずはそんなような考え方でおります。

それから、巡回バスの関係でありますけれども、今、吉川議員のほうから福祉バスというような言い方もされましたが、実際、今、巡回バスというのは、福祉目的のバスだけではありませんので、全ての方が利用していただく公共交通の位置づけで運行をしております。

それで、特に高齢者の乗降客の方なんですよね。押し車でお見えになる方もありますし、それから折り畳み式のタイプもありますし、いろんなタイプがあります、見ておりますと。これは聞いたことも踏まえまして。他の乗客の乗降といたしますか、お客さんに支障がなければ、そういったものも車内に持ち込んでいただけるような対応はとっております。そして、運転手が例えば道路上で停車して、そこで乗せるということは、これは以前にも申し上げましたけど運行上危険でありますので、運転席を離れることもできませんので、原則としては介助なしで、みずから乗降できる方というのが、今、利用されているというのが一般的な形態ではないかな

あと、そんなような捉え方をしております。ですから、押し車を使っているから乗れないということじゃなくて、どんどん利用していただければよろしいんじゃないかなということもちょっとつけ加えさせていただきますけれども。

次の3点目であります、個人情報の関係であります。

この個人情報の関係につきましては、保護条例の9条にきちっと規定をしておりますように、従事者の責務として、個人情報の取り扱いに従事する実施機関の職員、我々ですけれども、その業務に関して知り得た内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならないと。これが条例で規定をされておりますので、当然職員に対しては、今まででも個人情報の取り扱いについては、幹部会しかり、それから情報管理課のほうから情報という形で、全国とのそういう情報で、こういったケースがありますよということはある程度掲示板を使って周知している、だからより一層その取り扱いには皆さん気をつけましょと、こんなような周知の仕方しておりますけれども、これは再度、職員のモラルというものが欠けてはいけませんので、それは徹底していきたいなというふうに思っております。

それとあわせて、これも質問のほうに番号制度の関係もありましたので加えてお話をさせていただきますけれども、番号制度そのものは、全ての事務において利用できるものではありません。議員はよく御承知だと思いますけれども。社会保障と税ですね、それから災害対策に関する事務のみで利用が可能ですよというような位置づけであります。そして、職員に対しましては、間違った解釈のもとで個人番号を利用することがないように、付番までにまだ一定の期間がありますので、これは周知徹底というものを当然図っていくと。これは必要でありますので、やっていきたいというふうに思っております。4月以降でもそうです。

そして、情報を守るというお話がありましたけれども、今現状は確かに議員おっしゃるとおりです。カウンターのところ申請書を書いていただいておりますというのが現状でありますけれども、統合庁舎、新しい庁舎ができますので、そんな中で対応方法につきましては、例えばそういう申請者の方については個室で対応すると。そんなような請求者側の目線に立った配慮というのは当然必要だという認識でおりますので、そういった申請があった場合には、個室等よく内容を聞いた上で申請手続をしていただくと、そんなような配慮というものもっていききたいなあという考え方でおります。

私のほうからは、以上です。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

私のほうからは、保育士の処遇改善助成と3歳未満児の保育の現状といったところについてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、この保育士の処遇改善につきましては、少し整理をさせていただきたいと思っております、基本的に民間保育所の運営について、国と、県と、市が分担した施設給付費といったものが支払われております。基本的にはこれの中にも人件費が含まれておりますので、これで保育園の経営をしていただくとというのがまず基本でございます。

それに対しまして愛西市としましては、合併以降、独自の運営費補助を行っております。こ

れについては先ほど神田議員の御質問にお答えをしたとおりでございます。これは合併以降ずっと続けてきております。

これとは別に、平成25年度と26年度におきましては、国によりまして保育士等処遇改善臨時特例事業といった事業が実施をされました。愛西市におきましては、平成25年度については国が10割負担でありましたので実施をさせていただきましたけれども、平成26年度におきましては市の負担が伴うといった制度変更がございました。人件費補助、二重の補助になりますので、私どもとしては実施を見送りさせていただいたところでございます。

また、この事業につきましては、平成27年度からは新制度に移行するといったこともございますので、いわゆる処遇改善分については、公定価格、今まででいいますと保育単価、こちらのほうに反映をするといったことが予定されておりますので、この臨時の特例事業につきましては、平成27年度からはなくなるといった国の説明がございます。愛西市としましては、竹村議員の御質問のときにもお答えをさせていただきましたが、国基準保育料と市の設定した保育料の差額3億円を負担して保護者の方に配慮をしておりますし、民間の運営費についても県の中でまれなレベルの補助を合併後ずっと出させていただいております。こういった状況でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから3歳未満児、いわゆる乳児さんの保育でございます。これにつきましては、子ども・子育て支援事業計画を作成するに先立ちましてアンケート調査等をさせていただいております。3歳未満児のニーズについては増加傾向と。子供全体の人数は減ってきているにもかかわらず、乳児さんの保育ニーズについてはふえてきているといった状況がございます。今議会におきましても、3歳未満児の途中入所、それから大幅な保育単価の改正等ございましたので、26年度の補正予算に増額の補正をさせていただいているところでございます。

また、その環境づくりといった面でございますが、こういった動きにつきましては、民間の保育園におきましては非常に活発な施設の増改築等を行っていただいております。また、平成26年度におきましても大幅な単価の見直し等も行われております。また、小さなお子さんの途中入所といった例が多うございますので、こういったものに対応する準備の補助金といったものも用意されてございます。そういった乳児さんを取り巻く保育環境については、非常に前進をしてきているといった状況でございます。以上でございます。

#### ○市民生活部長（永田和美君）

それでは、公害防止の内容につきまして、雀ヶ森について御答弁をさせていただきます。

ごみを最終処分場の外に運び出して処分をするか、または現行のところで水処理施設を設けまして、それをごみの処分場として、一旦ごみを埋め直しまして、そして時間をもって廃止するという考え方を現時点では考えておるところでございます。以上です。

#### ○建設課長（鷲野継久君）

地元要望の耐用年数を見ながら事業を決めているとのことだが、全体の予算規模も考えながら進めることも必要、年間総額などのラインを決めているかということでございますが、この3つの県営事業につきましては、まず緊急農地防災事業、地盤沈下対策事業につきましては排

水機場及び排水路を新設・改修を行う事業であり、耐用年数を経過している施設を優先に計画しております。

また、この地域は海拔ゼロメートル以下の地域であります。機械排水による強制排水に頼らざるを得ないため、排水機場の整備は不可欠でございます。排水路につきましても、この地域の排水を担っているため、防災の観点からも早急な整備が必要だと考えております。

また、特定農業用管水路特別対策事業につきましては、海部土地改良区が管理している石綿管の更新事業であります。36地区を愛知県、関係市町、海部土地改良区と協議しながら順次整備していく予定ですので、このような観点から事業を進めておりますので、御理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

お諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、会議規則第8条第2項の規定に基づき会議を延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

#### ○経済課長（伊藤長利君）

それでは、商工会の市補助金の御説明をさせていただきます。

25年度実績で、議員おっしゃられましたように人件費が4,486万4,000円市から出ております。このほかに県から5,087万1,000円の補助が同様に出ております。これにつきましては、愛西市小規模事業補助金交付要綱に基づきまして、県の補助金以外の部分で市が補助をさせていただいております。ただし、対象外となるものもございますので、人件費の中からそれを精査いたしまして省いている状況もございます。

この人件費、人員計画に基づきまして今後支払っていく予定でございますが、今後は合併特例が切れる関係が28年度以降でございますので、人員は1人、2人と減っていく予定をしております。

また、さくらまつりの200万円の補助の内容でございます。支出内容に不適切なものがあつたと言われる御指摘でございます。こちらにつきましても中身を精査いたしておりますが、来賓の食事代、また接待用のお菓子、来賓の手土産等々、時節柄こういったものはどうかといった御提案でございます。これにつきましては、市としては市の補助対象外ということを考えておりますけれども、商工会としましても来賓に対する儀礼、もてなしといった部分で、今までの経緯等もございますので、市民の御意見といたしまして改善とか指導をさせていただくことを考えております。以上です。

#### ○都市計画課長（恒川美広君）

それでは、親水公園整備について御説明させていただきます。

親水公園東ゾーンを整備することとした理由につきましては2点ございまして、1点目は、南半分は臨時駐車場として、体育館などで大きな大会があるときに時々使用されておりますが、北半分は未整備のままであり、毎年、草刈りなどの維持管理費が必要となっております。2点

目は、親水公園東ゾーンの外周の整備で、県補助金を受けながら平成19年度から平成22年度の4年間で整備をしておりますが、昨年度に愛知県から、園内が未整備で未供用では県補助金の事業効果がないことは問題であるとの御指摘をいただいております。このようなことから、整備計画をお願いしております。

次に、都市計画課で整備する理由につきましては、親水公園は都市計画公園の一部であることから、公園整備の補助金を受けて整備するものでございます。

次に、市民のニーズ及び計画の御質問でありますけれども、現時点での考えは、利用者が多く競技が盛んなスポーツ施設を考えております。

建設費の見込みにつきましては、例えば球技施設のある場合になりますと、ネットの高さをどれだけにするのかとか、夜間でもできるようにするのかとか、いろいろな検討をすることがあることから現段階においてはわかっておりませんので、御理解をよろしくお願いいたします。

続きまして、旧佐屋町の計画での維持管理費の見込みは、現時点では出ておりませんので、よろしくお願いいたします。

#### ○企業誘致対策課長（横井啓善君）

それでは、企業誘致対策課のほうからは、先ほど具体的な引き合いはあるのかという御質問でございました。

現時点におきまして、直接企業より数社の問い合わせがございます。また、そのほかにも、不動産業、金融関係、建設業者等からの問い合わせもございます。以上でございます。

#### ○企業誘致対策課主幹（青山和充君）

通告になかった追加の質問が2点あったと思います。その点について、私のほうから説明させていただきます。

まず、1点が業の許可と施設の許可があるということについて知っているかというようなことだったと思います。

業の許可、施設の許可、別のものと存じ上げております。まず、業の許可としては、申請者の能力や施設が環境省令に定める基準に適合するかどうかというようなところで判断され、許可がおりるものと存じ上げております。一方、施設の許可についてですが、これは所在や種類、構造、処理能力など、かなり詳細な部分を求められる許可になっていると存じております。

今回の条例では、施設の許可というようなハードルの高いものではなくて、業の用に供する施設というような言葉を使っておりますので、業の許可に関係するような基準で判断させていただきます。

もう1点が、自社での処分が可能であるかどうかということなんですけれども、こちらについては、済みません、ちょっと時間がなくて、通告になかったものですから、今後調べさせていただきますが、恐らく可能だと思われれます。ただし、廃棄物処理法の制限がかかることとなりますので、自社の出てくるごみであれ、適正な処分が義務づけられるものと考えております。以上です。

#### ○議長（鬼頭勝治君）



ここで休憩をとります。再開は5時20分といたします。

午後5時03分 休憩

午後5時20分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き、再開をいたします。

○13番（吉川三津子君）

では、順次再質問をさせていただきます。

まず最初に、一般会計からの繰出金に関して説明がございました。今後、大変大きな改革が必要にはなってくると思いますが、今、国保とかも、次年度の予算の中で大幅に基金が底をついてくるような状況になってきていると思います。そうした中で、一般会計からの繰り出しに対して、これ以上は無理というのであれば、値上げしかないのかなということを感じるわけですが、値上げやむなしという形で進んでいかれるのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。国保については、また後ほど国保の会計のほうでも詳しく聞きますが、一旦、特別会計については市民の方の負担増もやむなしという方向性なのか、お聞きをしたいと思います。

それから、あと情報公開について、今後、いろいろ工夫をしていくということでしたが、公開のときに特にプライバシー保護というのが重要だと思いますので、先ほど公開請求のときの話がありましたが、特に公開されるときにプライバシー保護というのが大変重要だと思いますので、その辺のところもう一度、私の質問がそうであったということの確認をさせていただきたいと思います。

それから、先ほどの民間教育・保育施設運営補助の関係で、保育士待遇改善助成についてお伺いをいたしました。100%国・県からの補助だったものが、市の負担がふえるから愛西市では補助をやめたんだという答弁だったかと思うんですけども、間違っていたら訂正をお願いしたいんですが。実際に民間の保育士の方たちから、こういったものがなくなったことによって、ほかの市町では継続されている、愛西市ではこういったものがなくなって待遇が悪いということのお話がしみ込んでいるような気がいたします。先ほど神田議員からもありましたけれども、愛西市の保育に関して、どれだけ手厚くされているのか。手厚くした分が、きちんと保育士の方々に回っているのか、その確認も必要だと思いますけれども、こういった民間保育士の人件費の関係ですけれども、確認がされているのか、そしてきちんとした説明がされているのか、お伺いをしたいと思います。

それから、あと3歳未満の子供の保育環境についてですけれども、この間も保健センターが3歳までの愛着形成のことを一生懸命やってくださって本当に感謝しているわけですが、こういった環境の中で子供たちが保育されるのか。ひどいところだと、寝させたまま哺乳瓶を口にくわえさせるという保育所が全国にはたくさんあるわけです。そういった中で、この愛西市の3歳未満の保育士の体制、そして環境というのはとても重要になるわけですが、民間施設で施設整備等いろいろされていくということですが、具体的にどんな計画があるのかお聞き

したいのと、それから3歳未満の保育環境のチェックに、市としてどの程度出向いてチェックしているのか。そして、こういった保育環境の中で、保育士さんたちも大変困っていらっしゃるわけです。そういった声を伝える指導保育士の話も一般質問の中でしてきておりますけれども、こういったものの設置について来年度はどうなっているのか、お伺いをしたいと思います。

それから、公害の関係で雀ヶ森の処分場のお話がありました。ちょっと私は十分聞き取れなかったんですけど、搬出の方向でというようなお話だったでしょうか。違いますか。もう一度答弁いただいて、具体的な方針とか、廃棄物処理法に違反しているなら、行政として違反することはできないわけですので、その辺どのような判断をされているのか、もう一度お伺いをしたいと思います。

それから、先ほど商工会について質問をさせていただきました。私は、食事とかいろんな、反省会の費用とかそういったところで43万2,000円ということのお話をさせていただいて、答弁の中では、補助金外のお金だということをおっしゃいましたが、全額で232万の費用で43万のそういった飲食と謝金等で使われているわけですので、補助金の中にそれが入り込んでいるのが現実でございます。その辺もう一度しっかり御答弁をいただかなければいけないのと、それから外郭団体ということで一般質問でもさせていただきましたが、行革の推進計画の中で補助金の見直し対象、それから内部で行われている事業の内容の精査等が推進計画の中でうたわれているわけです。そうした中で、先ほど御答弁いただいたのは、御意見として伝えるという御答弁でございましたが、しっかり市として、行政でも飲食等には使わない。市民から信頼されている外郭団体においても、同等の物差しで運営をされていく必要があると思いますので、その点についてお考えをお伺いしたいと思います。

それからもう1点、総会の資料を拝見して思ったことは、支部助成金とか、食品会助成金とか、法人会助成金、総会費、役員会費とかということで、内部の組織への助成の費用が上げられているわけです。そういったものは中身が大変わかりにくくて、どんなことに使われているのか、その金額が妥当なのか大変わからないように思うわけですね。そういったものについても、市として補助金を出している立場としてチェックされているのか。私自身も市民活動の中で、国とか県からの委託事業とか助成事業をやってきて、大変厳しい使い道のチェックを受けているわけですが、市としてそういった中身のチェックをされているのか、お伺いをしたいと思います。

それから、あとさくらまつりでも、ほぼ100%に近い、飲食に使われているとなると100%以上の助成がされてきたわけですが、福祉関係については100%の補助もあり得るのかなということも、そういった高い補助率もあり得るのかなということも思うわけですが、こういった事業に対しての補助率について何らかの指針をお持ちなのか、方針をお持ちなのか、お伺いをしたいと思います。

それから、商工会の加入率はどれぐらいになっているのかもお伺いをしたいと思います。

それからあと、先ほどの83ページから84ページの県事業の絡みで、県事業が決まれば自動的に市の負担が決まってくるような仕組みでございますが、私が質問したのは、大体年間この金

額ぐらいまでは大丈夫だという、そういった金額的なラインをお持ちの上でお仕事をされているのか、その点についてお伺いをいたしましたので、もう一度答弁を求めたいと思います。

それから、親水公園についてお伺いをしたいと思います。先ほど、平成19年から22年、県からの補助支給があったんだけど、十分に生かされていないということで、県からそういった御意見をいただいたからやるんだというお話がございました。スポーツ関係のものをつくるということですけども、必要がないものをつくっていただいても困るわけで、どうやってスポーツ施設の必要性を認識していらっしゃるのか。お金が来るからやるとかいうと、また無駄なものができるわけですので、こういった社会教育、社会体育のほうが、こんなものが不足しているとか、そういった情報があって初めてこの予算が出てくるのではないかなというふうに思っているわけですが、その点について、必要性の部分、県から言われたからやるのではなくて、スポーツ施設が必要である根拠についてお伺いをしたいと思っております。

あと、公園だと維持管理費がかかるという説明がありましたので、どれぐらい金額的に違ってくるのか、それについてもお伺いをしたいと思います。

それから、企業誘致の先ほどいろんな業種の規制についてお伺いをいたしました。もう一度御質問させていただきますが、廃棄物処理法の中で、業の許可、施設の許可があります。その中で、業の許可しか必要のない廃棄物関係の施設全てにおいて阻止をすることができるのか。そして、業の許可も施設の許可も不要な自社処分のもの、そしてリサイクルのもの、そういったものも全て阻止することができるような内容になっているのか、もう一度確認をさせていただきたいと思います。以上です。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から最初に御答弁させていただきます。

まず、特別会計への繰り出しの件でございますが、議員御指摘のとおり、現在、一般会計からかなりの金額を特別会計に繰り出しております。この繰り出しにつきましても、法定内の繰り出しのものもあれば、一般会計からの繰り出しをやっている部分もございます。今後につきましては、負担増ありきでは当然いけないと言いつつも、じゃあ今後、維持するためにはどうしたらいいのかという、今後、内部でも内容をしっかり調査・研究して、できるだけ負担が多くならないような方法を考えて検討していかなければならないというふうに思っております。今まではこのような状況でずっと進んでまいりましたけれども、財政シミュレーションをし直しまして、かなり厳しい状況であるということがわかってまいりましたので、しっかりとそれを踏まえて今後進んでいかなければならないというふうに思っております。

あと、補助金団体の関係でございますけれども、現在、補助金団体につきましても一定の補助をさせていただいておりますが、現在、内部でもしっかりと議論をさせていただいております。当然、補助金を支給した後、どのように使われているのか、あと内部留保をどれぐらい持ってみえるのかということもしっかりと研究して、今後、愛西市としての補助金団体への補助金の適正価格を研究して努めていきたいと。

あと、飲食の関係等につきましても、当然これについては適正でないというような判断がで

できれば、市からはしっかりとした指導や助言をしていきたいというふうに考えております。

あと、親水公園の東ゾーンの関係でございますけれども、今回につきましては設計委託を計上させていただきました。当然、議員おっしゃられるとおり、どのようなものを今後あそこにつくっていくのかということは十分にやっていかなければならないと。そもそも親水公園の東ゾーンにつきましては、もともとあのような状況で放置をされ、県から指導を受け、今回、設計をするということでございますので、整備をするのであれば、市民の方々に有効的に使っていただかなければならないと思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

まず、私からは以上です。

#### ○総務部長（石原 光君）

公開の関係でありますけれども、請求者の方のみならず、当然公開するときにはその内容ですね、ただ単にこうですよじゃなくて、公開・非公開の基準も状況においては説明しなければならないという状況も出てまいりますので、これは当然、請求者側のみならず、公開においても同じ目線で配慮をしていく考えに変わりありませんので、そういった御理解をお願いしたいと思います。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

処遇改善で何点かの御質問をいただきました。

まず1点目でございますが、平成25年度、26年度において国事業として行われました保育士等処遇改善臨時特例事業でございます。これについては、名称にありますように臨時特例事業という位置づけでございますが、当初から単年度の実施というアナウンスが国のほうからされておりました。したがって、これがなくなることについては実施する前から予定をされておったところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、市の単独補助もさせていただいておりますが、こういったものが保育士にちゃんと回っておるのかといったところでございますが、少なくとも初任給の比較を見ますと、民間の保育所につきましては市の職員と同等以上の初任給の位置づけがされております。その後、経験年数等でどうなったかというところまではやってはおりませんが、そういった処遇についてはされているところでございます。

それから、3歳未満児の場合の保育の環境でございます。これにつきましては、これも独自の補助としまして施設整備費をずっとさせていただいております。こちらを利用して、小規模な改修については非常に積極的にやっておみえの園が幾つかございます。こういったところについては、当然、実績報告等も含めて毎年チェックをさせていただいておりますし、場合によっては内容を見させていただくといったところで、しょっちゅう出入りはさせていただいているところでございます。

あと、乳児保育につきましては、先ほども言いましたように、まず民間保育所のほうの受け入れ体制が随分充実してきております。それともう1点、幼稚園の動向がまだはっきりいたしません。要は、認定こども園への移行をどうするかといった部分も課題でございます。そういった中で現状としましては、キャパに十分余裕があるわけではございませんが、行くところが

ないといった状況でもございませんので、様子を見ながら進めていきたいと思っております。

それから、指導保育士の設置の御質問でございましたが、これについては私どものほうから人事のほうへは要望をさせていただいておりますので、多分近い将来、設置がしていただけるものと思っております。以上でございます。

#### ○市民生活部長（永田和美君）

それでは、雀ヶ森につきまして、再度、確認を含めまして御答弁をさせていただきます。

まず確認なのですが、ごみの最終処分場の外に運び出して処分するか、または現状のところまで水処理施設を設けて廃止するという考え方を現在してございまして、現在の状況でございますが、最終処分場適正化設計委託業務の業務完了が3月16日になっております。そういうことから、実施したごみの溶質試験、生活の環境影響調査など、各調査結果をもとに、適正化実施に必要な図書の作成が行われてまいります。その結果を踏まえまして、今後、慎重に考えていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

#### ○建設課長（鷺野継久君）

先ほどの質問でございますが、県営事業による有利な補助事業で、事業ができるときに行え、市の負担が少しでも少なくなるようにしたいと考えておりますので、このようなことから年間総額などの特別なラインは決めておりませんので、よろしく願いいたします。

#### ○経済課長（伊藤長利君）

御質問、4点ほどお伺いいたしました。再度、さくらまつりについての詳細の説明をということでございます。

議員お持ちの資料につきましては、25年度のさきにまつりの支出明細をごらんかと思えます。これにつきまして、26年度の状況もあわせて説明をさせていただきたいと思えます。

26年度につきましては、先ほど言われました食事代、接待用菓子、また来賓の手土産、これを総額で足しますと24万1,000円ほどになります。全体額の支出額としては220万ほど支出をしております。市からの事業費補助分としては187万ということで、一応、対象外の経費として見られるのかなあと思えます。ただし、先ほども議員から御指摘をいただきましたように、補助金の見直し基準に照らし合わせまして、会のほうには指導及び助言をしていく予定でございます。

それから、商工会の内部助成金として市としてチェックをしているかということでございますが、申しわけございません。詳細について、そこまではチェックがかかってない状況でございますので、御提案をいただきましたように不適切なものがあれば、やはり指導・助言をしていく予定でございます。

それから、補助率の指針ということでございますが、率につきましては決まっておりません。これはあくまでの県の補助金外の部分で市が補助をしていくということでございますので、これは先ほど申し上げましたように、人件費の関係でございますが、愛西市小規模事業補助金交付要綱に従いまして補助をしております。

それから、加入率ということでございますが、申しわけありません。初めにお断りを申し上

げますが、市内の総事業者数につきましては、平成24年度のセンサス数値を用いまして算出をいたしております。その25年度の率でございますが、57.2%という加入率でございます。以上です。

**○都市計画課長（恒川美広君）**

続きまして、親水公園の関係でございますけれども、公園の維持管理費の関係でございますけれども、旧の佐屋から引き継いだものには設計書等はありません。あるのは、手元にポンチ絵がありまして、それには非常に多くの木があるということで、木があるということは剪定作業とか、当然下の草刈りもしなければならないということで、人件費が多くかかるということで、予算については、先ほども言いましたけど、わからないということで御理解を願いたいなと思います。

**○企業誘致対策課主幹（青山和充君）**

企業誘致に関する産廃の問題についてです。

まず、廃棄物処理法の業の許可、施設の許可がある中で、業の許可の対象になるものが工業団地で規制できるかどうかについての問いですが、これは規制ができます。収集、運搬、処分に関しては許可の対象になりますので、その許可を有する業に供する施設については規制が可能です。また、保管、分別などが対象にないということでお話がありましたが、こちらは廃棄物処理法においても分別や保管についての許可対象となる業務ではないため、今回の条例の中ではあえて踏み込むことができません。この条例は建築を制限するための条例であり、よりどころを既存の法令に頼ることが最も妥当だと考えております。

あと、自社処分は可能かということなんですが、こちらも製造業の工場で発生した廃棄物を自社の工場の中で処分することについては可能と考えております。以上です。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、18番・大島功議員、どうぞ。

**○18番（大島 功君）**

議案第32号 平成27年度愛西市一般会計予算について、概要書94ページ、親水公園東ゾーン整備事業についてであります。通告書には整備された経緯と、それから整備する必要性ということでお尋ねをしようと思いましたが、吉川議員からも質問がありましたように同一趣旨質問でありますので、質問を割愛させていただきます。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、11番・河合克平議員、どうぞ。

**○11番（河合克平君）**

順次質問させていただきます。

予算概要書の6ページにあります地方消費税交付金について、前年の予算額との対比をお聞きします。

社会保障の政策に有する経費に充てるものというふうにされておりますが、市民の皆さんの負担がふえたということであれば、前年対比をすると多くなっているのかなということについて

てお聞きします。

続きまして、20ページの交通安全指導員配置事業についてですが、条例も提案をされているということもありますが、指導員の増員等の予定はありますでしょうか、お聞きします。

続きまして、21ページの地域防災計画修正事業についてですが、住民説明会やパブコメ、タウンミーティングなど、市民への説明、意見を聞く予定はありますでしょうか、お聞きします。

続いて、33ページの愛知県西尾張地方税滞納整理機構についてですが、書いてあるとおり任意組織であります。この滞納整理機構に参加することによって、滞納の本人の実情を考慮せずに滞納処分が行われている、そういった強権的なことが行われているというふうに聞きます。そういった実例はないと思いますけれども、滞納整理機構に係っている部分についての滞納状況、処分状況等とあわせて、滞納整理機構については脱退をするべきではないかと思しますので、そのことについて見解を承ります。

続いて49ページの敬老事業についてですが、敬老祝い金が減らされるということについてはすごく残念なことなので、もう少し詳細に縮小する理由をお伺いしたいと思います。

続いて54ページのファミリー・サポート・センター事業についてですが、病児・病後児についての事業を行っているということなんですが、病児・病後児として事業を行うために特別に予算化して予算を増額していることがあるのかどうか。また、どういった児童を預けることができるのか。また、預けられない、断ることもあるのか。そういったことで病児・病後児の詳細についてお伺いをいたします。

続いて55ページのちびっ子広場事業についてですが、市民の方から、ボール遊びができない、ボール遊びができる広場が欲しいということでよく御意見をいただきます。ボール遊びができる広場の整備計画は今後ありますでしょうか、お伺いいたします。

続いて56ページの民間保育施設運営補助金についてですが、私自身は13園という園について、知る限り10園が民間保育園ではないかと思うんですが、今年度ふえる予定があって13園になっているのか、お伺いいたします。

続いて58ページの民間児童クラブ運営補助事業についてですが、運営単価の設定、1人当たり幾らかかというものがあれば、保育運営単価の設定は幾らかかということと、公立クラブと比較した場合の保護者の負担はどの程度になっているのかということをお伺いいただけます。お願いします。

続きまして61ページの子ども医療費ですが、今、中学生までの医療費の部分についての入院費については償還払いということになっておりますが、現物給付への見直しをしてはどうかということについて見解をお伺いいたします。

また、年々予算が減っているんですけども、2,000万円単位で減っているんですけども、なぜなのかということについて理由をお伺いしたいと思います。

続いて63ページ、健康診査委託事業についてですが、ぼけ防止ということもあって、今、脳ドックということで、非常に脳に対する検診ということでは興味が高くなっているところなんですけども、脳ドックの助成をしてはどうかというふうに思いますが、見解をお伺いいたします。

続いて70ページの公害対策事業についてですが、現在、公害については、放射能についての適用除外があったものは適用除外から外されましたので、放射能についての測定というものを行うようにしてはどうかということで、その見解を承ります。

あと、続いて94ページの親水公園東ゾーンですが、今、いろいろと話の中で、市長から、今後また整備の状況については委託をする中で考えていくということで、広く考えていくんだということをおっしゃっていただきましたが、アンケートをとるなど、計画の内容をより確認するなど、そういった今後の方針について確認をいたします。

あと、110ページ、118ページの卒業記念品についてですが、小学校・中学校の卒業記念品については、必要がないからということで削るのではなくて、ほかにもいろんな検討があるんじゃないかというふうに思いますので、その件について検討をしたのかどうかの内容についてお伺いいたします。

また、参加賞・記念品においても同様に縮小ということなんですけれども、これについてはどのような検討の中で縮小になったのかということをお伺いします。

続いて、112ページ、119ページの準要保護児童就学援助事業についてということで、全体の保護児童数と、それから全体の児童数の対比についてと、あと各小学校・中学校で給食費の滞納状況等があれば、お伺いをいたします。

最後に、学校教育費については、昨年のキャンプの補助金のカットや自然教室の補助金のカット、放課後子ども教室の廃止など事業の縮小が続いている中で、今回についても縮小をする見直しをしているという状況がありますが、どこまで縮小をするのか、縮小はどんどん行っていくのかどうかということについて非常に不安に思うところではありますが、今後の見解をお伺いします。以上です。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

数多くの御質問をいただきました。まず初めに、私から消費税の関係について御答弁させていただきます。

まず、地方消費税交付金の前年度対比の関係でございますが、3億3,100万円の増額となっております。これに基づく社会保障の新規事業、拡大事業ということでございますけれども、26年度に行っていた事業と同事業の中での一般財源ですので、一般財源分のうちの一部に充当しているものと考えております。その充当先につきましては、概要書の6ページに記載させていただいております。社会福祉、社会保険、保健衛生、この分野において充当をさせていただいております。ただ、増額だけではありません。市が支払う物件費、維持補修費、それから普通建設事業費、これも消費税がかかりますので、市も8%払うわけですね。その影響額が、5%のときと比べまして1億7,534万円が、この消費税が8%になったことによる市の負担増という試算も持っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

#### ○総務部長（石原 光君）

私の関係は3点ほど御質問いただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、現状の交通安全指導員につきましては、現在、市内で28名配置をしております。各小



学校区2名をベースに、交通環境や児童数等を勘案した中で、これは佐屋小学校区で4名、市江小学校区で3名、永和小学校区で3名と、ここは増員した配置をしております。

それで条例の関連での御質問でございますけれども、午前中に申しあげましたように、今回の条例につきましては、まずは高齢者の事故対策や地域、それから学校等への交通安全教育を中心に、市としての的を絞った効果的な対策を図ることで、市、市民、事業者等の交通安全意識の高揚を図っていきたいという考えでありますので、御質問にございました交通安全指導員の増員の予定については、現在のところ考えておりません。

それから、2点目の地域防災計画の修正事業の関係でございますけれども、まずパブリックコメントについては行う予定をしておりますけれども、これは27年度内修正を目標としております。そして、かなりのボリュームがございますので、それ以外、先ほど御質問がございました市民への説明、あるいは意見を聞くというような手法の予定については、現在持ち合わせておりません。

それから、3点目の西尾張滞納機構、任意組織であり脱退すべきじゃないかと、そして事例があればというお話でございますけれども、これは以前にも申し上げておりますように、機構が成立して4年が経過いたします。そして現状、高い徴収実績も上げておりますし、今後も西尾張地方税滞納整理機構に参加している9つ市町村がありますけれども、ここらと歩調を合わせて滞納整理を行っていきたいという考えに変わりはありません。

そして、愛知県としましても、滞納整理機構は重点プログラムに掲げておりました、当市といたしましても愛知県との協働を重要視しておりますので、先ほど御質問がございました機構からの脱退については考えておりません。

そして、後段の実例ですね、事実例について答えてくれという御質問がございましたけれども、滞納されている方個々によりまして滞納処分の方法が違っておりますので、個々具体的にお話しすることについては差し控えさせていただきたいと思っております。以上です。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

それでは、まず1点目の敬老事業の縮小の内容と理由でございます。

今回、予算が減額されておりますが、これにつきましては、80歳以上の5歳刻みのお年寄りに対しまして敬老金を支給させていただいておりますが、御存じのように年々対象者については雪だるま式にふえる一方でございます。そういった中で、事業化といたしましても検討をさせていただきまして、85歳から100歳までの方については、従来1万円を支給させていただいたものを5,000円に変更させていただくといった内容でございます。これにつきましては、実際に支給に携わっていただいております民生委員さんの御意見も伺いながら、事業化で決定をさせていただいたといった内容でございます。

それから2点目、ファミリー・サポート・センターの中で、病児・病後児保育の内容についてお尋ねでございます。

ファミサポ事業は非常に幅が広いサービスでございますが、この病児・病後児に限って御説明させていただきますと、そもそもこの育児援助につきましては、サービスを依頼する会員さ

んと、そのサービスを提供する会員さん、この会員さん同士の信頼関係でもって成り立っているというのが基本でございます。また、病気の場合でございますので、医師からの許可を得て預かることが可能であるといった確認をとって実施していただいております。そういったことで実施をされておりますので、断るということは基本的にはないと思っておりますが、そこまで具体的にお尋ねをしたことについてはございません。

それから、ちびっ子広場事業でもってボール遊びができる広場をとということでございますが、そもそもちびっ子広場というのは、ちびっ子を対象にしたごくごく小規模な広場でございますので、そもそもボール遊びを想定はいたしておりません。

それから、民間の教育・保育施設の運営費補助についてでございます。これについては、名称にございますように、民間教育といった部分については幼稚園、民間保育施設については保育園といった想定でございますので、民間の10の保育園と3つの幼稚園を含めまして13園が対象ということでございます。

それから、民間の児童クラブの運営事業についてでございます。これにつきましては補助をいたしておりまして、保育所の保育単価をもとに積算させていただいております。保育単価から利用料を控除した額といったものを補助させていただいているところでございます。

保護者の負担につきましては、民間の児童クラブにつきましては自由に設定をしていただいている構わないわけではございますけれども、現時点においては公立と同様の利用料の設定がされておりますので、民間・公営ともに同じ利用料で利用をしていただくことができます。以上でございます。

#### ○市民生活部長（永田和美君）

それでは、私のほうから4点につきまして御答弁させていただきます。

まず1点目なんですが、子ども医療につきまして、償還払いを現物給付へ見直してはどうかということでございますが、現在、子ども医療で受診する場合、償還払いとなっておりますのは、県外受診される場合と中学生の入院の場合ということになっております。このようなことから、償還払いにより医療費を現在支給しているところでございます。

2点目の予算が年々減っている理由でございますが、当初予算額の医療扶助費につきましては、それぞれ前々年の決算状況に基づきまして予算は計上しております。平成27年度予算につきましても、平成24年度、平成25年度の決算に基づき計上をさせていただきました。

次に、脳ドックの助成についてでございますが、特定健診やがん検診などと異なりまして、脳ドックは、法に基づき、区市町村などに実施が義務づけられているものではございません。また、統一的な検査方法や判定基準、発症を予防するための治療方針が確立されておりません。国からも健診の指針は示されておりません。脳ドックにつきましては個人の判断で受診するものでありまして、市として取り組む考えはございませんので、よろしく願いをいたします。

次に、放射能の測定でございますが、放射線量の測定につきましては、現在、5カ所で測定が行われております。その結果につきましては、いずれも通常の測定される範囲内ということで報告がされております。したがって、市としても独自で測定することは考えておりませ

ん。以上でございます。

#### ○都市計画課長（恒川美広君）

続きまして、親水公園の関係でございますけれども、アンケートの件ですが、計画図の案ができた段階でパブリックコメントをさせていただくことを考えております。施設の詳細については、現段階においては決まっております。以上です。

#### ○教育部長（五島直和君）

私のほうから、5点御質問がありましたので、順次お答えさせていただきます。

まず1点目、卒業記念品の状況でございますが、現在、小学校の卒業記念品ということでございますが、以前、英和辞典とことわざ辞典を記念品で贈ってございましたが、ことわざ辞典はパソコンや電子辞書の普及により利用頻度が低くなったというような事情もありまして、やめさせていただきます。

また、中学校の卒業生への卒業記念品でございますが、印鑑というものを贈ってございました。その材質の関係で、以前は黒水牛の印鑑を贈ってございましたが、この材質のものが入手が、数とまってが困難というようなこともありまして、黒檀の印鑑に変更させていただきました。

いずれにしても卒業記念品というものですので、形で残って、なおかつ日ごろ使い、思い出がよみがえるというものが望ましいのではないかとというような方針で、平成27年度は小学校では英和辞典、中学校では印鑑というようなふうで考えております。

2点目なんです、行事の参加賞・記念品についての検討状況の御質問がありました。参加賞・記念品につきましては、諸行事の活用内容による問題というようなふうで検討をいたしました。先ほど島田議員のときにも御答弁させていただきましたが、担当課で協議、精査し、学校にも相談した中で、近隣他市の状況も参考にし、決定をさせていただいたような次第でございます。

3点目の準要保護の関係でございますが、それぞれ小学校・中学校の合計数で述べさせていただきます。

まず、平成25年の数字でお答えさせていただきますが、小学校の児童数が3,812人、そのうち受給者は332人、割合といたしまして、小数点以下四捨五入で9%でございます。また、中学校、生徒数2,170人、受給者は235人、割合といたしまして四捨五入で11%でございます。

次に、給食費の滞納状況の御質問もありました。こちらも25年度の状況でお答えさせていただきますが、佐屋小学校におきまして3,900円ということで、お1人がまだ未納の状況でございます。

御質問の最後になりますが、今年のキャンプ、自然教室の例をとられたり、放課後子ども教室の廃止の状況も例で出されましたが、本年度におきましては、学校教育の事業の補助金という面では縮小しているものはございません。以上でございます。

#### ○11番（河合克平君）

まず、順にお伺いいたします。

6ページの消費税の交付金についてですが、3億3,000万円増加していますよということな

んですが、増加している主なものがわかれば、増加している内容について、一般財源化しているだけなんで、どこに使ったかわからないよということではありますけれども、事業費としてふえているものが何かということはわかるかと思しますので、その辺について再度詳細にお伺いしたいと思います。

あと、交通安全指導員については、増員をしてきたということではございますが、引き続き増員をしていただきたいと思いますが、この件は再質問しません。

あと、愛知県西尾張地方税滞納整理機構についてですが、あくまでも任意組織なので、そういったことでは役場の職員が行って、そこで指導を受けながらするというものではないというふうに思いますので、そういった権限もない組織について、いつまでも入っているものではないというふうに私自身は思っておりますので、ぜひともそういったことでは再度何とか検討していただきたい、脱退のほうを検討していただきたいということを、再度認識をお伺いしたいと思います。

あと、ちびっ子広場についてですが、ボール遊びを想定してないということなんですけれども、想定できるような整備は、計画はないかということだけでも。ちびっ子広場にかかわらないということであれば、ボール遊びができる広場というのを整備する計画をぜひしてほしいと思いますので、そのことについてあるかどうかだけお伺いします。

あと、民間保育園の施設補助についてですが、幼稚園についてはありますということだったんですが、以前は幼稚園についてもあったのかどうか。あったのであれば幾らだったのか教えてください。

あと、民間児童クラブについてですが、保育所の保育単価でということなんですけど、これはどの分の保育単価になるのか、それは1人当たり大体幾らぐらいなのか、それを教えてください。

あと、子ども医療費については、負担が多い状況の中で年々減っているということであれば、中学生の医療費の無理化を進めるべきだというふうに私は思うんですが、そのことについての見解をお伺いいたします。

あと、健康診断について、ぼけ防止については個人の問題だから個人でやってくれということなんですけど、今、認知症を事前に防ぐために、確かに市民の皆さんそれぞれが判断をされていることではあるんですけども、多少の事業をすればより進むんではないかと、認知症の予防が進むんではないかということも思いますので、ぜひそのことについて、考えないということだけではなくて、ぜひ考えていただきたいということで、もう一度見解だけお伺いします。

あと公害対策について、放射能汚染の測定を5カ所で行っているということなんですけど、どこで行っているかということだけお伺いいたします。

あと、親水公園についてはパブコメをするということなんですけど、決まってしまってからパブコメをするということではいけませんので、それでは決まってしまうので、設計委託をされているときからアンケートをするなど、そこに市民の参加があるべきではないかというふうに

思いますんで、その点についてお願いをいたします。

あと、学校教育についてですけれども、確かに補助金を減らしたということではないと思いますが、受ける側からしてみると、去年までもらっていたものがもらえなくなったりということも含めて、教育費に対する補助金について、これ以上もっと減らしていくのか、それから教育のことを考えてもっと拡大をしていくのか、今後のことについてもう一度伺いいたします。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

まず、消費税の増加の内容とといいますか、理由とといいますか、そういった視点でございますけれども、議員御承知だろうと思っておりますけれども、消費税5%のときに、5%のうち地方消費税というのが1%あったわけですね。8%になったときに、これが1.7%になりました。その分の増加分が3億3,100万円、これが愛西市全体での増加分でございます。

それで、今、御質問のじゃあどういった事業のものに細かく充当しておるんだということについては、担当課長より御説明させます。

#### ○財政課長（村津友章君）

それでは、先ほどの河合議員の御質問に、概要の6ページに沿って御説明させていただきます。

社会福祉費、26年度予算額は13億2,998万8,000円、それから社会保険、介護保険等の事業費でございますが、予算額として13億7,841万2,000円、それから保健衛生、疾病予防対策等につきましては8億7,090万2,000円、合計といたしまして35億7,930万2,000円でございます。そのうちの一般財源といたしまして22億644万4,000円でございます。そして、消費税の交付金充当額と言われますものは、昨年度予算額として9,900万円でございます。以上でございます。

#### ○総務部長（石原 光君）

愛知県西尾張地方税滞納整理機構の脱退については、先ほどお答えをしましたとおり、脱退については考えておりません。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

ボール遊びができる広場の整備ということでございます。

現在、福祉部といたしましては児童遊園といったものも持っております。これにつきましては、現在では地元から要望があり、幼児についても提供がされる場合について施設について検討するといった方針でおります。過去の例を見ますと、どうしてもマナーの悪い利用者が多うございまして、当初はボール遊びができて、中止に追い込まれるといった例も多々あるところでございます。

それから、運営補助についてでございます。幼稚園につきましては、新しい新制度の中で保育と一緒に扱っていくといった制度でございますので、以前についてはございませんでした。

それから、民間児童クラブの保育単価、どの保育単価を利用したのかといったところでございまして、何年の何人規模のどの地域の保育単価ということについては、現在、資料を持っておりませんので、またお示しさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○市民生活部長（永田和美君）

まず、1点目の子ども医療の拡大につきましては、現在のところ考えておりません。

2点目の脳ドックにつきましてはでございますが、特定健康診査では検査できない脳疾患の早期発見のためにも脳ドックの助成の必要性は十分認識はしておりますが、まずは特定健康診査の受診率の向上に努めてまいりたいというふうに今考えております。

次に、放射能の5カ所の測定場所でございます。まず、1カ所目が県環境調査センター、名古屋市の北区でございます。2カ所目が環境調査センター東三河支所、豊橋でございます。3カ所目が西三河県民事務所、岡崎市でございます。4カ所目が一宮市木曾川消防署大気測定局。5カ所目が新城設楽建設事務所設楽支所でございます。以上5カ所ということでございます。

○教育部長（五島直和君）

まず、先ほどの親水公園の関係で私のほうから1つお答えさせていただきます。

やはりいろんな利用者の声を聞く必要があるかと思えます。そういう面では、体育協会とか、そういうような方々の声も聞きながら参考にさせていただきたいなというふうに思っております。

それと、学校教育の関係の予算の関係の今後の考え方でございますが、こちらにつきましても、途中、島田議員にもお答えしましたけれども、他市の状況であるとか必要性、優先度、そういうものをいろいろ勘案しながら、今後も検討していく必要があるというふうで認識しております。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

河合克平議員に申し上げます。脳ドックの助成の質問のときに不適切な発言がございましたので、注意をさせていただきます。

〔「はい」の声あり〕

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第33・議案第33号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第33・議案第33号：平成27年度愛西市国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、13番・吉川三津子議員、どうぞ。

○13番（吉川三津子君）

議案第33号について質問させていただきます。

今後の国民健康保険に関して、県統合の見通しについて1点お伺いしたいのと、先ほど財政的な見通しについてはお伺いいたしましたが、国庫及び県支出金の減額、それから保険税の減収、その他交付金の減額とともに、今回、共同事業の金額範囲の変更によって、今まで交付金と拠出金がほぼ同額だったものが、次年度予算では拠出金が1億円ぐらい上回るというような

状況になっております。こうした拠出金に関しての支出が上回るような状況は、今回改正があって今回に限るのか、そとれもずっとこれから拠出金のほうが交付金を上回って負担がふえていく状況なのか、その点、1点をお聞きしたいというふうに思います。

それから、あとこのような状況が続けば、次年度予算で、基金を使うわけですので、同じような予算を28年度組まねばならないとなると、かなり厳しい状況が待っているのではないかと、いうふうに思っておりますが、その辺の私の考えについて市の考えをお伺いしたいと思います。

#### ○市民生活部長（永田和美君）

まず初めに、県統合の見通しでございますが、国保の都道府県化をめぐる国と地方の協議につきましては、平成27年2月12日、厚労省政務3役と地方3団体の代表の会合を開きまして議論を取りまとめられました。厚生労働省の改革案を受け、全国知事会が国保改革に参加する意向を表明され、平成30年度から都道府県が財政運営の責任の主体となることが決まったところでございます。

続きまして、共同事業の関係でございますが、交付金額を予算計上するに当たりまして交付金の算定の基礎となりますのは、平成26年12月診療分から平成27年11月の診療分までの1円以上80万円以下の医療費の100分の59でございます。医療費につきましては予測が大変難しいわけでございます。平成25年度決算におきましても、歳入で5億5,709万5,482円に対し、歳出6億6,746万1,018円となりまして、1億1,036万5,536円の拠出金の超過となっております。

28年度につきましては、今の段階では試算が難しいと考えております。以上でございます。

#### ○13番（吉川三津子君）

見通しについてお伺いをしたんですけど、昨年度まで共同事業に関して歳入歳出がほぼ同額であるということの考え方についてですけれども、それはその金額の範囲においては、愛西市は県において、医療費の国保の会計において中間的な存在であったと。それが、この金額の範囲が広がることによって、ほかの市町の分も負担をしなければいけない立場になったというふうに解釈をしていいのか。この共同事業についての考え方、今回支出のほうにふえていますので、その点の考え方について1点教えていただきたいというふうに思っております。

先ほどから何度も質問等させていただいているんですけども、この共同事業の考え方というのは今年度に限っての試算の仕方なのか、今後ずっとこのような試算の仕方という形で来ているのか。そうであれば明らかに28年度は、この国保会計、危機的状況というのは見えてくるわけなんですけれども、その辺の考え方についてお伺いをしたいと思います。

#### ○保険年金課長（井戸田憲二君）

共同事業については、前年度の過誤調整の額、第三者行為の額の増減等、いろいろなものが影響してくるものになります。したがって、今後変動はすると思っておりますが、この金額については、29年度、30年度の広域化まで、この計算方式でいくと思われま。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、11番・河合克平議員、どうぞ。

#### ○11番（河合克平君）

今、吉川さんのお話にもあったんですが、共同事業交付金と拠出金の間の差ということですが、共同事業交付金・拠出金については自治体当たり幾らと。例えば、愛西市の規模であればこの金額であって、津島市の規模であればこの金額というような定率的な部分があるのかどうかについてお伺いをいたします。そのために差額が生じているのではないかなあと思いますので、そのことについてわかればお伺いいたします。

あと、まだ説明会のときにもお伺いしたんですが、低所得者対策のための保険者支援金制度というのが国でつくられる予定だということは聞いておりますが、そういったものを利用して国保料金の値下げに取り組んできたということ、全国的にはそういうところもあるようです。値下げということは難しい状況なのかもしれませんが、例えば子育て対策として18歳未満の児童の均等割の減免をすとか、低所得者の人の減免の拡大をすとかということについては考慮はされてないかどうか、お伺いいたします。

#### ○市民生活部長（永田和美君）

共同事業の関係の算定方法でございますけれども、拠出金の算定方法としましては、拠出金の総額の半額を前々年度までの3カ年度の基準拠出対象額で案分しまして、その残りの半額を前々年度の一般被保険者の数で案分して算出することになっております。

次に、18歳未満の児童の均等割の減免、または低所得者の減免の拡大についてでございますけれども、平成27年度の国民健康保険税の軽減措置につきまして、5割軽減、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者に乗すべき金額の引き上げが予定されているところでございます。この保険料軽減制度適用によります保険料軽減分の補填としまして、保険基盤安定負担金繰入金が公費として補填がされます。このため、この制度を活用しまして愛西市独自の減免の拡大、また国民健康保険税の値下げについては考えておりません。以上でございます。

#### ○11番（河合克平君）

共同事業の拠出金については、過去の医療費が使われた金額をもとにして算定されるということなので、過去に使わなかった自治体については、それだけ分たくさん支出をするという、そういう吉川さんが言われた認識でいいのかどうかについてもう一度お伺いをいたします。

これがどんどん、拠出金の事業が拡大をしていけばしていくほど、医療費を使わない自治体の被保険者が保険料をどんどん負担しなければならないというようなことにもなりかねないと思いますので、そのことについて、そういう認識でいいのかお伺いいたします。

あと、低所得者対策のための保険者支援金制度というのと、今、部長が言われたのはちょっと違っているんじゃないかなと思うんですけれども、今現在で5割、2割、7割の減免をするのに使っている制度と、この部分は違うんじゃないかと思うんですけど、一緒ですか。そのことについてもう1回、お聞きします。

#### ○保険年金課長（井戸田憲二君）

まず、共同事業でございますが、27年度の算出、26年の12月診療分から27年の11月の診療分までの1円以上80万円以下の医療費の100分の59でございますので、その金額が変われば、毎



年変動すると思われます。

それから、議員のおっしゃる保険者支援金制度というのは保険の基盤安定負担金繰入金に当たるもので、5割軽減、2割軽減に対する減額分を補填するものであると思っております。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第34・議案第34号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第34・議案第34号：平成27年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第35・議案第35号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第35・議案第35号：平成27年度愛西市介護保険特別会計予算についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第36・議案第36号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第36・議案第36号：平成27年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

13番・吉川三津子議員、どうぞ。

○13番（吉川三津子君）

農業集落排水の予算について質問いたします。

勉強会の中でも質問させていただいておりますが、西保の施設以降、順次改修をしていくということですが、次はどこの改修が必要になってくるのか。今後、1年に1カ所ずつのペースでやっていって足りるのかどうなのか、その辺のことを1点お伺いしたいのと、西保の改修で総額幾らぐらいかかったのかについてお伺いをしたいと思います。

○上下水道部長（飯谷幸良君）

この西保処理区での機能強化対策事業でございますが、平成26年度から28年度の3年間で農山漁村地域整備交付金を受けて実施をしております。西保の次につきましては、本部田・東條処理区を予定しております。1カ所3年かかるということで、3年ごとで改修をしていきたいと考えております。

また、西保の処理区の総額でございますが3億7,700万円、そのうち国が50%、県から14%の補助がありますので、この補助制度を活用して今後も進めていきたいと考えております。以上でございます。

**○13番（吉川三津子君）**

1カ所に3年という長い期間がかかるということですが、農業集落排水の施設というのはかなりたくさんあると思いますが、この3年というペースで改修等していったら足りるのかどうなのか、その辺ちょっと心配をしているんですが、その辺について1点御答弁をいただきたいのと、費用的に3億7,700万、市の負担というのは全体から比べると大変小さいんですが、この補助というのはこれからもいただけるものなのか。金額的にほかの施設もこれぐらいの費用がかかると見込んでいるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

**○上下水道部長（飯谷幸良君）**

市内には農業集落排水施設が19施設、それとコミュニティ・プラント施設が1施設の計20施設ございます。それぞれ供用開始後10年以上経過した施設が半数以上を占めている状況でございます。今後、劣化や故障等もふえてくるものと予想しております。各施設の劣化状況を判断しつつ、また供用開始の古いものから順次改修を進めていきたいと。ただ、この機能強化対策事業につきましては手挙げ方式でございますので、手を挙げたから必ず採択されるというものでもございませんので、順次計画しながら計画的に県と相談しながら進めていきたいと考えております。以上でございます。

**○議長（鬼頭勝治君）**

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第37・議案第37号（質疑）**

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、日程第37・議案第37号：平成27年度愛西市公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、13番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○13番（吉川三津子君）**

上下水道予算についてお伺いをしたいと思います。

この質問は毎回させていただいているんですけども、基金残高とは不釣り合いな支出がふえてくるだろうということを思っているわけですが、今後の一般会計からの繰入額の推計、それから今後の公債費の推計、基金残高の推計、完成までにどれぐらいの借金をするのか、その

総額についてお伺いをしたいというのと、今のままの下水道料金で今の下水道会計が維持できると考えていらっしゃるのか、その点についてもお伺いをしたいと思います。

**○上下水道部長（飯谷幸良君）**

それでは、最初に事業費全体について御説明をさせていただきます。

公共下水道事業の建設費は、全体計画では平成44年度完成を目指して、総額約282億円を見込んでおります。平成27年度予算における一般会計からの繰入金は2億7,800万円を計上しており、計画全体での繰入金につきましては146億円を見込んでおります。今後、繰入金がどうなっていくかにつきましては、シミュレーションによりますと、毎年増額となっていく、工事完了予定の平成44年度がピークとなり6億2,000万円強になると見込んでおります。

公債費では全体で257億円となり、平成72年度までに償還することとなります。

なお、起債の償還額につきましては交付税措置がされており、約90億円を交付税の算入で見込んでおります。

平成22年度から公共下水道が供用開始をしており、基金残高は、毎年少額ではございますが基金を増額してございまして、平成26年度末で3億4,000万円の基金を見込んでおり、将来的には10億円の積み立てを目標としております。市債の総額では全体で165億円となっております。

今のままの下水道料金で下水道会計が維持できるかとの御質問でございますが、現段階では、毎年少額ではございますが基金への繰り入れができる状況であることから、現状を維持できるものと考えております。以上です。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、11番・河合克平議員、どうぞ。

**○11番（河合克平君）**

概要の162ページの浄化槽雨水貯留施設転用費というところで、1基当たり10万円ということを出ているんですが、ある大型な浄化槽がありまして、それが転用するについては、この10万円しか出ないということをお伺いはしているんですけども、この大型な浄化槽を使っているあるマンションが下水道に加入すると、年間1,000万円ほどの料金収入になるんですけども、そういったことで大型浄化槽の転用が大きなできない理由になっているというふうに聞いております。そういったことでは、大型の浄化槽についての補助金の新設をしてはどうかということをお伺いしますが、いかがでしょうか。

**○上下水道部長（飯谷幸良君）**

浄化槽の雨水貯留施設転用費補助金交付要綱によりまして、愛西市では公共下水道及び農業集落排水施設への下水道接続に伴い、不要となった浄化槽を雨水貯留施設に転用する方に対し、浄化槽1基当たり転用工事費に関する経費の3分の2以内として10万円を限度として補助金を予算計上しております。愛知県下の市町でも多くの市町で同じような補助金制度となっており、補助金の拡大については考えておりません。以上です。

**○11番（河合克平君）**

1軒に当たり10万円ということなんですけど、あるところは300軒あって、そこで浄化槽が

あって、移動させるのに1,000万から1,500万ぐらい転用費用がかかるということがあるもんで  
すから、そういったことでは、収入ということを考えれば、費用対効果を考えれば、もう少し  
増額をするということも検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょう。

○上下水道部長（飯谷幸良君）

この補助金は、あくまでも浄化槽を雨水貯留施設として庭木などに散布するポンプをつけて  
活用するという補助金でございますので、大型マンションの方に対しても同じような補助体制  
となっておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第38・議案第38号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第38・議案第38号：平成27年度愛西市水道事業会計予算についてを議題とし、質  
疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、20番・高松幸雄議員、どうぞ。

○20番（高松幸雄君）

議案第38号の平成27年度愛西市水道事業会計予算で、概要書の165ページの水道事業会計の  
予算案について質問いたします。

合併当初から懸案である水道事業で、今年度の佐織地区と八開地区の水道事業で、それぞ  
れの地区の収支状況をお尋ねします。

○上下水道部長（飯谷幸良君）

水道事業会計におきまして、平成27年度予算における佐織地区の収支状況からお答えをさせ  
ていただきます。

水道事業収益は3億6,970万5,000円を予定しております。主な内訳としましては給水収益、  
水道使用料でございますが、それが3億4,891万1,000円でございます。それに対しまして水道  
事業費用につきましては3億9,379万1,000円であり、単年度の予算ベースでは2,408万6,000円  
の赤字となっております。

次に、八開地区の収支状況でございますが、水道事業収益は9,328万3,000円を予定して  
おります。主な内訳としましては、水道使用料として9,205万8,000円でございます。それに対  
しまして水道事業費用は1億722万8,000円であり、予算ベースで1,394万5,000円の赤字  
となっております。

佐織地区と八開地区を合わせた予算としましては、収入合計4億6,298万8,000円、支出  
合計5億101万9,000円であり、3,803万1,000円の赤字でございます。

ちなみに、平成22年度から当年度純損失が発生しております。平成22年度が2,258万8,000  
円、23年度が1,293万5,000円、24年度が1,170万9,000円、25年度が2,583万2,000円と、  
いずれも赤

字決算となっております。以上です。

**○20番（高松幸雄君）**

合併して10年が経過しまして、水道料金の統一が一向に進んでおりません。そこで、26年度は新水道ビジョンを策定して、27年度で新水道ビジョンを検証していくというふうになっておりますけれども、今年度収支で赤字でしたけれども、その原因が何であるかということをお尋ねします。

また、その赤字を補う財源をどうしていくかお伺いするとともに、今後の見通しについてお尋ねします。

**○上下水道部長（飯谷幸良君）**

収支で赤字の場合、その原因と補う財源はとの御質問でございます。

赤字の原因につきましては、先ほど申し上げました給水収益の減少と、費用面における固定経費の上昇傾向が考えられます。公営企業会計は、その経営に要する経費につきましては、経営に伴う料金、水道事業会計でいきますと水道料金でございますが、それをもって充てる独立採算制が原則とされております。今の赤字分につきましては、その補う財源といたしましては、水道事業会計の内部留保資金で補っておりますが、いつまでもこの留保資金が続くわけではございません。今後も赤字が続くことが推測されておまして、適正な水道料金体制に見直すことが必要であると考えております。以上です。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、4番・加藤敏彦議員、どうぞ。

**○4番（加藤敏彦君）**

議案第38号ですけれども、今、高松議員のほうからも質問がありましたが、新水道ビジョンで料金について佐織地区と八開地区の料金の違いは示されておりますが、料金統一についての明確な考えが示されていないと思います。どのように考えていかれるのか、いつまでに結論を出されるのか、お尋ねしたいと思います。

**○上下水道部長（飯谷幸良君）**

高松議員の御質問にもお答えをさせていただきましたが、平成27年度の愛西市水道事業会計の予算につきましても赤字予算でございます。近年、事業費用が事業収益を上回っている状況が続いており、将来にわたって健全な事業経営を継続していくためには、適正な料金設定が必要となっております。今後よく検討し、適正な料金設定による安定した事業経営に努めなければならないと考えております。平成22年度以降連続して単年度の純損失が発生している状況でもありますので、料金の見直しにつきましては、早い時期にお願いをしたいと考えております。また、その料金見直しの中で、佐織地区と八開地区の水道料金統一についても検討していきたいと考えております。以上です。

**○4番（加藤敏彦君）**

今、上下水道部長から早い時期と明確に答えられましたけど、早い時期というのは年度的にはどう捉えたらいいのか、お尋ねをします。

○上下水道部長（飯谷幸良君）

水道ビジョンにつきましては、今年度作成をさせていただきました。27年度に検証してまいりたいと考えております。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第39・発議第1号（質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第39・発議第1号：愛西市子ども医療費支給条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

2番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○2番（山岡幹雄君）

発議第1号 愛西市子ども医療費支給条例等の一部を改正する条例の制定について質問させていただきます。

まず、今回この発議の提案に至った経緯について御説明をお願いします。

そして、条例の附則に平成27年10月1日から施行となっていますが、なぜ10月1日なのか、お伺いをいたします。

さらにもう1点、この条例に伴う予算措置としてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○12番（真野和久君）

山岡議員の質問にお答えいたします。

最初に、今回の発議に至った経緯ということであります。

12月議会に請願署名が出されました。その中でも残念ながら否決をされるという状況の中で、何としても子供の医療費の問題について拡充をお願いしたいという方々の強い要望もありまして、今回、条例案の改正という形で発議をいたしました。

この間の推移ということでもありますけれども、2月には県知事選挙が行われました。県知事選挙の中では、1人の方は18歳までの医療費の無料化の拡大を訴えられていましたが、当選された大村知事に関しては医療費の拡大については述べられていません。むしろ、新聞報道などの議論の中では、現在、医療費の無料化については、県の制度をベースに市町村が上乘せをして、ほとんどの自治体、52市町村で中学校まで入・通院とも無料になっているというようなお答えをされていまして、一方では福祉医療制度を示唆されています。現状の中でいうと、愛知県として子供の医療費の無料化の精力的な拡大がどうも見込めないような状況になっている現状もあります。そうした中で、愛西市独自にやっていく必要があると考えて、今回、提案をさせていただきました。

そして、10月1日の根拠ということですが、これは議案提案のときにも説明をいたしました

が、今回の条例案が今議会で可決された場合ですが、実際の問題として、制度的な改正とかも含めて、実際に事務作業をどの程度期間があればやれるのかということを担当者に伺いました。その中で、仮に今回成立した場合、事務作業として10月1日からであれば何とかできるでしょうという答えをいただきましたので、10月1日ということで提案をしております。

それから、財源の問題ですが、これは12月議会のときにもお話をいたしました。先ほどからの議論の中でもありましたが、子供の医療費に関しては、子供の人数が減っているということもあって実際は減ってきているということもありますし、昨年度予算との関係でいえば、中学生までの最初の当初予算の中でほとんど賄える状況になっていますので、そういう点でも不可能ではないというふうに考えています。

## ○2番（山岡幹雄君）

御答弁、ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

いろいろ法律等があるわけですが、地方自治法第222条には、次のような規定がございます。「普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講じられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない」と書いてあります。これは長のことと言っていますが、地方自治法の逐条解説には、「議会の議員が予算を伴う条例案その他の案件を提出する場合は、地方自治法第222条の趣旨を尊重して運営されるべきものであって、あらかじめ執行機関と連絡の上財源の見通しを得る必要がある」と書いてあります。

本来、条例と予算は表裏一体のものであり、予算を伴わない条例は実効性を期し得ないものがありますから、議員としても地方自治法第222条の趣旨を尊重して運用すべきであり、このように財政負担を伴う条例を議案として提案する場合には、市の財政状況を考慮し、かつ執行部の意見を聞き、慎重に期することが大切であると私は考えますが、提案者の見解をお伺いいたします。

## ○12番（真野和久君）

今回、予算案としては改正提案はしておりません。というのは、先ほどの予算上の問題というのは、これまで、現在も市との協議等はしていないからでありまして、そういう点で今回は条例案の改正という形で提案をいたしました。

そして、財源的な問題に関しては、先ほどから言っているとおりでありまして、今後通れば予算措置等は可能だというふうに考えていますので、その点をよろしく願います。

## ○議長（鬼頭勝治君）

これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第40・委員会付託について

## ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第40・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第1号から議案第24号、議案第26号から議案第38号、  
発議第1号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員  
会等へ付託をいたします。

なお、各常任委員会等に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のと  
おりでございます。

また、各常任委員会等の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思  
いますので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鬼頭勝治君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は3月20日午後1時30分より再開しますので、よろしくお願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦勞さまでございました。

午後7時00分 散会